

廣島県医師会速報

2023年（令和5年）2月25日号 第2543号

1 第25回 市区郡地区医師会長Web会議

市区郡地区医師会長の全員が今年を総括

11 第35回 全国有床診療所連絡協議会総会

富士の麓で話し合おう！～2025年問題をチャンスに変えるために～

17 「准看護師の雇用に関するアンケート」の調査結果について

地域医療における准看護師の必要性を再認識

26 会員の栄誉

令和4年度 公衆衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰（松村 誠）

令和4年度 広島県学校保健及び学校安全表彰（山本 伸・橋本 成史・上田 明）

30 理事会記事（1月31日）

32 会員へのお知らせ

「HPKIのリモート署名における電子署名について」に関する周知 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に向けた周知等 令和5年度特定健康診査・特定保健指導の集合契約 他

49 社保の栄

e-資料 通達文書（社保関係）掲載情報

令和5年4月から12月における診療報酬上の臨時の取扱い

～医療情報・システム基盤整備体制充実加算および医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算～ 令和5年度における診療報酬等の支払日 令和5年度 診療報酬改定関連書籍の販売について（案内）

58 介護保険の窓 e-資料 通達文書（介護保険関係）掲載情報

59 広島県地域医療支援センターだより

IPPNW（核戦争防止国際医師会議）コーナー 第23回IPPNW（核戦争防止国際医師会議）世界大会のご案内

62 勤務医ニュース 勤務医のセカンドキャリア～私の場合～（広島赤十字・原爆病院 緩和ケア科 藤本 真弓）

63 禁煙コーナー 禁煙外来15年目（さくらい内科アレルギー科クリニック 櫻井 穂司）

64 広島あっちこっち No.190 新興感染症に想う（安芸市民病院 吉川 一紀）

65 廣島医学コーナー（第76巻2号）

66 広島県医師協同組合情報 空気清浄機 エアドッグ

67 募集コーナー

83 学術講演会ガイド（2月25日～3月24日）

87 学会案内 令和4年度 広島県医師会勤務医部会 総会・講演会

広島がん高精度放射線治療センター（HIPRAC）県民公開セミナー 他

91 編集室 地元紙朝刊「縦書きコラム」に思う（白川 敏夫）

会員の先生方は、e-広報室から
カラーで速報を閲覧できます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）情報は27・35・37・40・55・58ページをご覧ください

第54回

広島医家芸術展

伝統ある広島医家芸術展を本年度も下記の通り開催いたします。会員の先生方やご家族より出品いただきました絵画、写真、書、工芸などを展示しております。多くの方々にご鑑賞いただけますよう、皆さまのご来場をお待ちしております。

第1会場 広島県民文化センター

とき 令和5年3月8日(水)～13日(月) 午前9時～午後5時

ところ 広島県民文化センター 地下1階 展示室

第2会場 広島県医師会館

とき 令和5年3月15日(水)～4月30日(日) 午前9時～午後5時

ところ 広島県医師会館 1階 ホワイエ（広島市東区二葉の里3-2-3）

連絡先 広島県医師会 広報情報課 TEL: 082-568-1511

第25回 市区郡地区医師会長Web会議

－市区郡地区医師会長の全員が今年を総括－

とき 令和4年12月27日(火) 午後7時

ところ 広島県医師会館 702会議室 Web開催



広島県医師会 会長 松村 誠



年末年始の診療・検査体制確保への協力に謝意を申し述べる平中純総括官

第25回の会長Web会議では、最新情報として、広島県より新型コロナ感染状況、ワクチン接種の情報提供を受けた。また、耳より情報では、クレーム相談サービスのご案内について報告後、フリートークにて全会長から総括コメントをいただいた。

挨拶(要旨)

広島県医師会会長 松村 誠

年末になり県北では積雪となっているようであるが、コロナは第8波が猛威を振るっており、西岡会長の福山市では1,516人と過去最多を記録している。県全体でも7,556人と医療ひっ迫を危惧しているところである。

後ほど平中総括官よりご報告をいただくが、まずは年末年始の検査・診療医療機関の報告とお礼を申し上げたい。12月30日から1月3日まで、いずれも県内で30医療機関以上の協力をいただ

いた。ご協力に感謝申し上げる。

また、県医師会としては、年明け1月9日に新年互礼会を予定していたが、コロナ新規感染者増加のため、残念ながら中止とさせていただいた。再来年はぜひ、皆さんとお会いしたいと思う。

本日が今年最後の会長Web会議であるので、10大ニュースを報告させていただく。常任理事会の10大ニュースは、1位：第二期松村執行部発足、2位：ウクライナ侵攻に対する緊急声明、3位：被爆伝承コーナーオープニングセレモニー、同3位：広島県医療行政施策提案要望書を提出、5位：カープレジエンドゲーム始球式、

6位：高度医療・人材育成拠点の基本構想策定にかかる合同記者会見、7位：中国四国医師会連合常任委員会（会長会議）・常任委員会・総会、8位：設立40周年記念事業核戦争防止国際医師会議（IPPNW）日本支部大会、9位：令和4年度在南米・在北米被爆者健康相談等事業、10位：第151回日本医師会定例代議員会となつた。

最後は明るいニュースとして、サッカーワールドカップも盛り上がったが、野球も大変盛り上がり、大谷翔平投手が2桁勝利2桁本塁打を達成し、日本ではヤクルト4番村上宗隆内野手が、王貞治さんを抜く56本塁打を打ち三冠王、さらにはロッテ佐々木朗希投手が完全試合を達成し、医師会関係では、3月21日に広島東洋カープレジェンドゲームにて、医師会を代表して私松村が木下選手を空振りに仕留めて完全始球式を達成した。今年最後の話題を提供させていただいた。

1. 報告・協議事項

(1) 最新情報

① 新型コロナウイルスの県内の感染状況について

広島県健康福祉局 総括官（健康危機管理）
平中 純

令和4年は1月からオミクロン株の流行で、医師会の先生方には大変お世話になり改めて感謝申し上げる。この年末は穏やかになることを期待していたが、本日は新規感染者7,556人と年末年始が第8波のピークになる勢いである。その年末年始の検査・診療医療機関へのご協力にも感謝申し上げる。

全国の感染状況は、北海道は急速な減少に転じて46位、沖縄県が47位となっている。なぜこのようになったかは不明であるが、広島県は人口10万人当たり1,224人と増加傾向となっている。

12月13日にシミュレーションしたモニタリングラインにより経過を見ているが、知事が16日に医療非常事態警報を発令したときの実測では、増加予想の最大と最小の間を増加で推移している。

年代別感染状況は、60代以上の感染者は少なく増加も小さいが、10代40代は感染者が多く、10代50代は少ない傾向である。

ワクチンは現在オミクロン株対応ワクチンの接種を進めているところであるが、全体で33.3%

の接種率となっている。

第8波への対応は、広島県では同時流行下の外来受診等、発熱患者が最大21,333人/日と見込んでおり、発熱外来等の医療機関と陽性者登録センターとPCRセンターの3施設で受け止めていきたいと考えている。

内訳は13~64歳12,753人（60%）の一部6,377人は、新型コロナ抗原定性検査キットでセルフチェックと見積もっており、陽性者登録センター（最大2,133人/日（10%））、無症状病原体保有者（最大1,016人/日（5%））、それ以外は発熱外来等の医療機関対面診療（一部、電話・オンライン）最大（18,184人/日（85%））を想定している。

また、令和4年12月26日から当面の間、抗原定性検査キットの無料配布を開始している。専用ホームページで事前にWeb申し込みをしていただき、家族等が薬局にキットを受け取りに行く仕組みである。また、12月29日～1月9日までは、申請者へキットの配送も実施予定である。昨日（12月26日）既に3,000件の申し込みがあり、家族分も合わせ約10,000キットの配布を実施する。

陽性者登録センターは8月26日に開設したが、12月26日までに登録件数13,098件で、直近2週間でも200～500人と多くの登録があり、医療機関の負担軽減に貢献している。

年末年始等における診療・検査体制の確保についても、12月30日～1月3日、8日、9日は1日当たり40件前後の協力をいただいた。感謝申し上げる。

オンライン診療センターは現在も1日50～60件の利用であるため、木・土・日・祝日の診療を当面継続する予定であるが、年末・年始の12月30日～1月3日は日曜・祝日の扱いとして診療予定である。

1日の新規感染者数が3ヵ月半ぶりに5,000人を超え、緊急フェーズI（792床）の確保病床使用率が60%を上回るなど、非常に厳しい状態であるため、12月23日に緊急フェーズII（876床）に引き上げることを入院受入医療機関に協力要請したが、このままで病床のひっ迫は避けられず、高齢者施設等の嘱託医、連携医療機関へのお願いとして、1、高齢者施設等に入所中の新型コロナ患者について、中等症II以下で症状が安定している場合、施設内の医療・療養の継続をお願いする。2、高齢者施設等との情報共有および連携をさらに深めていただきたい。3、高齢者施設等にあっては、療養解除前の退院患者を受け入れ、施設内療養を再開していただく

ようお願いする。

また、嘱託医または連携医療機関での対応が困難な場合は、往診可能医療機関の活用等により、施設内での医療・療養を継続していただくようお願いする。

最後に、検査・診療医療機関には、診察した患者がコロナ陽性となった際に、重症化リスクがあるため入院調整を行う場合であっても、すぐに入院できるとは限らないため、積極的な投薬治療をお願いする。

② 新型コロナワイルスワクチンの接種について

広島県健康福祉局 ワクチン政策担当課長
草薙 真一

現在は、2回目接種を完了した全ての方を対象に、オミクロン株対応ワクチン(BA.1対応型またはBA.4-5対応型)の接種を実施しており、対象者全体の3分の1を超えたところである。本県には4種類のワクチンが供給されており、全体で220万回分であるが、ファイザー社(BA.4-5)が134万回分と最大となっている。ファイザー社(BA.4-5)を中心に接種を実施しているが、市町によっては残りが少なくなっている。他のワクチンに切り替わることが想定される。

予防接種法に基づく特例臨時接種(無料接種)は令和5年3月31日で終了予定は、現在のところ変更はないが、小児・乳幼児の所定の回数が年度末までに終了しない場合でも、可能な範囲で接種が可能と変更されている。

また、一部の市町接種会場において11月の予約枠が充足傾向であり、市町から接種枠の増加や周知広報等について協力依頼があった場合には、可能な限りご協力をお願いする。

今後の接種について、国の第42回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(令和4年12月13日)では、特例臨時接種の期間は現時点で令和5年3月末までとしていること、厚生労働省に設置されたADB(アドバイザリーボード)において、検討に必要な病原性や感染力等の評価に関する検討が開始されていることを踏まえ、論点として、ワクチンの有効性等から接種の目的を明確にした上で、接種計画(対象者、回数、時期、ワクチンの種類等)の検討を疫学的状況・感染症法上の位置づけ、安全性および有効性の持続期間や諸外国における接種プログラムの方針などを考慮した上で、速やかに方向性に関する議論を得ることとしている。

(2) 耳より情報

① クレーム相談サービスのご案内について

広島県医師会常任理事 山田 謙慈

弁護士法人マネジメントコンシェルジュが実施する「クレーム相談サービス」については、既に広報をしているが、改めてご案内をさせていただく。本件は、12月25日号の広島県医師会速報へ掲載し、地区医師会および会員医療機関へ既にご連絡差し上げている件である。

医療機関において、患者から言われのないクレーム等を受ける状況が増えており、広島県医師会事務局へ寄せられる相談も多様化し増加し続けている。現状、事務局へ寄せられた質問は、医事紛争顧問弁護士へ照会しアドバイスをもらって当該医療機関へ回答している状況であるが、回答までに時間がかかることがあるが、緊急相談への即時対応が難しい場合がある。

具体的な相談例としては、医療費滞納者への対応、応招義務、情報開示請求への対応、暴言・暴力等があった際の対応等、微妙なご質問が多く寄せられている。

広島県医師会団体医師賠償責任保険の引受会社である東京海上より、クレーム相談サービスの紹介があった。

問題等が起こった際に東京海上と提携する専門弁護士事務所へ相談ができるサービスで、メールや電話での相談が可能である。申し込み受付後「弁護士法人マネジメントコンシェルジュ」からアドバイスが提供される。令和4年8月8日から全国でモニター調査が開始されており、令和5年3月末までを調査期間としている。本件はモニター調査のため無料であり、本調査で得られた情報は東京海上に提供され、今後、広島県医師会に寄せられる相談への対応方法等を検討する材料になる。

聞いたことがない連絡先に問い合わせを行う会員がどの程度存在するか、不透明な部分もあるが、会員の先生方が普段お困りのことについて、本サービスを利用いただき、医療機関の課題解決の一助となれば幸いである。

(3) フリートーク

呉市医師会会長 玉木 正治

私は呉市医師会から広島県医師会の執行部にも参画しているが、県医師会が地区医師会に対して月1回このような情報提供を行っていただけるのは大変ありがたい。特にこの3年間の医療体制はCOVID-19に終始していたと思う。この新興感染症に対しては情報が第一であり、感

染症法に基づいた医療のため行政からの通達と方針が大きな指針となる。それをいち早く県から地区医師会に伝えていただけることは非常にありがたく、地域の担当理事にもいち早く情報をいただけたこともありがたかった。

来年コロナがどうなるかは不明であるが、医療は第8次医療計画の策定や、医師の働き方改革も待ったなしである。それら国の政策や情報を県医師会から地区医師会に伝えていただき、地域医療を充実させるための政策が大切になると思うので、広島県医師会にはこういった情報提供を引き続きお願ひしたい。

福山市医師会会長 西岡 智司

今年6月から会長を拝命したが、直後からコロナ第7波、第8波と遭遇し、福山市も第8波がついに第7波のピークを越える大きな波となっており心配している。そんな中で年末を迎え、医療提供体制も厳しい状況である。発熱外来も現在の医療機関では不足となることから、市民に対し陽性者登録センターとオンライン診療センターを利用していただくよう広報したいと考えている。新聞等のメディアに対しても、市民に繰り返し広報していただくようお願いをしている。コロナ収束を祈っているが、しばらくは続きそうであるので、今後も行政との連携を密にして対応していきたい。

来年はコロナ以外でも事業を進めていきたいので、会員への連絡を従来のファックスからLINEを利用した「福山市医師会LINE」の運用を開始し会員個人に対し情報提供をしたいと考えている。

松村会長には県東部も気にかけていただき、力になっていただき大変感謝している。来年度も引き続きよろしくお願ひする。

尾道市医師会会長 佐々木 伸孝

6月に会長に就任しこの会議にはまだ半年である。尾道市も同様にコロナが増えており、年末年始が不安であるが、会員一丸となり乗り切っていきたいと考えている。

尾道市医師会では准看護学校の問題が大きく、福山市、府中地区、三原市の准看護学校の廃止が決まり、尾道市だけが残った状態であるが、入学者の減少は他と同様であり、今後どうするかは来年の入学者数などをみて考えなければならない状況である。広島県医師会には引き続きご支援をお願いする。

三原市医師会会長 木原 幹夫

1年間さまざまな情報を発信していただき感謝する。今年もコロナで大変な1年であったが、医療機関は職員の家族感染で出勤できないなど職員確保が難しくなった。この出勤停止期間の短縮も難しく医療機関は大変苦労をしている。

また三原市では11月16日に新聞報道もあったが、尾三の地域医療構想調整会議で調整した三原市医師会病院と山田記念病院の統合を発表したが、特に山田記念病院が持っていた脳血管障害治療を三原市医師会病院に引き継ぐ方向で調整をしており、令和5年4月には新しい体制で病院を発足したいと鋭意努力している。

三原市医師会には准看護学校と看護専門学校があるが、双方とも入学者・応募者がおらず令和5年3月をもって両校とも閉校と決まっている。そこで今後の三原市における看護師の確保を行政と進めなければならず、タイトなスケジュールの中で調整を進めているが、救急医療体制など多少は近隣の医療機関に迷惑をかけることになるかもしれないが、ご理解の上ご協力を賜りたいと思う。

因島医師会会長 藤井 温

この会長Web会議を通じて、毎月コロナ関連の最新情報、普段目にしにくい耳より情報などを共有させていただき感謝する。

この1年は皆さんと同じくコロナ医療に苦労した1年であったが、12月になって医師会病院で大規模なクラスターが発生してしまい現在は大変な状況である。幸いに変異が進むにつれて病原性が低くなっている、順次療養解除ができている。

ここ数年は因島医師会病院では医師不足に苦慮しており、地域医療をどうするかは今後の課題である。医師の派遣等について、広島県医師会あるいは県行政にご支援をいただければと思う。

大竹市医師会会長 佐川 広

大竹市医師会では大竹市休日診療所に医師を派遣しているが、これまでコロナ発熱疑い患者は診ていなかった。このたび、年末年始の発熱患者増大に備えて、担当医師に発熱者の受け入れ、抗原検査、投薬治療を行うよう指示した。1月8日、9日以降も発熱患者を受け付けるようにしている。ただ、受け入れは担当医師の判断としていることから、県の検査・診療医療機関

の登録やホームページ公開はしていない。また診療所にはネット回線がないため、保健所にはファックスでHER-SYSの登録をするよう手配した。

大竹市は西隣が山口県岩国市で岩国市もコロナ患者が多く、保健所管轄も違うので、大竹市の患者を回すと嫌がられる。できるだけ広島県内で対応できればと考えている。コロナ検査キットや解熱剤の確保に難渋していたが、昨日、広島県からコロナ検査キットをたくさん送っていただき助かった。

当会の課題としては、会員数の減少で特にA会員の減少が挙げられる。地域開業は少なく、既存医師の高齢化、閉院が続いている。このままでは地域医療の確保、医師会運営に影響が出ると危惧している。大竹市医師会は入会費も安く大竹市で開業される医師を求めている。

松村会長には会長Web会議を開催していただき感謝している。来年以降も引き続きお願ひする。



安芸地区医師会会長 白川 敏夫

昨年1年間、新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）をはじめとする情報提供に感謝する。令和5年も新型コロナをはじめとする県医師会・県行政からの情報提供と支援に期待している。当会附属の診療検査医療機関の運営は、少なくとも令和5年5月8日に予定されている新型コロナの5類への見直しまでは継続することになる見込みである。

昨今の医師の立場を考えるとき、医師が医療従事者のヒエラルキーの頂点から、包括ケアシステムの一員へと変わってきた。地域医療の主役としての医師の立場を堅持し、地域包括ケア推進に中心的な存在でなければならない。この観点からも、会員に対する研修、情報提供等を強化すべきと考えている。



佐伯地区医師会会長 大久保 和典

この会長Web会議への要望は特になく今後とも情報提供をお願いしたい。

この場を借りてお礼を述べさせていただく。私は6月から山根基会長から引き継ぎ会長を拝命しているが、これまで廿日市地域では大規模災害が発生した場合の対策として、廿日市市と協定は結んでいたが、今の時代に即した災害対策マニュアル等ができていなかった。この9月より検討を始めており、佐伯地区医師会と廿日市市、拠点病院のJA広島総合病院、廿日市消

防本部、歯科医師会、薬剤師会等に集まっていただき月に1~2回検討を繰り返している。

そんな中、各地域で既に策定されている災害対策マニュアルを参考に拝読したが、その中でも必要十分な内容で、なおかつシンプルで分かりやすいマニュアルが、竹原市と竹原市医師会が令和元年に作られている「竹原市災害時救護活動マニュアル」全50ページであった。非常によくまとまっており、竹原市と竹原市医師会にこれを参考に策定してもよいか伺ったところご快諾をいただいた。米田会長には感謝申し上げる。来年の春から初夏辺りをめどに、当地区でも災害対策マニュアルを作成したいと考えている。



安佐医師会会長 辻 勝三

松村会長には毎月、会長Web会議を開催していただき感謝申し上げる。また各地区医師会の状況も聞かせていただき、大変勉強になる。

安佐医師会も皆と同様にコロナ対応の1年であった。夏ごろには高齢者のワクチンの問い合わせなどでパニックになりかけたが、医師会として会員への情報開示に努めた。

そんなコロナ禍ではあったが会内の委員会は開催でき、特に来年には安佐医師会病院が開設の予定であり、その準備委員会も開催することができた。

安佐医師会としては、来年は1つの節目を迎え、安佐医師会病院の開設、可部夜間急病センターの移設、安佐准看護学校の移転、広島市北部在宅医療介護連携支援センターの移転、安佐医師会訪問看護ステーションの出張所開設と5つの事業が1カ所に集約される。安佐市民病院を中心に地域包括ケアを進め、地域完結型の医療・介護を先進的な取り組みとして、手本にしていただきたいと考えており、役員一同まい進してまいるのでご支援・ご助言をよろしくお願いする。



安芸高田市医師会会長 佐々木 龍司

広島県健康福祉局、広島県医師会、市区郡地区医師会には、この会などを通じて最新情報を提供していただき感謝する。また皆がコロナ医療に尽力されておられることに敬意を表する。

当会では県健康福祉局や県医師会のご指導のもと、コロナ診療、ワクチン接種、夜間休日診療などJA吉田総合病院を中心として、医師会員全員が安芸高田市役所の協力で、官民一体の

風通しのよい関係を構築している。来年も引き続き官民一体で地域医療にまい進してまいります。

この会長Web会議は、遠方である当会としては大変ありがたく、また最新情報は非常に有用であると思う。今後もコロナにかかわらず継続していただければ幸いである。

山県郡医師会会長 北尾 憲太郎

松村会長、県医師会役員の先生方、職員の皆さまには大変お世話になり感謝申し上げます。

今年もコロナに始まりまだコロナは終わっていないが、当地区も少ない人口ながらに陽性者が発生するとすぐに拡大し、本日も北広島町は38名の陽性者が発生している。

ただ、ワクチン接種などは各医療機関で協力して、予約から接種までスムーズに住民に提供できるよう整えている。検査体制も病院を中心構築している。

現在はコロナ禍であるが、当地区は毎年のように閉院される先生がおられ、中には若い医師が帰り医院を継承していただけすることもあるが、医師の確保、医療従事者の確保は課題である。

佐川会長の大竹市医師会より山県郡医師会の方が医師会費は安いと思う。夏は避暑リゾート、冬はスキー、日本海にも近く、山県郡で開業していただける先生を推薦していただけると幸いである。

近隣の医師会の先生方からも大変お世話になっており、この場をお借りしてお礼を申し上げる。来年も引き続きよろしくお願ひする。

賀茂東部医師会会長 市場 康之

本年も松村会長、東広島地区医師会の山田会長をはじめ、各医師会長には大変お世話になり感謝申し上げます。

当会は大変小さな医師会であるが、コロナでは発熱外来だけではなく、住民・小中学校・こども園への説明対応にも多くの時間を費やし、住民の方にご理解と協力をいただき医療を進めている。

また、コロナだけではなく東広島市の北部の医療として、河内町、福富町、豊栄町で、山河の内、福に富んで、豊に栄える町づくりを目指して「山河福豊の会」と称する会を作り、まず認知症問題に取り組んできた。交通の便が悪く医療機関が少ない当地域でどうするかをテーマに、住民、自治会、包括ケア、社協、市町の保健師、医師、歯科医師、薬剤師など約20人が集まり「北部オレンジ会」と月替わりで毎月会議

を開催している。他にもお寺で開催している住民の会があり、医療諸問題と一緒に協議したいと考えている。

広島県で1番小さい医師会であるが、来年もワクチン接種も毎日数名、発熱外来も実施していきたいと思う。来年もご支援をよろしくお願ひする。

東広島地区医師会会長 山田 謙慈

本年6月で会長3期目を選任され、内部の体制強化のため組織変更を行い、外向きとしては東広島市と広島大学との連携強化をさらに進める努力をしている。

12月16日に県独自の医療非常事態警報が発令され、23日には緊急フェーズⅡに引き上げられた。当地区唯一の基幹病院である東広島医療センターを守り、地域医療を維持するために、2次救急病院を医師会員で支える努力をしている。

また、新たな事業を東広島市と連携することとし、本年11月に高垣市長に小児近視対策の要望書を提出した。既に日本眼科医会と文科省が協力して啓発活動を始めているものである。

市場会長の「山河福豊の会」は大変興味があり学ばせていただこうと思う。来年もどうぞよろしくお願ひする。

竹原地区医師会会長 米田 吉宏

佐伯地区医師会の大久保会長からお褒めの言葉をいただき感謝する。「竹原市災害時救護活動マニュアル」は大田前会長時代に竹原市と何度も会議を行い作成した。このような評価をいただき私も竹原市も大田前会長も喜んでいる。小さな医師会であるが今後とも励みたい。

竹原市も小さな町で医師の高齢化もあり、長期的に地域医療を維持していくことが課題となっている。現在は安芸津病院の耐震化が進むことを望んでいる。当地区は3つの輪番病院でなんとか維持しているところ、コロナクラスターが発生し体制に影響が出ていたが、なんとか乗り切った。

この会長Web会議は最新の情報提供をいただき会務運営に役立っている。今後ともよろしくお願ひする。

世羅郡医師会会長 ト部 利眞

ご存じのように世羅郡は過疎の町である。人

口構成は逆ピラミッドになっており、日本の少子高齢化の縮図で赤字国債に頼っているような状況である。このような状況では既存の医療資源を有効に活用することが肝要である。例えば有床診療所であるが、近年は難しい状況である。また医師会の訪問看護ステーションは元県医師会の故高杉敬久副会長の助言で作られていたが、現在は廃止となっているため、なんとか再興したいと考えている。今後も県医師会のご指導をよろしくお願いする。



松永沼隈地区医師会会長 木村 俊治

当医師会は福山市と尾道市の中間にある会員数66名の医師会である。事業としては訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、福山市西部地域包括支援センターの3事業を行っており約40名の職員がいる。職員のコロナクラスターも発生しておらず事業は継続している。

今年は皆と同じくコロナに始まりコロナに終わる1年であったが、2月にロシアのウクライナ侵攻、7月は安倍元首相の銃撃と悲惨な出来事があった。良いことは学生時代にサッカーをやっていた関係で、ワールドカップで日本代表がドイツとスペインに逆転勝ちをするといったドキドキで寝不足になることもあった。

現実に戻ると本日は福山市でコロナ陽性者が過去最多の1,516人となり、当院は耳鼻科であるが、毎日10人以上、多い日は20人程度が陽性で、陽性率は6割~7割程度ある。

年末年始の当番医に、当医師会では外科系・内科系の2医療機関で輪番を組んでいるが、沼隈病院が12月30日~1月3日までと1月8日、9日と発熱外来を担当していただき心強く思っている。

この会長Web会議は、皆と同様に最新情報を提供していただき大変ありがたい。この情報を理事連絡協議会で伝えたいと思うので、引き続き会議の継続をよろしくお願いする。



府中地区医師会会長 内藤 賢一

この日曜日にコロナ陽性となり現在はリモートで院長室から診療をしている。この1年コロナに振り回されてきたが、施設でのクラスターも多く発生し、私自身も在宅酸素療法やベクルリーの点滴をしながら治療する経験をさせていただいた。

来年、コロナが5類になったとしても、感染対策は今と同様のレベルが必要と考えており、

大きく負担は変わらないと思われる。ただ、濃厚接触者という考え方がなくなるのであれば、医療従事者が家族の感染で休業しなくてよくなり、その意味では負担は減る可能性はある。早くコロナが収束することを願っている。

この会長Web会議は、行政の方も入っておられて大変有意義なものになっている。これからもぜひお願いする。



三次地区医師会会長 鳴戸 謙嗣

今年もコロナに翻弄された1年であった。現在県北では、子どもの感染から家族全滅という高止まりをしている。子どものワクチン接種が進むまではこの状態が続くと思われる。

県北は備北メディカルネットワークを中心に地域包括ケアの連携体制が取れており、地域医療構想もほぼ完成している。また、今年、基幹病院である三次中央病院の建て替え構想もできたが、問題は医師のみならず全職種の人材確保である。

三次地区医師会員140人のうち、開業A会員は40人、勤務医が100人である。勤務医の協力と理解がなければ過疎地域の医療は成立しない。開業医師は高齢化と承継の問題があり、在宅を担うかかりつけ医が減少している。

来年、三次市が公設公営で小児科を開設する。行政の支援がなければ外来機能を維持できない状況に陥っている。官・学・民の民の部分が県北地域では不足している。今後5年~10年はわれわれが頑張るが、その先が見通せない。従って二葉の里のみんなの病院から医師を派遣していただけることに期待をしている。



庄原市医師会会長 林 充

広島県より抗原検査キットを送っていただき会員へ分配している。支援に感謝する。コロナは庄原赤十字病院でトリアージから診療を中心的に行っている。休日診療センターでも年末年始では抗原検査を実施することとした。庄原赤十字病院では初診時選定医療費は請求しないと決められた。地域完結型医療、かかりつけ医制度が確立していないともいえるが、コロナ禍で経営が厳しくなっているところもあり、これも試練と思う。

会規制に例外規定を設ける見直しがあり、今後の医療やケアの質の向上に期待したいと思う。11月16日の2030年を目指した新病院構想や病院再編の動きには驚いている。糖尿病に関しては、理解を深める病名の変更が検討されてい

る。契約社会で制度やシステム依存が強まっているが、信用重視の社会復活、顔が見える関係、当たり前のことが当たり前でないことに気づくこと。当事者となって最上位目標は何かに立ち返る必要があるのではと思う。平和なくして長寿なし、我はまさに我が行をなすべしと考えている。来年もよろしくお願ひする。

広島大学医師会会長 田中 信治

広島県医師会の先生方には日夜コロナ対策に取り組まれておられることに敬意を表する。私は11月20日に第75回広島医学会総会を開催させていただいたが、各先生方に大変お世話になった。お礼申し上げる。来年もよろしくお願ひする。

広島市中区医師会会長 田邊 徹行

広島市中区医師会もコロナ禍で医師会行事が思うように行えず、会員相互のコミュニケーション不足になっている。そんな中、本年は広島市医師会の会長選挙が行われ、私も山本会長を応援する立場で選挙活動に参加した。その選挙活動の中で各支部の先生や代議員の先生方と度々連絡を取らせていただくようになり、基幹病院の院長先生と面談をしていただき、こちらの方では医師会長の役目は果たせた。

しかし、会員相互のコミュニケーションは不足しております、来年こそは医師会活動が回復することを期待している。

広島市東区医師会会長 金谷 雄生

松村会長のご提案でわれわれ広島市5区医師会も会長Web会議に参加させていただき、大変勉強になっている。感謝申し上げる。

広島市東区医師会は、現在のコロナに対しては、広島市と協力してワクチン接種、発熱外来等の医療を実施している。

現在、東区医師会の話題は、高度医療・人材育成拠点ビジョンのみんなの病院構想である。前回、南区の半田会長からお話をあったが、南区は病院が出ていく、東区は迎える側になる。ただ迎える側の会員にもいろんな意見があり、東区はJR広島病院と良好な病診連携ができるおり、これが維持できるかが最大の関心事である。

また、東区医師会は東区版地域包括ケアシステム、地域完結型医療を構築し多職種で取り組んでいるし、行政、地区社協、各地域資源と協

力して地域共生社会の実現を目指している。

さらに、東区地対協を母体として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、居宅介護事業所、地域包括、行政等の多職種が連携した東区多職種の会-ひがしの絆-を立ち上げ良好な多職種連携を行っている。

会の中心は在宅医療にICTを利用した東区フェイスネット（東区在宅支援多職種ネットワーク）で、カナミック社のトリトラスシステムを利用している。東区および東区近隣の143事業所、346名が参加し、登録在宅患者さんも300名を超えている。

このシステムとみんなの病院構想で使用されるであろうHMネットとの連携が問題であり、これからも、松村会長に相談しながら諸問題を解決していきたい。

広島市南区医師会会長 半田 徹

会長Web会議に5区医師会を入れていただき感謝する。本日は山本広島市医師会長が欠席ですので、広島市医師会の発熱外来の状況を報告させていただく。12月31日から1月3日まで午前中を中心に予約制で発熱外来を開設させていただく予定である。

南区医師会としてはコロナ対応もあるが、金谷会長も報告されたとおり、南区医師会でも大きな影響を受けるので、会員の意見を伺い来年以降も南区の地域包括ケアができるものを同時進行で検討してまいりたい。来年もよろしくお願ひする。

広島市西区医師会会長 平林 一郎

松村会長をはじめ県医師会役職員にお世話になり感謝している。今年は皆と同じくコロナに振り回された1年であった。しかし、この会長Web会議の資料で行政の考え方や県医師会の状況が分かり、大変役に立った。当地区の会員の先生方に少なからず情報提供ができたと思っている。

西区の特徴としては19万人の人口がある中で、総合病院が1つもないという事情がある。西区は開業医と中小病院で成り立っている。西区も大竹市医師会同様に開業医の減少が問題となっている。今年も9カ所が閉院し、新規開業が3カ所、来年は新規開業の情報が全くない。西区医師会は佐伯区医師会と同様に死体検案の輪番制度をしており、会員の数がないとこの輪番も成り立たなくなると心配している。会員が増えるよう頑張っていきたいと思う。これからもよろしくお願ひする。

広島市佐伯区医師会会长 永嶋 潤

月1回この会長Web会議に参加させていただき、県内の地区医師会の先生方のお考えが大変参考になった。松村会長をはじめ、各会長の先生方に感謝する。

当院では今年の春先から常勤の看護師が出産で1名になり、その間は派遣の看護師さんにお世話になっている。先ほどから慢性的な看護師不足のお話になっているが、やはり看護師がいないとこんなに困るものだと初めて経験した。この看護師不足の問題は県医師会でも活発なご議論をお願いしたい。来年もよろしくお願ひする。

**広島市安芸区医師会会长 魚谷 啓**

安芸区医師会は安芸地区医師会の下、海田地対協と連携しているが、安芸地区では20年間、文化醸成と称して、双方向コミュニケーションでガンや認知症を取り上げ、人と人とが安心した人間関係ができるよう活動してきた。在宅でのホスピスボランティアも育ってきてガンサロンも発足していたが、コロナの3年間はやはり大きく、その3つが消えてしまった。

先日、行政を交えてこれが必要か改めて議論をすると、やはり必要であるとの意見で、電子カルテ、電子処方箋といったICTが進む中、われわれはコミュニケーションの7割はICTではなく人間同士のコミュニケーションが大切ということを、安芸区から盛り上げていこうと決意している。来年もよろしくお願ひする。

**広島市安佐南区医師会会长 村田 裕彦**

この会長Web会議に区医師会も呼んでいただき感謝する。安佐南区医師会としては、コロナ禍で市民を巻き込んだ活動はできなかったが、中心課題である在宅医療・介護連携推進のうち多職種連携を中心に活動が深まった。特に日常生活圏域を意識した活動は、コロナ禍でも広がった。災害時の医療・介護連携にも取り組んでおり、年4回程度多職種が集まって情報交換をしている。ここには安佐南区の地域支えあい課だけではなく、地域起こし推進課にも参加していただき、社協や訪問介護事業者連絡会等も含めて協議が進んでいる。会員交流のカープ観戦などができなかったが、来年こそはできればと願っている。来年もよろしくお願ひする。

広島市安佐北区医師会副会長 橋本 成史

安佐北区医師会では、今年、吉田良順会長が退任され、増岡俊治会長が就任され、私橋本が副会長に就任している。当会もコロナまん延で親睦会や野球観戦、忘年会などは中止となっているが、理事会は12月以外全て対面で実施した。現在はコロナ感染が多く対面は難しい状況である。

講演会は11月10日に安佐南北医師会合同研修会「広島市における新型コロナ感染症対応状況」というタイトルで、広島市健康福祉局保健部長上田久仁子先生に講演を賜った。また、11月17日に地対協の在宅事業の広島市立北部医療センター安佐市民病院の在宅医療介護連携で、山下拓史脳神経内科主任部長と原田和歌子総合診療科主任部長、医療支援センター正田マユミ副看護部長、医療支援センター宗田知子MSWによる講演をいただいた。

来年は安佐医師会病院の開院、可部夜間急病センターの移転、安佐准看護学院の移転もあり、忙しい1年になるが、オール広島の一員として安佐北区の医療を支えてまいる。よろしくお願ひする。

閉会の辞**広島県医師会副会長 吉川 正哉**

本日は、市区郡地区の先生方、広島県からは平中総括官をはじめ健康福祉局から多くの幹部の方にご出席を賜り感謝を申し上げる。

3年前から続くコロナ禍ではあるが、この1年は特にコロナ対応に振り回され、各医療機関は苦労した年となった。現在はコロナ感染も第8波に突入しており、新規感染者も7,556人と4ヶ月ぶりに7,000人を超えており、この年末の医療体制を整えることが喫緊の課題である。先生方には可能な範囲でご協力を頂き、広島県の医療関係者、まさにオール広島で対応すべきと考えている。

また、来年度は2025年度に向けての地域医療構想の策定も進めていかなければならず、病床機能報告とともに外来機能報告も地域医療調整会議で検討して、地域の医療の将来像を皆と一緒に考えていかなければと思っている。各地区で問題があると思うが県医師会としてもなるべく早く情報提供をしていきたいと考えている。来年度も新型コロナ対応も含め皆さま方と協力して対応してまいりたいのよろしくお願ひする。

この1年本当に皆さまには感謝申し上げる。会長Web会議は引き続き開催していく予定であるが、来年はいつでも皆と顔を合わせて話ができる日が来ることを願っている。

来年もどうぞよろしくお願ひする。

第25回市区郡地区医師会長Web会議 名簿

令和4年12月27日(火) 19時00分~20時00分

医師会名	氏名	医師会名	氏名
広島県	松村 誠	広島市中区	田邊 徹 行
広島市	山村 匡治	広島市東区	金谷 雄 生
呉市	木本 正智	広島市南区	半田 徹
福山市	岡玉 伸	広島市西区	平林 一 郎
尾道市	佐々木 幹	広島市佐伯区	永嶋 潤
三原市	木原 幹	広島市安芸区	魚谷 啓
因島市	藤井 康	広島市安佐南区	村田 裕 彦
大竹市	川敏	広島市安佐北区	増岡 俊 治
安芸市	佐川 敏	オブザーバー	
佐伯市	大久保 和	広島県健康福祉局総括官 (健康危機管理)	
安芸高田市	佐々木 龍	広島県健康福祉局 ワクチン政策担当課長	
山県郡	北尾 康	広島県医師会 副会長	
賀茂東部郡	市場 康	広島県医師会 常任理事	
東広島地区	山田 謙	平中 純	
豊田郡	寺元 吉	草薙 真 一	
竹原地区	米田 利	吉川 正哉	
世羅郡	ト木 駿	山田 謙 慈	
永松沼隈地区	村良 俊	ク 傍聴者	
深安地区	世良 一	常任理事	
府中地区	内藤 賢		
三次地区	鳴戸 謙		
庄原市	林謙 充		
広島大学	田中 信治		

スマホから確定申告



確定申告会場への入場には・・・

1 「入場整理券」

確定申告会場の混雑緩和のため

会場への入場には「入場整理券」が必要です。

スマホ申告の便利機能♪

3 スマホ専用画面 (国税庁HP)

給与所得、雑所得や一時所得がある方など、多くの方がスマホ専用画面をご利用いただけます。

申告書の作成
はこちらから！




2 「入場整理券」の配付

入場整理券は、各会場で当日配付。

LINEから、事前発行もできます。

* 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加して
ください。

友だち追加は
こちらから！




* 令和5年1月20日(金)から運用開始

4 スマホカメラで読み取り！

給与所得の源泉徴収票をスマホで読み取り！

スマホで撮影する
だけで自動入力！




税務署 国税庁HP 検索

第35回 全国有床診療所連絡協議会総会

－富士の麓で話し合おう！～2025年問題をチャンスに変えるために～

とき 令和4年11月5日(土)、11月6日(日)

ところ ハイランドリゾートホテル＆スパ Web開催



広島県医師会 副会長 玉木 正治
広島県医師会 常任理事 平尾 健



総会で挨拶をする手塚司朗総会大会長（山梨県医師会会長）（中央）

標記総会が山梨県有床診療所協議会・山梨県医師会の担当で令和4年11月5日(土)・6日(日)の両日ハイランドリゾートホテル＆スパにてWeb配信も併用して開催され、全国から多くの関係者が参加した。

メインテーマを「富士の麓で話し合おう！～2025年問題をチャンスに変えるために～」として、有床診療所を取り巻く現状や、今後の課題等について特別講演・講演・シンポジウムが行われた。

以下、要旨につき報告する。

なお、次回第36回総会は、令和5年9月2日(土)、3日(日)に福島県で開催予定である。

総会議事

令和3年度の庶務事業報告の後、令和3年度収支決算、令和4年度事業計画案と収支予算案が協議され、原案通り承認された。

また、令和4年9月に実施したコロナ関連アンケートについて、概要が報告された。アンケー

トにおいては、回答した有床診療所のうち約6割が診療・検査医療機関となっていること、8割がワクチン接種を行っていること、2割が陽性者の入院を受け入れたことなどが判明したことが報告された。

特別講演

「令和4年度診療報酬改定を踏まえた動向について」

日本医師会会長 松本 吉郎

【かかりつけ医機能について】

本題に入る前に、かかりつけ医機能についてお話しする。地域において面としてかかりつけ医機能を発揮するには、連携が重要である。有床診療所には外来と病床の両方があり、この強みを生かして、かかりつけ医機能を発揮してもらいたい。

「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針2022)」にかかりつけ医を「制度化」すると書かれたという言われ方がされているが、方針に書かれているのは「かかりつけ医機能が発揮される制度整備」であり、われわれとしてもそれを十分に理解をしなければならない。

日本医師会は、フリーアクセスを阻害する制度には断固反対である。患者にかかりつけ医を選ぶ権利はあっても、かかりつけ医を選ばなければならぬ義務はない。1つの医療機関のみが患者のかかりつけ医を担うのは、実態として難しく、地域全体としてかかりつけ医機能を発揮することになる。従って、患者ごとの人頭払いが入り込む余地はないと考えている。

【令和4年度診療報酬改定】

今年度の改定率は+0.43%であり、これは医療費換算で1,000億円弱の予算をいただいたということである。

【有床診療所関係】

これまでの有床診療所に係る主な診療報酬改定項目を振り返ると、2016年度改定では、在宅復帰機能強化加算が新設された。2020年度改定では、有床診療所入院基本料および医師事務作業補助体制加算の見直しがされた。2022年度改定では、有床診療所入院基本料等の見直し、慢性維持透析患者の受け入れに係る評価の新設、地域連携分娩管理加算の新設などがされた。しかし、点数は伸びておらず、次回も非常に厳しい改定になると考えられるが、少しでも有床診療所の経営に資するよう対応したい。

【病診連携・外来機能分化等】

「全世代型社会保障検討会議 中間報告(令和元年12月19日)」において、医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度を創設し、地域の実情に応じて、紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化するという記載がされた。この紹介患者への外来を基本とする医療機関につ

いて、このたび「紹介受診重点医療機関」という名称に定まった。「紹介受診重点医療機関」として公表されるには、医療機関が「紹介受診重点医療機関」になる意向を示した上で、地域の協議の場(地域ごとの地域医療構想調整会議など)での協議が整う必要がある。なお、「紹介受診重点医療機関」に対しては、紹介受診重点医療機関入院診療加算800点(入院初日)が新設された。

【機能強化加算、地域包括診療加算】

地域包括診療加算については、対象疾患がこれまでの高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症とされていたが、慢性心不全および慢性腎臓病が追加された。この加算を取るためには、在宅医療の提供および24時間の対応が必要になるが、有床診療所は満たせる場合も多いと考えるので、内科に限らず、ぜひ算定を検討いただきたい。

講演Ⅰ

「わが国の人団塊の世代が後期高齢者になる。2020年に行なった国勢調査に基づいたデータでは65歳以上が3,600万人いる。それが2025年には75歳以上84歳未満が1,460万人に上る。このような人口変動が医療需要にどのような変化をもたらすかという点では、全体として入院患者数は2040年まで増加し、それから減少に転じるとされているが、地域によってはすでに89の医療圏が、2035年までには260の医療圏がピークを迎えることが見込まれる。都市部ではまだこれから入院患者数も増えることが予想される。

一方、外来患者数はすでに減少している。2020年までに214の医療圏では外来患者数のピークを迎えていると見込まれる。在宅患者数は、高齢者の増加に伴い2040年まで増加し、2040年以降も増加する見込みである。在宅医療の患者が増加すれば、後方支援としての病床が必要となる。85歳以上全体の要介護認定率は57.8%であるため、医療と介護の複合ニーズを持つ患者が急増する。このような社会の変化に伴う医療介護需要がある。

コロナによる受診抑制の影響について調査を行った際に減収減益となっているが、入院収益は外来収益に比べて大きな影響はなかった。地

域の中で外来が受診抑制で減った中でも有床診療所の病床は活用されていたと考えている。ただこれからいろいろな社会情勢が変わるため、来年改めて調査を行うが、その中でしっかりと現況を把握していく必要があると思っている。その中で気になっているのが、加算等の算定であり、算定できないという調査結果が出ている。加算が非常に複雑になってきているため、整理することが必要ではないか、それによってカバーすることが可能ではないかと考えている。

また、日本医師会の中では、有床診療所委員会を設置しており、会長諮問「地域医療提供体制を支える有床診療所のあり方」について答申をいただいている。その中でも全世代型地域包括ケアシステムの中核として、有床診療所が医療と介護をカバーすることを期待するなどいろいろな要望をいただいている。有床診療所の病床の将来像を示すことが必要だと考えている。病院退院後や急な入院など、有事・平時における地域の患者と家族を守る。まさにかかりつけ医がいる有床診療所だからこそできることをこれからも検討し、地域の社会ニーズに応える将来像を示していくなければならないと考えている。

有床診療所は入院施設を持つ究極のかかりつけ医としてさらなる役割を果たすことが期待される。特に人口変動の中で地域に応じた規模と連携で、今まで以上に役割と機会が増加していると考えている。地域の医療介護施設の多寡や住民ニーズへの対応などを行う必要があるが、有床診療所は一人の理事長・院長の決断で迅速に経営方針を決定することができる。スピード感を持って対応することで地域の中でリーダーとして進む事ができると思っている。そのためには、人材確保やICT推進のための支援、地域包括ケアシステムの中での連携、病床共有の後押しも必要であるし、医療計画の中での位置付け、医療機能情報提供制度での明示化などをバックアップしていく必要もある。最終的には患者目線の医療と連携で地域を支え、元気な高齢者・住民を増やすことで地域の活性化、ひいては国の活性化につながると思うので、先生方はますます活躍いただけるよう情報提供・努力をしていきたいと考えている。

講演Ⅱ

「新型コロナ感染症対応を踏まえた地域医療構想及び第8次医療計画」

厚生労働省医政局地域医療計画課長

鷺見 学

2040年頃に65歳以上の人口のピークが到来する。生産年齢人口が大幅に減少していく状況である。生産年齢人口が下がってくる状況に対して、医療、介護、福祉の従事者を他の業種と競争しながら、確保していく必要がある。

医療提供体制をめぐる課題としては、2040年を見据えた人口構造の変化へ対応するためのマンパワーの確保、人口減少地域における医療機能の維持・確保や医師の働き方改革への対応、そして、超高齢化・人口急減による入院・外来医療のニーズの変化などがある。そして、医療介護複合ニーズ・看取りニーズの増加また、救急の関係でACPのような取り組みを地域においても進める必要がある。

また同時に今回の新型コロナウイルスの対応に関する課題として、人材面をはじめとした高度急性期対応、そして地域医療を支える医療機関等の役割分担・連携を進める必要性が明らかになった。また、デジタル化・見える化への対応が遅れていることが明らかになったことや、感染症は慢性疾患と異なり急増する。また、マンパワーだけでは対応できない部分をどうやってデジタルで対応していくことの必要性を痛感した。

そうした中で、昨年、医療法を改正し、5疾病5事業に感染症の医療計画を追加した。それに基づいて、現在、2024年度に開始される第8次医療計画については、令和4年度中に国から都道府県に対して基本方針を示し、都道府県が1年間かけて令和6年度から開始する医療計画を作成する。

第8次医療計画の策定に向けては、病床の機能分化の中で、医師派遣の派遣元との関係をどのようにしていくのかなど、水面下で丁寧に議論をしていかなければならないが、コロナ禍でFace to Faceでの打ち合わせができず少し遅れたところは否めないと思っている。一方で、まずは2025年を目標に掲げているため、各都道府県の方々には2022年度、2023年度において地域医療構想にかかる民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しをお願いしたい。

医療提供体制改革に係る今後のスケジュール

については、第8次医療計画が2024年度からスタートする。コロナについては感染症法の改正が今審議されながら、これから対応が進んでいく。地域医療構想は2025年となるが、いずれかのタイミングで2040年へバージョンアップしていくことを検討する必要がある。そして外来機能報告が今年からスタートし、かかりつけ医機能についての議論もスタートした。そして、医師の働き方改革が2024年4月からスタートする。同時期には介護報酬、そして診療報酬の同時改定も予定されている。こうしたことを見据え、特に、診療報酬等は先生方には影響があると考えるため、丁寧に医療の状況を把握しながら進めていきたい。

シンポジウム

「富士の麓で話し合おう！2025年問題をチャンスに変えるために」

整形外科や産婦人科等現場で診療に取り組まれる有床診療所の医師より、現状や今後に向けた取り組み等について発表があった。

「整形外科有床診療所の現状とこれから」

(医)今井整形外科医院院長 今井 大助

都道府県別の有床診療所の施設数を見ると年々減っており、全国的に減少に歯止めがかかっていないことが分かっている。

整形外科の有床診療所に限ってみると2011年から2021年の10年間で889件から612件に減少している。山梨県内では、8件から4件と半減した。

令和2年度の65歳以上の単独世帯の割合では、全国で19%であるのに対し、山梨県は17%とやや下回っている。しかし、山梨県における65歳以上の単独世帯の割合の推移としては、段階的に上昇していて、今後も増えてくることは予想されるため、例えば、病院に行きたくても行けない方や、在宅医療や施設入所者の需要はまだまだ増えてくるだろうと考えられる。

2021年9月から2022年8月の1年間で当院に来院した外来の患者と入院の患者の年齢割合を調べると、外来は約半数が75歳以上で入院患者は大体が75歳以上の高齢者であった。当院の整形外科診療の多くは75歳以上の高齢者で占められていて、今後もこの割合は増えていくと予想される。

手術件数に関しては、一般の救急医療や専門に特化して取り組んでいた頃に比べて減少している。しかし、有床診療所を維持しているおか

げで、診療所でも行えるような大腿骨頸部骨折などを自分で手術することができるので、一定の専門性というのは、今後もしばらく維持していきたいと考えている。

有床診療所は主に専門医療を担う産婦人科、眼科、耳鼻科と地域医療を担う内科、外科に分けられるが、双方の機能を持つのが整形外科診療所と言える。以前は整形外科有床診療所も医療に特化していたが、今後は医療介護併用モデルへの転換が必要である。

当グループのケアシステムは以前は医療だけで、入院・外来だけであったが、介護施設がでてきてからは入所者などの急変時の対応、入院後の施設への橋渡しの連携をするようになり、介護支援事業や介護サービス、介護予防事業ともつながり、利用者の緊急時の受け入れや医療的ケアやアドバイスを行う等、有床診療所を中心としたケアシステムを構築して地域で暮らす高齢者への医療介護サービスの提供を行っている。

有床診の今後の課題としては、有床診（診療所）でできる範囲の手術は続けるといった整形外科としての一定レベルの専門的医療を確保すること、また、総合病院との病診連携による術後の患者のリハビリや病院では入院不可能な患者の受け入れなどの体制の構築、他の専門分野や在宅医療機関、関連介護施設、地域包括支援センターとの連携をさらに強化し、入院が必要な患者の受け入れをすることなどがある。こうした課題に取り組んでいくためには、短期集中リハビリなどを含め、リハビリ力の向上、施設の整備や専門職員の確保や配置が重要になってくる。そして、一定の専門性を維持するためにも、診療の幅をできるだけ広く保つ必要があり、そのためにも有床を続けることが強みになると見える。

有床診療所は経営的には厳しい面が多いが、地域医療を担っていく上で地域の皆さん安心につながる存在であるのであれば、これからも頑張っていきたいと思っている。

「2025年のその先へ 値値ある有床診療所をつなぐ」

(医)富士厚生クリニック院長 古藤 正典

2025年問題というのは団塊世代と言われる世代の人たち全員が75歳以上になることで起こる問題のことであり、大量の後期高齢者を支えるために、医療や介護、年金といった社会保障が限界に達し、社会全体に負の影響がもたらされるのではないかということである。

大月市の人ロ増減率は2015年からの5年間で-11.44%、高齢化率は40.4%と高い水準であり、高齢化率の推移を見ると、2015年にはおよそ35%の高齢化率を示している。つまり、2025年の国民の3分の1が65歳以上の高齢者となるという2025年問題が大月市においては約10年前に起っていたことになる。大月市の将来推計人口では2025年位をピークに高齢者の数は減っていくだろうとされているが、それよりも生産年齢人口がかなりのスピードで減ってくるのが、現状である。医療介護需要予測指数では、2030年頃までは介護においては恐らく需要の方は保たれるだろうと考えられているが、医療においては、すでに需要がかなり下回ってきてていると考えている。

そういう中で、医療経営者の平均年齢は64.3歳(2018年)であり、2025年にはさらに経営者の高齢化が進む。つまり、経営者の多くに団塊の世代が含まれていると考えられ、これが、2025年問題のもう一つの側面である。地域の財産である有床診療所を次世代へ承継することは喫緊の課題であるが、なかなか進んでいない現状があり、出資持分が問題となっているのではないかと思っている。

私自身、事業承継について話をもらった際、診療所もあり、患者も居り、そんなに大変ではないと思っていたが、蓋を開けてみると、非常に難しい問題が待っていた。事業承継というのは、診療自体の承継と経営権の承継をしなければならず、経営権の承継というのは、出資持分をどう解決していくかがネックになっている。多くの医療法人が出資持分のある医療法人ではないかと思うが、医療法人は配当が禁じられているため、多額の含み益を抱えていることが多く、持分を相続、譲受する場合、課税される可能性が高い。

一般的な持分解決として、一つ目は持分なしの医療法人への移行、二つ目は生前贈与等による持分の移転、三つ目は出資持分の払い戻しがあり、親族等によって後継者がいる場合、このような方法をとられる。後継者がいない場合はM&Aによる第三者への承継が考えられる。

有床診療所はその特性を生かして、地域に根ざしたかけがえのない医療資源となり得る可能性があり、2025年を目前にその役目は大きいと考えている。変化していく時代や地域ニーズにマッチする医療を提供することができる。そして事業承継については、待ったなしの状況である。事業承継を行うには持分解決をするにあた

り、いろいろと話し合いを重ねる必要があると感じた。地域の銀行や税理士法人へ相談しながら進めていくことを勧める。

「宿日直届けの取得と今後の展望」

(医)田辺産婦人科院長 田辺 勝男

今回、医師の働き方改革に伴い、大学ならびに中核施設からの医師の派遣が更に困難になることへの対策として、宿日直届けを取得した。

山梨県では、分娩取扱施設が8施設、診療所が9施設あるが、うち一施設は今年度末で分娩の取り扱いを終了する予定となっている。各診療所では、開設者である院長がほぼ一人で診療、分娩を担っている。緊急時には近くで開業されている医師もしくは他の医師を招聘して対応している。

産婦人科有床診療所は分娩を取り扱っているため、24時間365日の臨戦態勢が永遠に続く、開設者の身体的精神的負担は計り知れないものがあるため、宿日直非常勤医師の存在は有床診療所の維持、妊婦さんの健康と安心安全な分娩のために重要なものであるとしても考えている。そのためには、宿日直届けの許可・認可は必要不可欠である。

厚生労働省が出した宿日直届の資料では、医師、看護師等の宿日直許可基準について、次の条件を全て満たし、かつ、宿直の場合は夜間に十分な睡眠が取り得るものである場合には宿日直の許可を与えるとしている。(1)通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のこと。(2)宿日直中に従事する業務は、一般的の宿日直業務(定期的巡回、緊急の文書又は電話の受取、非常事態に備えての待機等)以外には特殊の措置を必要としない軽度のまたは短時間の業務に限り通常の勤務時間と同様の業務は含まれないこと。(3)一般的の宿日直の許可の際の条件を満たしていること。例えば、宿日直手当の最低額は、1日平均賃金額の3分の1を下回らないこと、宿直業務は週1回、日直業務は月1回を限度とすることとされている。

宿日直届の申請にあたっては、施設の状況、どのようなところで当直・宿直をしているのかという設計図、勤務表の提出も必要である。報告としては宿日直中に対応したことを日誌で記録する。分娩があったら何時から何時まで実際に分娩に携わっていたのは何分間くらいなのかなど、事細かくどのようなことがあったか記載する必要がある。次に、非常勤医師の平均日給を算出してその3分の1以上で支払う額を提示し

なければならない。また、非常勤医師との契約書は具体的な勤務内容などを示す必要がある。

社会保険労務士の指導のもと、書類を作成した後に、労働基準監督署に提出する。その後、監査官からの聞き取り調査、現場の確認が行われた。その際には分娩台帳の閲覧も求められた。要は、設備の問題、待遇の問題、そして勤務状況がどのようにになっているのか。それをしっかりと提示することで、この宿日直届を取得することができた。まずは、届出を出すことから始まる。

山梨県の分娩取り扱い有床診療所では現在、中核病院からの非常勤医師の派遣は受けていない。診療所開設者の身体的、精神的負担を軽減し、妊産婦の健康、新しい生命を守るためにも非常勤医師の招聘は重要な課題である。未来のために宿日直届の取得はその大きな一歩になる。

担当理事コメント

団塊の世代が後期高齢者となる2025年まで2年を切った。その後も高齢者の増加は2040年まで続くといわれる。社会構造の変化や経済・財政状況を踏まえつつ、われわれは社会保障制度の安定と持続のために何ができるかを考えいかなければならない。

こうした中、有床診療所は入院施設を持つ究極のかかりつけ医として、これまで以上の役割を果たすことが期待される。少子高齢化の進展に伴い、医療・介護の複合ニーズや看取りのニーズが増加していく。在宅医療の拠点、緊急時対応、病院からの早期退院患者の在宅・介護への受け渡し、終末期医療等の機能を持つ有床診療所は、全世代型地域包括ケアシステムの中核として、医療と介護を両立することができる存在である。2024年から始まる第8次医療計画や第9期介護保険事業計画を含め、中長期的な視野からの有床診療所のあり方についての検討が必要である。

現状の有床診療所の経営状況は厳しく、施設数は年々減少するばかりで、看護職員および医師の人材確保や承継、連携の推進等の課題も多い。これから地域医療計画における有床診療所の位置付けを確固たるものとし、さらに国民全体への認知度向上を図ることが急務であると考える。

(平尾 健)

地域包括診療加算および地域包括診療料の施設基準について（お知らせ） ～2年毎の施設基準（研修実績）の届出はe-ラーニングでも認められます～

令和4年6月29日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その15）」の問3※1で、当該加算の施設基準（慢性疾患の指導に係る適切な研修の実績※2）に関する取扱いが示されました。

今後、慢性疾患の指導に係る適切な研修の実績に日本医師会生涯教育制度を利用する場合は、必須の4つのカリキュラムコード※3を含め、全てe-ラーニングによる受講でも認められることになりました。

この取扱いは、既に届出を行っている医療機関・新規届出を行う医療機関のいずれにも適用されますので、座学研修の代わりとして、積極的且つ有効的に「日本医師会生涯教育on-line」のe-ラーニングを活用してください。

ホームページ（日本医師会生涯教育on-line）

https://www.med.or.jp/cme/els_cc/cclist.php



※1：広島県医師会速報2521号（令和4年7月15日）付録にて既報

※2：高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症を含む複数の慢性疾患の指導に係る研修であり、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれ、継続的に2年間で通算20時間以上の研修を修了

※3：「29 認知能の障害」、「74 高血圧症」、「75 脂質異常症」、「76 糖尿病」を、それぞれ1時間以上必ず受講

「准看護師の雇用に関するアンケート」の調査結果について

—地域医療における准看護師の必要性を再認識—



広島県医師会 常任理事 平尾 健

令和4年6月に本会会員(A会員+B会員(施設管理者))を対象に、准看護師の雇用に関するアンケート調査を行ったので、その結果を報告する。標題のアンケートについては、平成30年12月にも同様のアンケートを行ったが、コロナ禍となり情勢も変化していることから、現在の実状を調査するため再度アンケートを実施した。

質問内容は①准看護師の雇用の現状と今後②准看護師制度の存続の是非③広島県内医師会立看護職員養成施設の今後のあり方であり、回答施設は1,098件で回答率は46%であった。17,551人の全看護職員のうち、医師会立看護職員養成施設卒業生は22.7%であり、准看護師は20.1%、そのうち71.0%が正職員であった。今後、准看護師の雇用に前向きな機関は76.1%を占め、准看護師制度の存続を望む施設も76.9%に上った。また、医師会立看護職員養成施設を「現体制で運営すべき」との回答は50.4%であり、「行政等への移管」20.5%、「民間に移譲」13.0%で、大半が何らかの体制で存続を希望しており、「廃止すべき」と回答した施設は4.1%にとどまった。

アンケートの趣旨

広島県においては、7地区14課程の医師会立看護職員養成施設があり、うち准看護師養成施設は7地区医師会(広島市・安佐・呉市・福山市・尾道市・三原市・府中地区)が運営している。

毎年、300名~400名近くの学生が入学し、卒業生の多くは地元医療機関に勤務しており、地域医療に貢献している。しかし、准看護師養成施設を取り巻く環境は、4年生大学の整備などで年々減少傾向となるなど、大変厳しいものであり、令和4年3月には江能准看護学院が閉校、さらには三原看護高等専修学校と府中地区医師会准看護学院も令和5年3月をもって閉校を予定している。また、呉市医師会看護専門学校では令和7年3月をもって准看護科を当面休校、福山市医師会看護専門学校においては、同じく令和7年3月をもって、准看護科を廃止することが決まった。

准看護師養成施設の減少は、看護師2年課程の入学者の確保に影響を与えるだけでなく、地

域の中小病院、診療所を中心に看護職員不足に拍車をかけることが予想され、本会としても地元への就職率が高く、働きながら資格取得が可能な准看護師制度を堅持する方針に変わりはない。

そこで、本会では県内の医師会立看護職員養成施設の運営に資するため、会員の先生方を対象に准看護師の今後の雇用状況等に係る調査を実施することとした。准看護師の需給バランスなど、現場の先生方のご意見をいただき、今後の施策等に反映していきたいと考えている。

調査実施日

令和4年6月2日(木)から6月28日(火)

調査対象

広島県医師会の会員医療機関の長、あるいは管理者(A会員とB会員(施設管理者のみ))。

回答状況

配布件数2,387件に対し、1,098件が回答し回答率は46%。

「准看護師の雇用について (調査)」集計結果

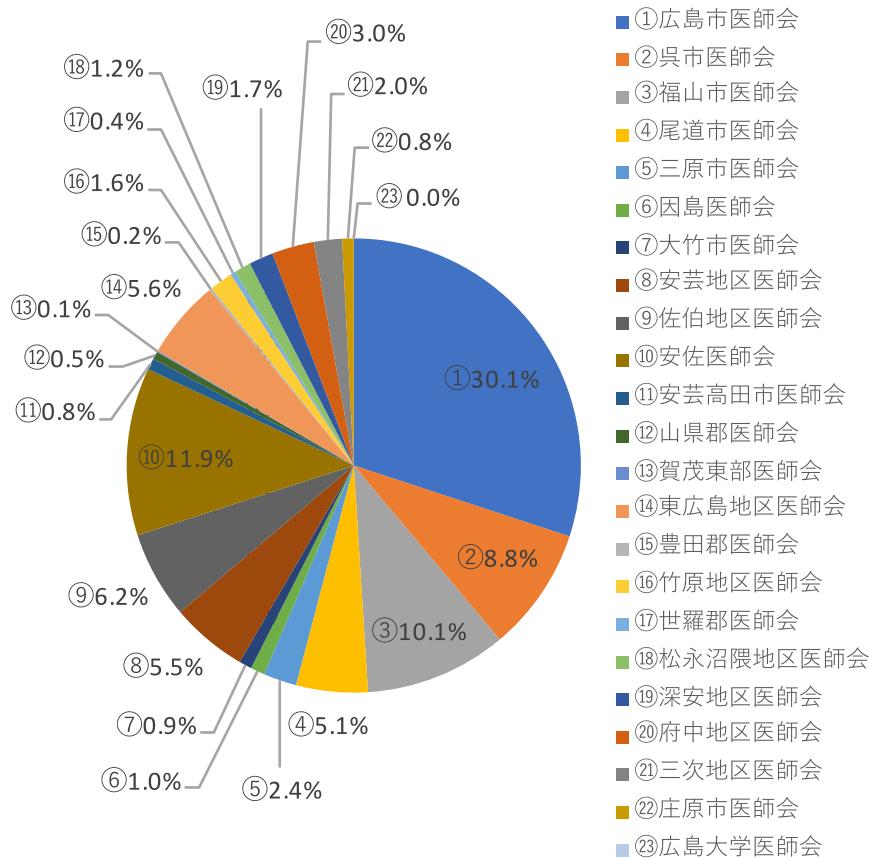
◆回収状況

回収件数	1,098
------	-------

Q1 所属市郡地区医師会

区分	件数	割合(%)
①広島市医師会	330	30.1
②呉市医師会	97	8.8
③福山市医師会	111	10.1
④尾道市医師会	56	5.1
⑤三原市医師会	26	2.4
⑥因島医師会	11	1.0
⑦大竹市医師会	10	0.9
⑧安芸地区医師会	60	5.5
⑨佐伯地区医師会	68	6.2
⑩安佐医師会	131	11.9
⑪安芸高田市医師会	9	0.8
⑫山県郡医師会	6	0.5

区分	件数	割合(%)
⑬賀茂東部医師会	1	0.1
⑭東広島地区医師会	62	5.6
⑮豊田郡医師会	2	0.2
⑯竹原地区医師会	18	1.6
⑰世羅郡医師会	4	0.4
⑱松永沼隈地区医師会	13	1.2
⑲深安地区医師会	19	1.7
⑳府中地区医師会	33	3.0
㉑三次地区医師会	22	2.0
㉒庄原市医師会	9	0.8
㉓広島大学医師会	0	0.0
計	1,098	100



アンケートの結果

問1 所属市郡地区医師会 前ページ表のとおり

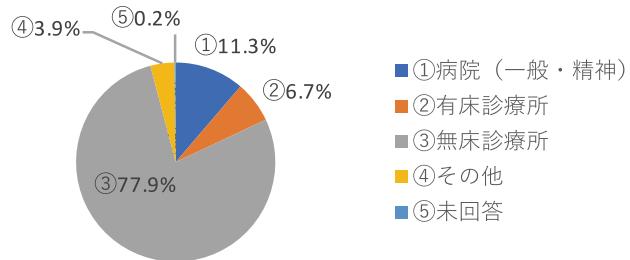
問2 責施設の医療機関情報

1: 病院 (一般・精神) 2: 有床診療所 3: 無床診療所 4: その他

無床診療所が857件 (77.9%) と大半を占め、次いで病院124件 (11.3%)、有床診療所74件 (6.7%) であった。

Q2 責施設の医療機関情報

区分	件数	割合(%)
①病院 (一般・精神)	124	11.3
②有床診療所	74	6.7
③無床診療所	857	77.9
④その他	43	3.9
⑤未回答	2	0.2
計	1,100	100



問3 現在の責施設での准看護師の雇用について

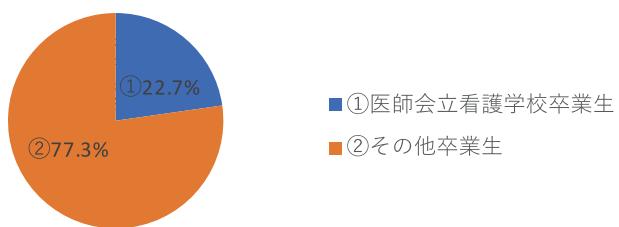
全看護職員 _____名 → (医師会立看護学校卒業生 _____名)

准看護師 _____名 → (正職員 _____名、パート _____名、その他(派遣等) _____名)

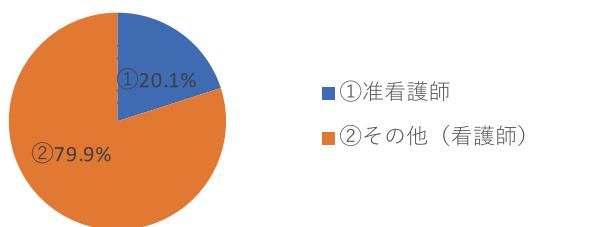
全看護職員17,551人のうち医師会立看護職員養成施設の卒業生は3,990名 (22.7%) であった。また准看護師は3,519名 (20.1%) であり、そのうち正職員は2,579名 (71.0%)、パート1,030名 (28.3%) であった。

Q3 現在の責施設での准看護師の雇用について

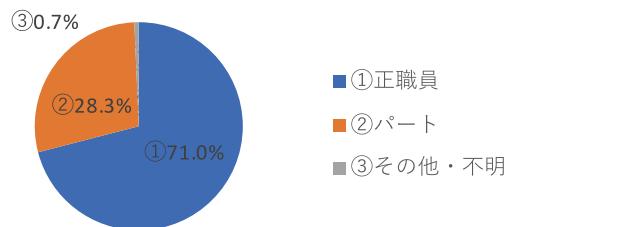
全看護師中の医師会立看護学校卒業生数	人数	割合(%)
①医師会立看護学校卒業生	3,990	22.7
②その他卒業生	13,561	77.3
合計(全看護職員)	17,551	100



全看護師の准看護師数	人数	割合(%)
①准看護師	3,519	20.1
②その他(看護師)	14,032	79.9
合計(全看護職員)	17,551	100



准看護師の雇用形態	人数	割合(%)
①正職員	2,579	71.0
②パート	1,030	28.3
③その他・不明	25	0.7
合計(全准看護師)	3,634	100



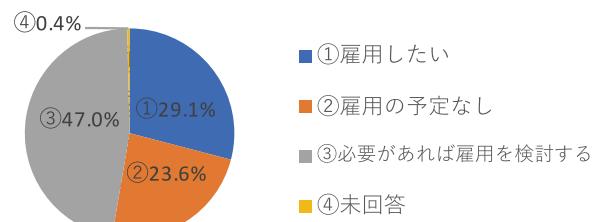
問4 准看護師の今後の雇用可否について

- 1:雇用したい 2:雇用の予定なし
3:必要があれば雇用を検討する

今後、准看護師の雇用を積極的に希望する医療機関は320件（29.1%）、また必要があれば雇用を検討する医療機関は最多の517件（47.0%）であり、雇用に前向きな機関は大半の76.1%を占めた。

Q4 准看護師の今後の雇用可否について

区分	件数	割合(%)
①雇用したい	320	29.1
②雇用の予定なし	260	23.6
③必要があれば雇用を検討する	517	47.0
④未回答	4	0.4
計	1,101	100



問5 准看護師制度の存続について

(※その他の場合は、理由を記入)

- 1:存続すべき 2:廃止すべき 3:その他 ()

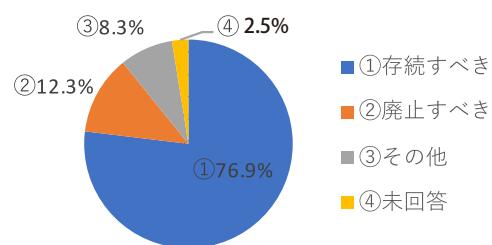
准看護師制度を「存続すべき」と回答したのは846件（76.9%）と大半を占め、「廃止すべき」と回答したのは135件（12.3%）と少数であった。

その他意見抜粋

- ・働きながら看護師資格を取得できる方法を維持すべきと思う。
- ・ひとり親になった時やフリーターから安定した職業に就きたいと思った時に、少しでも資格をとりやすい土壌があった方が良いのでは。
- ・中小規模病院、診療所等での看護の扱い手であることは十分理解できる。一方タスクシフトとして国家資格を有する看護師を募集する傾向もあり、判断は難しい。
- ・働きながら短時間で資格を取得することができるという利点はあるが、病院では配置できる部署が限られているのでどちらとも言えない。
- ・地域の初期医療に貢献している准看護師制度を廃止することで人員確保は困難になると考える。しかし、医療の高度化・複雑化が進んでいる現在は自律した看護師も求められているため正看護師の需要は高い。よってどちらとも言えない。
- ・当院に勤務しながら正看護師資格を取得している。そのためにはまず准看護師免許を取らせていただきたい。

Q5 准看護師制度の存続について

区分	件数	割合(%)
①存続すべき	846	76.9
②廃止すべき	135	12.3
③その他	91	8.3
④未回答	28	2.5
計	1,100	100



問6 広島県内医師会立看護職員養成施設について

(※その他の場合は、理由を記入)

- 1: 現体制で運営すべき 2: 行政等への移管
 3: 民間に移譲、あるいは委託 4: 廃止すべき
 5: その他 ()

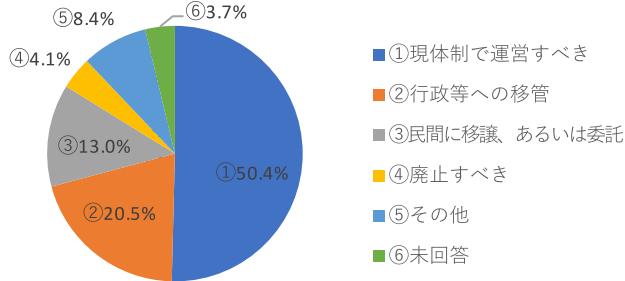
広島県内の医師会立看護職員養成施設を現体制で「運営すべき」と回答した施設は579件(50.4%)と最も多く、次いで「行政等への移管」を望む施設は235件(20.5%)、「民間に移譲、あるいは委託」を望む施設は149件(13.0%)であったが、「廃止すべき」と回答した施設は47件(4.1%)にとどまった。

その他意見抜粋

- どこが運営すべきかは分からぬが、現在の看護職員の人員状況を考えると養成施設は必要と考える。
- わからない。しかし、看護師さんの絶対的不足で困っている医療機関がある以上、存続は必要ではないか。
- 看護職員は不足している。経営母体が変わったとしても何らかの形で存続してほしいと思う。
- 養成施設の運営課題は多岐にわたると考える。情報の少ない中での判断は難しい。
- 統廃合して運営の効率化を図る。
- 会員の養成希望があれば存続を考える。
- 准看護師制度を維持することを考えている場合ではなく、看護職を一人でも多く、地域に安定して供給することを考えるべき。補助金があったら済む問題ではない。

Q6 広島県内医師会立看護職員養成施設について

区分	件数	割合(%)
①現体制で運営すべき	579	50.4
②行政等への移管	235	20.5
③民間に移譲、あるいは委託	149	13.0
④廃止すべき	47	4.1
⑤その他	96	8.4
⑥未回答	43	3.7
計	1,149	100

**広島県開業医休業補償制度にご加入の皆様へ重要なお知らせ**

本制度は相互扶助の理念に基づき、加重平均を用いて加入者(開業A会員)全員一律の保険料を適用していますが、近年、加入者の年齢層の上昇により保険料の値上がりが続いております。

ついては、加入者の皆様にはすでに個別にご案内しております通り、適正な保険料の維持のため、**令和5年(2023年)12月より、満期脱退年齢を現行の77歳から75歳へ引き下げる**ことといたしました。※第14回常任理事会承認(令和3年8月10日開催)

これまで新規加入者の積極的募集や団体割引の拡大などにより保険料維持に尽力して参りましたが、いずれも抜本的解決とはならず、やむなくこの度の決定となりました。ご加入者の皆様には、何卒諸般の事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

担当理事コメント

准看護師制度は、戦後の看護師不足を補うものとして、昭和26年に保健師助産師看護師法の改正により創設され、准看護師は今日まで、地域の病院の他、一般診療所（特に有床診療所）や介護保険施設、訪問看護など、地域医療を支える重要な役割を担ってきた。世界に例をみない速さで少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するわが国において、准看護師は新卒者に限らず社会人や主婦でも働きながら資格を取ることが可能であり、超高齢化社会を支える人材を確保する観点から、今後ますます准看護師の重要性は増していくものと考えられる。

一方で、医療安全やチーム医療の観点が重要視され、自律的に判断し行動できる能力が求められるとして、看護師養成への一本化を目指そうとする動きもある。その中で、日本医師会は、准看護師制度を廃止して看護師養成へ一本化した場合、これまで以上に看護職員の確保が難し

くなることを懸念しており、地域の初期医療や高齢者の療養分野などに貢献している准看護師の重要性を唱えている。看護職が不足している状況下でも業務を円滑に進めるためには、看護師と准看護師の両者を配置して、指示系統と機能分担が必要であり、日本医師会は、これからも准看護師制度を守る姿勢を見せている。

現在、広島県においては、入学者の減少による准看護師養成施設の募集停止・閉校が後を絶たない状況である。しかしながら、今回のアンケートでは、准看護師の雇用に前向きな医療機関は76.1%あり、また、准看護師制度を存続すべきとの回答は76.9%であった。

本会としても、准看護師は地域の医療・介護・福祉を支える人材として今後も必要不可欠であると考えており、看護職確保のためにも今後も准看護師養成制度を堅持し、医師会立看護師養成所の維持のために努力してまいる所存である。

（平尾 健）

広島県医師会事務局 土曜日直の廃止について

広島県医師会 事務局

広島県医師会では、職員が交代で休日を除く、土曜日の午前9時から午後1時までの間、広島県医師会事務局において、来訪者への対応、電話対応等に従事しております。

職員の働き方改革への対応が要請される中で、緊急的な対応が必要な場合の事務局連絡網の徹底により、対応が可能と認められることにより、令和5年4月1日から、土曜日直を廃止することといたしました。

なお、土曜日に限らず、休日・夜間を含めて、緊急的な対応の必要な用件については、広島県医師会館（082-568-1511）へ連絡をいただければ、事務局より折り返し連絡させていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【参考】広島県医師会の休日

日曜日、祝祭日、8月15日、年末年始（12月28日午後から1月3日）、及び土曜日

准看護師の雇用について（令和4年度調査結果）

回答	医療機関情報 (※1)			看護師の雇用について (※2)						准看護師の雇用について (※3)						准看護師制度の可否について (※3)						広島県内医師会に看護職員養成施設について (※3)				
	件数	割合	病院	全看護職員数	学校卒業生数	准看護師数	内正職員数	内パート数	内その他	存続すべき	廃止すべき	未回答	その他	存続すべき	廃止すべき	未回答	現体制で運用すべき	委託行政等へ移管	未回答	その他	廃止すべき	未回答	広島県内医師会に看護職員養成施設について (※3)			
地区医師会名																										
広島市医師会	330	30.1	38	18	263	11	5,387	1,121	850	657	237	3	85	156	89	2	257	34	26	13	167	71	48	9	26	21
呉市医師会	97	8.8	15	5	72	6	2,414	622	394	291	98	2	27	44	26	0	74	11	12	0	58	16	16	4	6	1
福山市医師会	111	10.1	16	15	78	2	2,033	575	417	300	118	4	44	44	23	0	85	17	7	2	57	29	13	5	8	5
尾道市医師会	56	5.1	4	5	45	2	1,078	216	185	115	70	3	14	31	11	0	49	6	1	0	30	21	6	2	2	2
三原市医師会	26	2.4	4	1	20	1	544	88	111	86	25	0	5	12	9	0	11	9	4	2	7	9	7	3	2	1
因島医師会	11	1.0	0	0	11	0	33	16	35	26	10	0	2	4	5	0	11	0	0	0	8	2	1	0	0	
大竹市医師会	10	0.9	1	1	8	0	400	43	14	11	4	0	4	3	3	0	8	0	2	0	8	0	0	0	2	0
安芸地区医師会	60	5.5	5	5	47	3	386	72	170	104	58	3	21	29	10	0	52	2	5	1	42	2	7	0	7	2
佐伯地区医師会	68	6.2	7	1	57	4	833	179	232	173	68	1	17	33	18	0	51	10	4	3	33	16	11	3	6	5
安佐医師会	131	11.9	12	5	108	5	1,463	418	380	244	136	1	34	67	28	2	95	23	11	4	62	33	20	9	10	3
安芸富田市医師会	9	0.8	0	1	8	0	26	6	16	8	5	1	2	5	2	0	6	2	1	0	5	1	1	1	0	
山県郡医師会	6	0.5	2	1	3	0	170	37	40	19	21	0	1	2	3	0	5	1	0	0	3	1	2	0	0	
賀茂東部医師会	1	0.1	0	0	1	0	4	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
東広島地区医師会	62	5.6	8	2	51	0	1,336	174	189	155	71	4	16	33	13	0	46	7	7	2	38	8	5	5	9	1
豊田郡医師会	2	0.2	0	1	1	0	6	2	4	3	1	0	1	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	
竹原地区医師会	18	1.6	2	1	13	2	252	39	55	37	18	0	7	7	4	0	16	1	1	0	9	5	3	0	3	0
世羅郡医師会	4	0.4	0	1	3	0	14	2	5	4	1	0	2	2	0	0	4	0	0	0	3	1	0	0	1	0
松永沼隈地区医師会	13	1.2	0	3	10	0	67	29	37	27	12	0	6	6	1	0	11	1	1	0	11	0	0	0	2	0
深安地区医師会	19	1.7	1	1	16	1	149	63	50	40	15	0	7	13	0	0	14	2	3	0	10	2	4	1	1	1
府中地区医師会	33	3.0	5	1	24	3	654	230	189	154	34	1	12	12	9	0	26	5	1	1	16	12	2	1	1	1
三次地区医師会	22	2.0	3	6	11	2	238	53	116	98	25	2	11	7	4	0	19	2	1	0	9	5	2	2	4	0
庄原市医師会	9	0.8	1	0	7	1	64	5	29	26	3	0	2	5	2	0	3	2	4	0	0	1	1	2	5	
広島大学医師会	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1,098	100.0	124	74	857	43	17,551	3,990	3,519	2,579	1,030	25	320	517	260	4	846	135	91	28	579	235	149	47	96	43

三

※1：複数回答を含む

※※2: 全看護職員数に人頭数の記載がない場合も、有効回答として准看護師数と看護師数を合算して算出する。

〔各項目〕
※3 「准看護師の雇用の可否」、「准看護師制度の存続について」については複数回答を可とし、複数回答の合計を令和3年内医師会立看護職員養成施設についての回答件数とした。

医師会立看護学校 学生募集

人になる。



地域を看守る、

令和5年 3/18(土) 合同学校説明会

14:30~17:00(予定) オンライン開催 見逃し配信あり

オンライン視聴ができない方へ、パブリックビューイング会場もあります(先着申込順)

詳しくはこちら▶

広島県医師会

検索



医師会立看護学校へ
を目指すなら

看護師、准看護師を



安佐准看護学院

〒731-0138 広島市安佐南区祇園2-48-7
電話 (082) 875-0935
※令和5年(2023年)春に下記住所に移転します。
広島市安佐北区可部南2-1-38 (安佐医師会病院2階)



福山市医師会看護専門学校

〒720-0032 福山市三吉町南2-11-25
電話 (084) 926-7588



広島市医師会看護専門学校

〒733-8548 広島市西区観音本町1-1-1
医療高等課程 (082) 233-0700
医療専門課程 (082) 233-0900



尾道市医師会看護専門学校

〒722-0025 尾道市栗原東2-4-33
電話 (0848) 25-3153



吳市医師会看護専門学校

〒737-0056 吳市朝日町15-24
電話 (0823) 25-7700



尾道准看護学院

〒722-0025 尾道市栗原東2-4-33
電話 (0848) 24-1945



一般社団法人 広島県医師会
HIROSHIMA Prefectural Medical Association

祝 会員の栄誉

令和4年度 公衆衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰



松村 誠 氏

・医療法人 松村循環器・外科医院（広島市医師会）

(令和5年2月27日 イイノホールにて表彰)

令和4年度 広島県学校保健及び学校安全表彰



山本 伸 氏

・(呉市医師会)



橋本 成 史 氏

・はしもとクリニック（安佐医師会）



上田 明 氏

・上田内科（深安地区医師会）

(令和5年1月26日 広島県民文化センターにて表彰)

おめでとうございます。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

かかりつけ医のための適正処方の手引き

高齢者に多く見られる残薬や多剤併用などの課題に取り組み、医薬品の最適な使用と薬剤費の適正化を推進するため、日本医師会において「かかりつけ医のための適正処方の手引き」を作成しています。

既存の「①安全や薬物療法」「②認知症」「③糖尿病」「④脂質異常症」に加え、新たに「⑤高血圧」の薬物療法についての手引きが作成されました。

日本医師会ホームページ（https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/008610.html）からダウンロードできますので、患者さんの服薬管理を行う際の参考資料としてご活用ください。



新型コロナウイルス感染症(COVID-19)情報

○今後の新型コロナワクチン接種について

令和5年2月8日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会(基本方針部会)において、今後の新型コロナワクチン接種の在り方に係る技術的論点について取りまとめが行われました。

今後は、基本方針部会における取りまとめを踏まえて、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論を行い、3月上旬までに最終的な結論を得ることとされています。

【概要】

1. 2023年度の接種の方針について

○まずは、重症者を減らすことを目的とし、重症化リスクが高い者を対象とするが、それ以外の者に対しても接種の機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種の対象としてはどうか。なお、小児(5歳以上11歳以下の者)および乳幼児(生後6月以上4歳以下の者)については、現時点で従来型ワクチンしか使用できないが、接種できる期間が短かったことから、当面、現在の接種を行うべきである。

○秋冬に次の接種を行うべきではないか。ただし、今後の感染拡大、変異株の状況やワクチンの持続期間に係る新たなデータ、諸外国の動向等を踏まえ、重症化リスクが高い者はもとより、健常人であっても重症化リスクの高い者に頻回に接触する者には、さらに追加して行う接種の必要性に留意する必要がある。

○現時点においては、今後の新型コロナウイルスの変異の予見が困難であるため、当面の間、広い抗原性を持った株の成分を含んだワクチン、すなわち、現在使用している従来株とオミクロン株の成分を含む2価ワクチンを使用することが妥当ではないか。なお、オミクロン株を含む幅広い抗原に対する免疫を獲得するために、現在従来型ワクチンを用いている初回接種や、小児および乳幼児の接種についても、薬事上使用可能なワクチンがあることを前提に、オミクロン株対応2価ワクチンに早急に切り替えていくことが望ましい。ただし、今後、さらに新型コロナウイルスの変異に関する知見が蓄積され、仮に流行する株の予測が一定程度可能となれば、流行株へのより特異的な免疫を獲得する観点から、流行すると考えられる株の成分のみを含んだワクチンを使用することも考えられる。こうした考え方を踏まえ、2023年の秋冬に使用するワクチンについては引き続き、上位の審議会において検討を進め、2023年度早期に結論を得るべきである。

2. 2024年度の接種について

○今回の検討で得られた考察に加え、新たに得られる知見を注視し、2023年中に結論を得られるよう検討を行う必要がある。また、今後の薬事承認等を踏まえ、新たに別のワクチンが利用可能となった場合、接種に使用するかどうかについては、引き続き、順次検討を行う必要がある。

○マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用について、政府から、令和5年3月13日より、個人の判断に委ねることを基本とし、その判断に資するよう、感染防止対策として効果的である場面などを示し、一定の場合には推奨する考え方を見直す方針が示されました。

見直し後の考え方においては、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用を推奨する場面として、医療機関受診時、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時が示されており、症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用することとされています。

また、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用が推奨されています。

(参考)

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和5年2月10日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf

○マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見

・「これから身近な感染対策を考えるにあたって(第一報)」(第115回(令和5年1月25日))

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf>

・「マスク着用の有効性に関する科学的知見」(第116回(令和5年2月8日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf>

e-広報室 新着のお知らせ

e-広報室に下記を追加いたしました。



通達文書

- 令和5年1月30日 病院における医療情報システムのバックアップデータ及びリモートゲートウェイ装置に係る調査について（周知依頼）
- 令和5年1月31日 出産・子育て応援交付金事業への協力（妊娠の確認）について
- 令和5年1月31日 介護福祉士国家資格における令和4年度末に期限を迎える経過措置登録者に係る周知について
- 令和5年2月1日 医薬品等輸入確認情報システムの稼働に伴う医薬品等輸入確認要領の改正に関する通知について
- 令和5年2月1日 カゼ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について
- 令和5年2月1日 「ケアプランデータ連携システム説明会」の動画公開等について（情報提供）
- 令和5年2月1日 光ディスク等又は紙レセプトによる請求を行う医療機関・薬局に関する実態把握（アンケート調査）について
- 令和5年2月1日 令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置について
- 令和5年2月2日 「医療機器の保険適用について」の一部訂正について
- 令和5年2月3日 官報掲載事項の一部訂正について
- 令和5年2月3日 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）（販売名：アクトヒブ）の針なしシリンジ製品の供給開始について
- 令和5年2月3日 予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について
- 令和5年2月3日 「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」の周知について
- 令和5年2月6日 「オンライン資格確認」アカウント登録のためのダイレクトメール発送（協力依頼）および「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について
- 令和5年2月7日 「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について
- 令和5年2月7日 医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第2版）について



新型コロナウイルス感染症

P27、35、37、40、55、58に掲載



学会・研修会等 Web申込受付一覧

広島県医師会HPから下記の申し込みを受け付けております。

R 5 3/4(土)	令和4年度広島県医師会勤務医部会総会・講演会	締切 3/1
3/9(木)	第50回社会保険医療費請求事務員養成講座(第3回)	締切 2/28
3/12(日)	第4回在宅ノウハウ連携研修 「在宅医療はワンチームで～認知症～」	締切 3/6
3/18(土)	広島がん高精度放射線治療センター(HIPRAC) 県民公開セミナー	締切 2/28
3/18(土)	医師会立看護学校合同説明会	
4/29(土・祝)	第28回広島県医師会クラブ対抗テニス大会 参加チーム募集	締切 3/31

第54回広島医家芸術展

3/8(水)～3/13(月)	広島県民文化センター	展示開催
3/15(水)～4/30(日)	広島県医師会館	展示開催

広島県医師会 医師のみなさまへ・県民のみなさまへ

検索

知っておきたい保険のこと!!

広島県医師会

死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険 について

広島県医師会【保険医事課】

死亡診断書・死体検案書作成業務は、医療業務ではあるものの「医療業務に起因して生じた身体障害」に該当しないため、「医師賠償責任保険」の対象外となっています。

広島県医師会では、当該業務に起因して医師が民事上の責任を問われた場合や、いわれのない紛争に巻き込まれた際の防護費用等を担保し、安心して業務を行える環境整備のために平成27年7月より東京海上日動火災保険株式会社を引き受け先として「死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険」を設立しています。

広島県医師会 死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険

- (1) 商品名:「広島県医師会 死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険」
- (2) 被保険者:広島県医師会 全会員
※広島県医師会が一括で保険加入手続きを行い、保険料を負担するため、会員の先生方は自己負担・お手間が発生することなく、保険が適用されます。
- (3) 保険金を支払う場合:被保険者が、死亡診断書・死体検案書の作成業務に起因して発生した不測の事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金・争訟費用)に対して、保険金が支払われます。
- (4) 支払限度額:1事故/保険期間中(1年間) 1,000万円 ※争訟費用別

当該事案が発生した場合は、速やかに広島県医師会にご連絡ください。

県医師会理事会記事

令和4年度第37回常任理事会

(令和5年1月31日)

松村会長 挨拶



「超過死亡 ～新型コロナウイルス感染 症の影響～」

皆さん、こんばんは。広島県は本日、新型コロナウイルス感染症の第8波が県内でピークアウトしたとして医療非常事態警報を解除しました。今後は収束に向かっていくと思いますが、まだまだ減少傾向に入ったところです。ウイズコロナという新しい時代を迎えることを期待していますが、まだ連日多くの新規感染者が出ていますので、気を緩めるわけにはいきません。

そこで今日は、今朝の日本経済新聞にも掲載されています「超過死亡」についてお話をします。新聞には日本の月ごとの死亡者数について14年間の推移が掲載されています。これによると毎年12月が突出しています。やはり寒い季節が始まる時期に亡くなる方が多いです。また、令和2(2020)年以降は全体的に多くなっているように見えます。死亡者数が少ない月でも以前より増えていますし、冬に向けての増加傾向も急です。実際にコロナで亡くなった方は日本で6万人を超えていました。また、世界保健機関(WHO)は日本の超過死亡を令和2(2020)年が約3万人、令和3(2021)年が約1万人と試算しています。やはりコロナで亡くなる方がこの推移に影響していると思います。

統計によると日本では1年間に100万人の方が亡くなります。超過死亡が2年間で4万人とすれば2年間で年間1~3%程度がコロナによって超過死亡が生じたのではないかと思います。それでも日本は、2年間で100万人近い超過死亡となったアメリカよりもはるかに水準が低いわけですから、日本の医療体制は誇るべきものであると思います。その要因については、さまざまな分析が行われています。最も相関がある因子として、各国の60歳の平均余命が日本は他の国に比べて長いことではないかとJAMAで発表されました。昨年の後半から年末までに医学誌で発表されたさまざまな論文からも、コロナが日本を含め全世界の超過死亡に影響を与えていていることが分かります。したがいまして、ウイズコロナに向けてまだ気を緩めることなく、超過死亡が多いことを意識して医療に取り組んでいきましょう。

協議事項

- 市郡地区医師会主催学会等の日本医師会生涯教育講座認定申請の件 (平川常任理事)
令和4年度13件、令和5年度2件の申請、講師、演題、カリキュラムコード等、いずれも承認
- 第39回安佐医学会に対する医学会補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(医学会への補助)に基づき、補助金支給を承認
- 講演会補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(市郡地区医師会主催の講演会への補助)に基づき、補助金支給を承認
- スポーツ医等派遣補助金申請の件 (三宅常任理事)
スポーツ医等派遣補助金交付要綱に基づき、補助金支給を承認
- 令和4年度事業報告(4月~12月)の件 (茗荷常任理事)
原案を承認し、理事会へ上程する
- 母体保護指定医師の指定基準細則変更の件 (茗荷常任理事)
原案どおり細則の変更を承認
- 第10回 Neurosurgery Update in Hiroshima 後援の件 (茗荷常任理事)
後援を承認
- 役職員出張申請の件 (茗荷常任理事)
原案どおりすべて承認

報告事項

- 高度医療・人材育成拠点 基本計画策定会議について (松村会長)
高度医療・人材育成拠点について現時点で想定される新病院開院までのスケジュールや基本計画策定会議の委員名簿、基本計画の柱建てについて説明した。
- 1月22日 令和4年度中国四国医師会連合常任委員会(会長会議) (松村会長・茗荷常任理事)
標記の常任委員会を担当県としてヒルトン広島で開催し、中国四国医師会連合常任委員会(会長会議)の今後の開催のあり方や日本医師会役員(中国四国医師会連合推薦)のルールの見直し、中国四国医師会連合災害協定の見直し及び実施細目等の制定について協議した。

・1月25日 日本医師会第2回学校保健委員会
(松村会長)

標記の委員会がハイブリッド形式で開催され、会長諮問「地域に根差した医師の活動である学校医活動を推進させるための具体的な方策は何か」について協議した。

・1月26日 原対協常務理事会 (松村会長)

標記の常務理事会が広島原爆障害対策協議会会議室で開催され、公益財団法人広島原爆障害対策協議会創立70周年記念講演会の開催について協議した。

・1月26日・27日 第31回全国救急隊員シンポジウム (松村会長・西野常任理事)

標記のシンポジウムが広島市文化交流会館で開催され、来賓として出席した。

・1月27日 日本医師会第3回医療政策会議
(松村会長)

標記の会議がWebで開催され、保険医の登録、保険医療機関の指定のあり方について協議した。

・1月27日 日本医師会第35回財務委員会
(吉川副会長)

標記の委員会がWebで開催され、令和5年度事業計画(案)、予算(案)について協議を行った。重点課題は「医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進」「医療DX」など21項目。一般会計予算では【事業活動】の収入は卒後5年の会費減免を実施するため4,800万円の減、支出は診療報酬改定作業、役員4名増員に伴う報酬等の増でマイナス収支、【投資活動】【財務活動】はほぼ例年と同水準になる予定である。

・1月21日 令和4年度広島県医師会女性医師部会総会 (檜山常任理事)

令和4年度女性医師部会活動中間報告の後、公益社団法人日本眼科医会の白根雅子会長により日本眼科医会のダイバーシティ推進について講演が行われた。ハイブリッド形式にて開催し、参加者は27名(会場12名、Web15名)であった。

・1月21日 21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム (落久保常任理事)

「食」をメインテーマに掲げ、食べることに深く関わりのある専門職による講演のほかコロナ禍における日常の寸劇を企画し、ハイブリッド形式にて県民フォーラムを開催した。

・1月23日 令和4年度第6回HMネット運営会議 (藤川常任理事)

令和4年度の参加状況、脳卒中パステータの

集計・分析、HMカード発行同意書・HMネット利用規定の見直し、令和5年度広島県医療行政施策提案要望の提出等について報告した。県立安芸津病院の開示参加、新規参加施設の半年間無料キャンペーン延長について協議した。

・1月26日 令和4年度労災診療費算定実務研修会(初心者・基礎) (三宅常任理事)

労災保険制度、労災診療費算定・請求及び審査上の留意点について講演し、通勤中・業務中のケガを疑う患者が来院した場合の窓口での具体的な対応方法等を紹介した。当日は、医師・医療事務員など合計215名が参加した。

・1月26日 第59回広島県学校保健研究協議大会開会式・表彰式 (天野常任理事)

標記の大会が広島県民文化センターで開催され、広島県学校保健及び学校安全表彰と学校医、学校歯科医及び学校薬剤師永年勤務者感謝状贈呈が行われた。

・1月26日 中国地方社会保険医療協議会広島部会 (落久保常任理事)

中国四国厚生局長から諮問のあった広島県下の保険医療機関及び薬局指定について審議し、原案のとおり指定すべきものと議決した。

・1月27日 令和4年度第1回警察連絡委員会 (三宅常任理事)

令和4年度第1回委員会を開催し、令和3年度の活動報告及び令和4年度の事業活動の中間報告後、令和4年度・令和5年度の広島県医師会・広島県警察連絡協議会・総会の開催方法や医療従事者の安全を守るための取り組みについて協議を行った。

・1月27日 令和4年度広島県健康経営優良企業表彰式 (魚谷常任理事)

健康経営の取り組みにおいて、成果をあげた企業を広島県が表彰した。

・医療安全研修会報告(松永沼隈地区)について (山田常任理事)

1月26日(木)、「【事例解説】説明義務違反」をテーマに、Web形式で開催された。参加者は34名(医師8名、看護師7名、その他19名)であった。

・委員会委員について(園・学校アレルギー対策検討会) (天野常任理事)

委員会委員について報告した。

・日本医師会報告(駒込日記)令和5年1月27日号 (茗荷常任理事)

日本医師会常任理事の渡辺弘司先生より、日本医師会での活動状況について報告があった。

会員へのお知らせ

e資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載しております。



「HPKIのリモート署名における電子署名について」に関する周知について



日医発第2119号（情シ）令和5年2月9日
日本医師会常任理事 長島 公之

本会では、電子処方箋など、医療現場においてHPKIをより使いやすくするため、医師資格証（HPKIカード）の保有者・新規申請者に向けて『HPKIセカンド電子証明書』の提供準備を進めています。このHPKIセカンド電子証明書を用いることで、医師資格証が紛失・破損等で手元にない場合でも、業務を滞らせることなくHPKI電子署名が可能となります。この電子署名の方法を、リモート署名と呼んでいます。

一方、現在のところ、国内において、このリモート署名を行うための高度な当人認証を行うため等の安全性の評価基準のあり方が議論の途上であり、確定したものが存在していません。

しかし、電子処方箋に於いて、HPKIカードの紛失・破損等時に処方に係る業務が停止すると大きな影響が生じるため、「電子処方箋がオンライン資格確認等システムの閉じたネットワークで限定された組織によって運営されること」、「リモート署名によるHPKI電子署名であっても、電子署名法上の電子署名に該当するとの解釈がされること」から、HPKIのリモート署名を可能とし、ただし、当面、電子処方箋に限定して取り扱うこととしたとのことです。

なお、本会のHPKIセカンド電子証明書は、2月下旬から発行開始予定であることを併せて申し添えます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に向けた周知等について



日医発第2124号（医経）令和5年2月9日
日本医師会常任理事 宮川 政昭

厚生労働省医政局総務課より「消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について（協力依頼）」が発出されましたので、ご案内申し上げます。

消費税のインボイス制度については、令和3年5月25日付通知文（税経20）（速報第2481号（6月5日号）参照）、令和4年2月8日付通知文（税経88）（速報第2507号（2月25日号）参照）、令和4年11月21日付通知文（日医発第1646号）（速報第2535号（12月5日号）参照）でも、同様のご案内をしておりますが、改めて周知等の依頼を受け、ご案内するものです。

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、買手（注1）として消費税の仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要になります。売手（注2）として、インボイス制度が開始する令和5年10月1日から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）となるためには、原則、令和5年3月末までに登録申請書を税務署に提出することとされていますが、令和5年4月1日以降の提出でも令和5年9月30までの申請については令和5年10月1日を登録開始日として登録される取扱いとなります。

（注1） 薬品・材料の仕入れ、医療機器・備品等の購入や、その他の経費を支出し、請求書や領収書を受取ったとき

(注2) 事業者に対する健診や予防接種などの領収証や請求書を発行するとき（日常診療で患者さんに発行する領収証はインボイスの必要はない）

インボイス制度に関する周知等については、①会報誌等への寄稿、②説明会への財務省・国税職員の講師派遣、③記事下広告の掲載、④インボイス制度に関する負担軽減措置について周知・ご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、医療機関向けの補助資料として、上記通知（税経88）、（日医発第1646号）の添付資料としてお送りした「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」を一部修正し、改めて送付いたしますのでご参照いただければ幸いです。特に以下の方は必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ・消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関等
- ・事業者宛に課税売上（健康診断等）の請求書や領収書を出す医療機関等

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

* 日医ニュース（令和3年12月5日）「医療問題 Q&A 消費税のインボイス制度」も是非ご参照ください。
<https://www.med.or.jp/nichionline/article/010363.html>

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

サル痘に関する情報提供及び協力依頼について（一部改正）



日医発第2129号（健II）令和5年2月10日
 日本医師会感染症危機管理対策室長 釜范 敏

本件については、令和4年10月12日付日医発第1392号（健II）等をもってご連絡いたしました。厚生労働省より同事務連絡の一部を改正したことについて事務連絡がなされました。主な改正箇所は、同事務連絡（令和5年2月9日一部改正）の太字下線をご参照ください。なお、令和5年1月以降、海外との接点のないサル痘の症例の発生が増加傾向であることから、より一層、発生動向等に注意する必要があるとされております。つきましては、本件についてご了知のうえ、関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※同事務連絡（令和5年2月9日一部改正）につきましては、e-広報室へ掲載しております。

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の周知について



日医発第2138号（技術）令和5年2月10日
 日本医師会常任理事 宮川 政昭

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、本会に対して標記の事務連絡により、周知方依頼がありました。

医療用医薬品の流通改善については、医療用医薬品の流通関係者が抱える諸課題の改善を図るため、平成30年1月に「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」が作成されており、その後、令和3年11月に医薬品取引の環境変化を踏まえた改訂が行われ、令和4年1月から適用されているところです。（「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の改訂について）（令和3年12月8日付日医発第707号（地403・保230））を貴会宛てに送付済み）

本事務連絡は、医療用医薬品の流通に関わる全ての関係者が、その取引等において基本的なルールを遵守していくことで、今後の更なる流通改善を図っていくために、適用から1年が経過する機会に、改めてガイドラインの周知を依頼するものです。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

厚生労働省委託事業 令和4年度「医療情報セキュリティ研修及び サイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業」に かかる研修の追加開催について

日医発第2131号（情シ）令和5年2月10日
日本医師会常任理事 長島 公之

標記の厚生労働省委託事業につきましては、令和5年1月17日付都道府県医師会宛て発信文書「厚生労働省委託事業 令和4年度「医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業」に関する周知について」（日医発第1967号（情シ））にてご案内申し上げたところです。

その後、都道府県医師会からのご意見を元に、厚生労働省に追加開催を要望しておりましたところ、この度、1回ではありますが、追加開催が決定したとのことで、事務連絡による周知依頼がございました。

【研修情報】

1. 研修名称：初学者・医療従事者向け研修
2. 研修方法：オンライン研修
3. 研修日時：3月3日(金)16時（申込み締切：2月27日(月)予定）
4. 開催時間：1時間程度
5. 申込方法：医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイトより申し込み
URL：<https://mhlw-training.saj.or.jp/training/#4>
6. 研修実施事業者：一般社団法人ソフトウェア協会

【本件に対する問い合わせ先】

(事業主体) 厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
担当者：岡本、樋口
E-mail：igishitsu@mhlw.go.jp
代表TEL：03-5253-1111（内線2684）

(業務委託先・事務局) 一般社団法人ソフトウェア協会
担当者：和田
E-mail：mist-sajinfo@saj.or.jp

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「外来機能報告の報告様式2のスケジュール等について」及び 「令和4年度外来機能報告制度に関するQ&A」について(その1)



日医発第2128号(地域) 令和5年2月13日

日本医師会常任理事 江澤 和彦

今村 英仁

厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部(局)宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

病床機能報告及び外来機能報告については、「令和4年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について」を令和4年9月26日付け日医発第1245号(地域)にて、また、外来機能報告の報告期間の延期については、「令和4年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期限の延期について」を令和4年11月17日付け日医発第1626号(地域)にて貴会宛にご案内しておりました。

本件は、延期となっていた外来機能報告の報告様式2の報告期間を令和5年3月6日から3月29日までの期間の予定とし、また、報告後のスケジュールとして、令和4年度外来機能報告に係る地域の協議の場を令和5年5月から7月の間の予定とすること等について周知を依頼するものです。

また、地域医療計画課より「「令和4年度外来機能報告制度に関するQ&A」について(その1)」の了知方依頼がありました。本件は、外来機能報告の報告項目の「高額等の医療機器・設備を必要とする外来」に新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査または抗原検査は含まれないと示したもので

す。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

アベルマブ(遺伝子組換え)製剤の最適使用推進ガイドライン (メルケル細胞癌、腎細胞癌及び尿路上皮癌)の一部改正について



日医発第2146号(技術) 令和5年2月14日

日本医師会常任理事 宮川 政昭

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より各都道府県等衛生主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

アベルマブ(遺伝子組換え)製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定については、「抗PD-L1抗体抗悪性腫瘍剤(バベンチオ点滴静注200mg)に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について」(令和3年3月23日付け日医発第1245号(保387)(地568))を以て貴会宛てにお送りしております。

本通知は、アベルマブ(遺伝子組換え)製剤の電子化された添付文書が改訂されたこと及び「令和4年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱いについて」(令和4年4月18日付け日医発第230号(技術)を以てご案内のとおり、本会ホームページへ一括掲載済み)により読み替えが生じたことを踏まえ、最適使用推進ガイドラインを一部改正したことの周知を依頼するものです。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表をご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

オンライン資格確認導入に関する拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限について



日医発第2162号（情シ）令和5年2月15日
日本医師会常任理事 長島 公之

オンライン資格確認について、日医発第1920号（情シ）「オンライン資格確認システム導入補助金を受けるリーダーの申し込みは1月13日(金)必着です」にて拡充措置の補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限をお知らせしておりました。

この期限までにカードリーダーを申し込まなかった医療機関が、期限後にカードリーダーを申し込む場合には、拡充措置ではない補助金が適用されることになりますが、この度、厚生労働省より、関連Q&Aを作成した旨の情報提供がありましたので、本文書にてお知らせします。

1. 拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限（原則）

拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限は、令和4年度内にカードリーダーが該当医療機関宛てに発送される必要があることから、原則として、令和5年2月22日(水)となります。

ただし、やむを得ない事情の(1)～(6)に該当する医療機関が令和5年3月末までに所定の届出を行う場合はこの限りではなく、次項2が適用されます。

2. 拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限（経過措置の対象）

オンライン資格確認導入の経過措置は、次の表の通り定められています。

やむを得ない事情
(1) 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）
(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

これらのやむを得ない事情により経過措置の対象となった医療機関が、拡充措置でない補助金を受けるためのカードリーダーの申込期限は、次のように定められました。

※日医発第2074号（情シ）（保険）「「オンライン資格確認」アカウント登録のためのダイレクトメール発送（協力依頼）および「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について」でお示ししていた「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第4経過措置」の表について、厚生労働省から一部訂正する旨の報告がございました。経過措置(4)の臨時施設の医療機関、経過措置(5)の廃止に関する計画を定めている医療機関は、補助金事業の対象外となりますので、ご留意ください。詳細は「医療提供体制整備交付金実施要領」、「正誤表」をご確認ください。

・経過措置(1)について

令和5年2月までにシステム事業者と契約締結していることが要件となります。カードリーダーの申込期限は特に設定されておりませんが、カードリーダーの無償提供の申請にあっては、2月末日までのシステム事業者との契約時に十分に相談の上、事業完了の期限までに間に合うようにする必要があることにご留意いただき、できるだけ早急にお申し込みください。

・経過措置(2)(3)、および経過措置(4)(5)(6)について

カードリーダーの申込期限はそれぞれ下記です。

・経過措置(2)(3)： 令和5年12月31日

・経過措置(4)(5)(6)： 令和5年6月30日

なお、本日程はカードリーダー申込を最大でいつまで受け付けるかの期限であり、実際に、いつまでにカードリーダーを申し込みれば補助金を受けるための事業完了期限に間に合うのかは、配送に係る期間に加え、カードリーダーを受け取った後のシステム事業者の作業期間を考慮いただく必要がありますので、システム事業者と十分にご相談ください。

3. 令和5年2月末までに事業者との契約締結をお願いします

下記3つの何れかに該当する場合は、令和5年2月末までに事業者との契約締結が必要となりますので、事業者との契約締結が完了していない医療機関はご留意の上、契約締結をお願いいたします。

- ・拡充措置の補助金を受ける予定で、令和5年3月までにオンライン資格確認の導入が完了する予定の医療機関
- ・拡充措置の補助金を受ける予定で、経過措置(4)(5)(6)に該当する医療機関
- ・経過措置(1)に該当する医療機関

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

新型コロナウイルス感染症 関連文書一覧**○新型コロナウイルスワクチンに関する資料**

- ・令和5年2月10日 今後の新型コロナワクチン接種について（その2）
- ・令和5年2月13日 予防接種法令におけるスパイクバックス筋注（1価：起源株）の削除に伴う関係通知について

○政令等の医療機関向けの情報

- ・マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）

○新型コロナウイルスワクチン接種について

- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（10.0版）

○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き（第9.0版）

令和5年度特定健康診査・特定保健指導の集合契約について

※令和5年度より契約単価が変更となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

- 令和5年度の特定健康診査・特定保健指導の集合契約に参加される医療機関を募集します。
参加される医療機関は、各地区医師会事務局へご連絡をお願いいたします。

【集合契約先】 集合契約は、各代表保険者と県医師会との契約となります。

集合契約の対象保険者等	代表保険者名（契約代表者名）	契約事業名
市町（国民健康保険担当課）	広島県国民健康保険団体連合会	特定健康診査・特定保健指導 (対象者：40歳～74歳の方)
被用者保険（被扶養者分） 国保組合	全国健康保険協会広島支部	特定健康診査・特定保健指導 (対象者：40歳～74歳の方)

【契約内容について】

1 特定健康診査

(ア) 実施機関の基準について

実施機関の基準については、厚生労働大臣告示を参照してください。

(厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>)

(イ) 令和5年度から新たに特定健康診査等実施機関となる場合について

次の事項を3月中に行ってください。既に、行っている機関は、必要がありません。

- ・「運営についての重要事項に関する規定の概要」の公開
・社会保険診療報酬支払基金（支払基金）へ「特定健康診査等実施機関届」を提出
・広島県国民健康保険団体連合会（国保連）へ「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」を提出

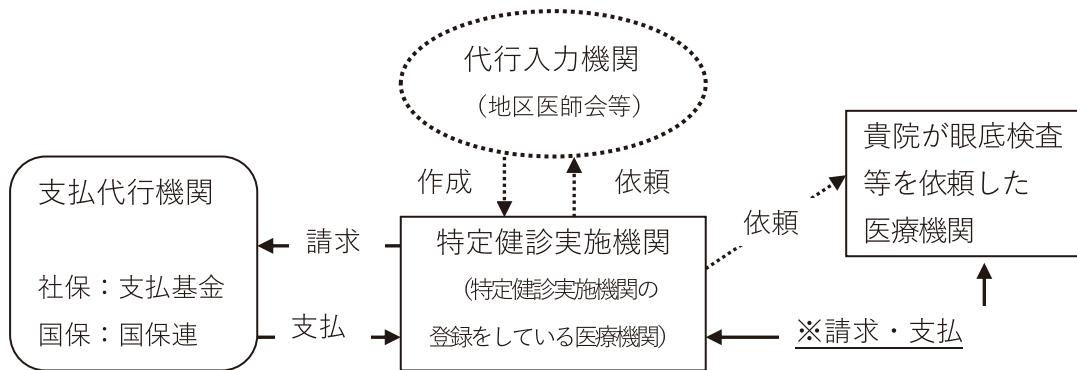
(ウ) 費用の請求について

- ・検査結果及び請求データは、厚生労働省が定める様式により電子化ファイルの作成を行い、支払基金又は国保連へ提出となっています。
- ・貴院（特定健診機関。以下同じ）において電子データの作成ができない場合は、地区医師会（又は県医師会）へ相談してください。

(エ) 詳細な健診項目について

- ・詳細健診は、当該年度の健診結果等が国の基準に該当するとともに医師が必要と認めた場合に「貧血検査」、「眼底検査」、「心電図検査」、「血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）」のすべて又はいずれかを行います。
 - ・「眼底検査」、「心電図検査」ができない場合は、貴院が直接、各検査ができる医療機関へ依頼して行う必要があります。ただし、「心電図検査」は特定健診当日に実施した場合のみ、「眼底検査」は特定健診当日から1ヶ月以内に実施した場合のみ、詳細な健診となります。
- ※請求・支払方法等については、貴院が依頼した医療機関と協議してください（表1参照）。

(表1) 貴院において「眼底検査」ができない場合



(オ) 特定健康診査の実施について【すべての医療保険者】

※契約金額には、問診票等の用紙、電子化ファイルの作成、受診者への結果通知等に係る費用が含まれています。

① 基本的な健診：対象者全員に実施 ※令和5年度から金額が変更となります。

項目	契約単価	備考
問診	8,646円	※1 質問票の確認（記載漏れ、誤記を確認） ① 高血圧症、脂質異常症、糖尿病に係る薬剤治療の有無 ② 喫煙習慣 下記のAとBの両方を満たした場合、「はい（吸っている）」 A「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」 B「最近1ヶ月間も吸っている者」 それ以外の場合、「いいえ（吸っていない）」
身体計測		※2 中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定でも可。
診察		※3 やむを得ず空腹時以外（食後10時間未満）に採血を行い、ヘモグロビンA1c（NGSP値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き、随時血糖による血糖検査を可とする。優先順位：①空腹時血糖、②ヘモグロビンA1c、③随時血糖の順。
血圧		
血中脂質		
肝機能		
血糖検査		
尿検査		

② 詳細な健診：当該年度の健診結果等が以下の「基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施

項目	契約単価	基準
貧血（赤血球数、血色素数、ヘマトクリット値）	231円	（特定健診の受診時）貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
血清クレアチニン（eGFR含む）	121円	血圧：収縮期130mm Hg以上又は拡張期85mm Hg以上 血糖：空腹時100mg/dl以上、ヘモグロビンA1c（NGSP値）5.6%以上又は随時100mg/dl以上
12誘導 心電図※4	1,430円	血圧：収縮期140mm Hg以上又は拡張期90mm Hg以上 問診等で不整脈が疑われる者
眼底検査（両側）※5、※6	1,232円	血圧：収縮期140mm Hg以上又は拡張期90mm Hg以上 血糖：空腹時126mg/dl以上、ヘモグロビンA1c（NGSP値）6.5%以上又は随時126mg/dl以上

※4 心電図検査は、上記基準に該当し、かつ、医師が必要と認める者で、特定健康診査当日に心電図検査を実施した場合にのみ、詳細な健診とする。

※5 眼底検査は、当該年度の結果等で血圧が基準に非該当かつ血糖検査の結果が確認できない場合は、前年度の結果等で「血糖検査が基準に該当する者」を含む。

※6 眼底検査は、上記基準に該当し、かつ、医師が必要と認める者で、特定健康診査当日から1か月以内に眼底検査を実施した場合にのみ、詳細な健診とする。

③自己負担金の確認

■ 受診券の「窓口での自己負担」欄を確認して、受診者の負担額を窓口で徴収してください。

④請求金額の算定（市町国保以外：市町国保は(カ)③を参照）

	a 基本的な健診	b 詳細な健診				請求金額
		心電図 1,430円	眼底 1,232円	貧血 231円	血清Cr (eGFR含む) 121円	
特定健診	8,646円					(a + b) - 自己負担額

⑤特定健康診査の受診結果

■ メタボリックシンドロームの判定

腹 囲	≥85cm (男性) ≥90cm (女性)
①脂質	中性脂肪 150mg /dl以上 又は HDLコレステロール 40mg /dl未満 又は脂質異常症にかかる薬剤治療
②血压	収縮期血压 130mm Hg以上 又は 拡張期血压 85mm Hg以上 又は 高血压症にかかる薬剤治療
③血糖	空腹時血糖 110mg /dl以上 又は ヘモグロビンA1c 6.0%以上 又は 糖尿病にかかる薬剤治療
腹 囲 + ①～③	2つ以上：該当者 腹 囲 + ①～③ 1つ以上：予備群



《参考：特定保健指導の判定基準》

- ・医療保険者が健診結果を基に選定し、対象者に通知します。
- ・高血圧症、脂質異常症、糖尿病に係る薬剤治療者は、対象から除外されます。

腹 囲	追加リスク	④ 煙 歴	保健指導レベル	
			①脂質	40～64歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当	あり	積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当	なし		
上記以外で BMI 25kg /m ² 以上	3つ該当	あり	積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当	なし		
	1つ該当			

- ・脂質：中性脂肪150mg /dl以上又はHDLコレステロール40mg /dl未満
- ・血压：収縮期血压130mm Hg以上又は拡張期血压85mm Hg以上
- ・血糖：空腹時血糖100mg /dl以上、ヘモグロビンA1c (NGSP値) 5.6%以上又は随時血糖100mg /dl以上（優先順位：空腹時 >ヘモグロビンA1c >随時）

(カ) 特定健康診査の実施について【市町国保の場合】

※契約金額には、問診票等の用紙、電子化ファイルの作成、受診者への結果通知等に係る費用が含まれています。

特定健康診査の実施について(オ)①②⑤は共通です。市町国保は、自己負担はありません（無料）。令和2年度から、「貧血」「血清クレアチニン（eGFR含む）」「ヘモグロビンA1c」「血清尿酸」を一律実施しています。

－新型コロナウイルス感染症に係る予防接種時の留意点－
予診実施時には、原則、
初診料・再診料・外来診療料等は算定出来ません！

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するに当たり、予診（問診、検温及び診察）を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬は算定できません。十分ご注意ください。なお、詳細は【会員限定サービス 広島県医師会e-広報室】などにより、ご確認ください。

【参考文書】※必ず通知の全文をご確認ください。

- ・令和3年6月18日 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49）日本医師会（保79）



《QRコード》

①必須項目 ①: 県内すべての市町国保で、対象者全員に実施 「基本的な健診項目」 + 「追加健診4項目」
※令和5年度から金額が変更となります。

項目		食後10時間以上	食後10時間未満	契約単価	備考
身体計測	問診	既往歴、服薬歴、喫煙習慣 ^{※ア}	○	○	8,646円
	身長		○	○	
	体重		○	○	
	腹囲		○	○	
	BMI		○	○	
	診察	理学的検査(身体診察)	○	○	
	血圧	収縮期血圧、拡張期血圧	○	○	
	血液検査	中性脂肪	○	○	
		HDLコレステロール	○	○	
		LDLコレステロール ^{※イ}	○	○	
		GOT (AST)	○	○	
		GPT (ALT)	○	○	
		γ-GTP (γ-GT)	○	○	
追加	血糖	空腹時血糖	○		★貧血、血清クレアチニン (eGFR含む) が「詳細」に該当する場合は、国への交付申請や受診者の保健指導のため、必ず「詳細」で請求してください。該当しない場合は、「追加」で請求してください。
	ヘモグロビンA1c ^{※ウ}		○		
	尿糖	○	○		
	尿蛋白	○	○		
	計	9,658円	9,119円		

②詳細な健診項目 ②、③: 当該年度の健診結果等が以下の「基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施

詳細	②	12誘導 心電図	○	○	1,430円	③詳細な健診項目の「基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施。基準は1(オ)②参照。
	③	眼底検査(両側)	○	○	1,232円	

③請求金額の算定 市町国保の場合

必須項目①	9,658円	9,119円	・ 必須項目①はすべて実施。未実施項目があれば、原則返戻となります。 ・ 県内すべての市町国保は、自己負担はありません(無料)。
必須項目① + 詳細②(心電図検査)	11,088円	10,549円	
必須項目① + 詳細③(眼底検査)	10,890円	10,351円	
必須項目① + 詳細② + 詳細③	12,320円	11,781円	

④市町国保の特定健康診査フロー図 (県内共通)



2 特定保健指導

(ア) 実施機関の基準について

実施機関の基準については、厚生労働大臣告示を参照してください。

(厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>)

(イ) 契約単価

特定保健指導（動機付け支援（動機付け支援相当））	9,981円
特定保健指導（積極的支援）	22,407円

(ウ) 特定保健指導の内容

動機付け支援	I 初回面接 ①個別支援1回（20分以上（情報通信技術を活用した遠隔面接は30分以上）） 又は ②グループ支援（おおむね8名以下）1回（おおむね80分以上（情報通信技術を活用した遠隔支援はおおむね90分以上））
	II 実績評価 3ヶ月以上経過した後に、実績評価を面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施
積極的支援	I 初回面接：動機付け支援と同様の内容 II 繼続的支援（3か月以上）：180ポイント以上 ※ 支援A、支援Bの内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成30年度版）を参照すること。 ※ 繼続的支援は、支援中に面接（個別・グループ）支援を、必ず1回以上実施し、支援Aの方法で180ポイント以上、又は支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施すること。 III 実績評価：動機付け支援と同様の内容
	対象：1年目に積極的支援に該当し、かつ積極的支援を終了した者であって、2年目も積極的支援に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者。 ただし、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の対象にはならない。
（動機付け 支援相当）	I 初回面接：動機付け支援と同様の内容 II 繼続的支援：180ポイント未満でもよい III 実績評価：動機付け支援と同様の内容

(エ) 健診結果が揃わない場合の初回面接の分割実施（一部の保険者のみ）

受診当日に初回面接を行うことは、健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることがで
き、受診者にも利便性がよいため、健診当日に全ての検査結果が判明しない場合でも、初回面接
の分割実施が可能になりました。これに伴い、保健指導実施機関の契約は、次の2種類となります。
「集合契約B①」：特定健康診査当日の初回面接を行わない従前どおりのもの
「集合契約B②」：特定健康診査当日の初回面接を行うもの（動機付け支援及び積極的支援の両方
を実施できることが条件となります）

- ・具体的な実施方法は次のとおりです(表2参照)。

① 初回面接1回目

特定健康診査受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、質問票の回答を含めた既往歴、前年度の検査結果等)をもとに専門職が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成する。

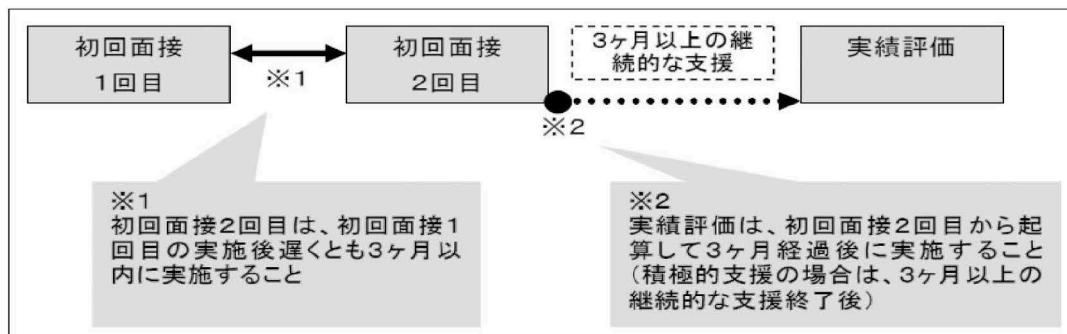
② 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、当該行動計画を完成する。初回面接を分割して実施した場合は、初回面接2回目に引き続いて同一日に継続的な支援を実施することも可能である。

初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。初回面接を分割して実施した場合は、積極的支援及び動機付け支援は行動計画の策定が完了する初回面接2回目から起算して3ヶ月経過後とする。

(出典:「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.2版)」厚労省)

(表2) 初回面接を分割して実施する場合



(オ) 費用の請求について

- ・特定保健指導結果及び請求データは、健診と同様に厚生労働省が定める様式において電子化ファイルの作成を行い、支払基金又は国保連へ提出となっています。
 - ・特定保健指導の電子データについては、代行入力機関へ依頼するか、国立保健医療科学院がホームページで提供するフリーソフト等を用いて作成してください。
- (国立保健医療科学院ホームページ: <https://www.niph.go.jp>)

※不明な点は、以下の連絡先にお問合せください。

- ・集合契約の参加について
 - ：各地区医師会又は広島県医師会地域医療課(電話 082-568-1511)
- ・特定健康診査・特定保健指導制度について
 - ：広島県健康福祉局健康づくり推進課(電話 082-513-3214)
- ・特定健診・保健指導実施機関届、社会保険関係の請求について
 - ：社会保険診療報酬支払基金広島支部(電話 082-294-6761)
- ・特定健診等費用の請求及び受領に関する届、国民健康保険関係の請求について
 - ：広島県国民健康保険団体連合会(電話 082-554-0772)

クレーム相談サービスについて

広島県医師会医事紛争担当役員

近年、医療機関において患者から言われのないクレーム等を受ける状況が増えており、広島県医師会へ寄せられる相談も多様化し増加しております。

広島県医師会では、警察との連携強化や医療従事者の安全（命）を守るための指針を作成する等、その対策に努めているところです。

このたび、広島県医師会団体医師賠償責任保険の引受会社である東京海上日動火災保険株式会社（以下、東京海上）より、「クレーム相談サービス」の紹介がありました。

当該サービスは、問題等が起こった際に東京海上と提携する専門弁護士事務所へ相談ができるサービスで、メールや電話での相談が可能であり、申込受付後「弁護士法人マネジメントコンシェルジュ」からアドバイスが提供されます。詳細は以下をご参考ください。

この機会に、普段お困りのことについて、本サービスをご利用いただき、医療機関の課題解決の一助となりましたら幸いです。

カスタマーハラスメントでお困りの事業者さまへ

無料 期間限定

クレーム相談サービス のご案内

常連客からセクハラを受けています。対処方法を相談したい。

SNSに虚偽の書き込みがされている。削除方法を相談したい。

顧客・取引先からの嫌がらせや、著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」が社会問題化しています。

東京海上日動では、カスタマーハラスメントを受けられた事業者の皆さまが、その対応方法について専門の弁護士からアドバイスを受けられるサービスの開発を検討しております。

この度、このサービスをトライアルとして無料でご提供させていただきます。

下記のいずれかの方法でお気軽にご相談ください。
原則翌営業日までにご連絡いたします。

お電話でのご相談
(コールセンター受付)

フリーダイヤル
0120-179-048

利用時間 平日10時～18時

Webからのご相談

右のQRコードまたは
URL(<https://www.mclawyer.jp/contact/>)から
ご相談ください。※24時間受付

【ご注意】
紹介者欄に必ず、「東京海上日動」とご入力ください。

事前登録など 面倒な手続きは一切不要！
また、何度でも無料でご利用いただけます。
従業員の方からのご相談も可能です。

■ クレーム相談サービスの概要

事業者の皆さまがカスタマーハラスメントを受けた場合に、弊社と提携する専門の弁護士事務所へ相談ができるサービス※です。
お申込みを受け付けた後、「弁護士法人マネジメントコンシェルジュ」から、対応方法のアドバイスをご提供します。
※対応の代行を請け負うものではありません。
※カスタマーハラスメントとは、顧客からの迷惑行為・過大要求・セクハラ・嫌がらせなどをいいます。

■ カスタマーハラスメントのご相談例



飲食業



建設業



小売業

嫌がらせとして口コミサイトに虚偽の営業時間が投稿されている。投稿の削除方法を相談したい。

リフォームを請け負ったが壁紙が気に入らないとして全面的な張替を要求されている。対処方法を相談したい。

顧客にマスク着用を求めたところ、拒否されたうえ、毎日のように店の前で罵声を浴びせられるようになった。対処方法を相談したい。

※上記はカスタマーハラスメントの一例です。

カスタマーハラスメントに該当するか悩める場合でもお気軽にご相談ください。

■ トライアル実施期間(サービス利用可能期間について)

トライアル実施期間: 2023年3月31日(金)まで(予定)

※トライアル実施期間中は何度でもご利用いただけます。

※上記期間は、利用実績等の状況に応じて、延長または中止する場合がございます。

■ サービスのご利用条件等

● サービスのご利用条件

本サービスのご利用条件は下記2点となります。

- ・利用後にサービスに関する簡単なアンケート(所要時間: 3~5分)にお答えいただけます。
- ・下記のサービス利用に関するご注意についてご了解・同意いただけます。

<サービス利用に関するご注意>

- ① 本サービスの利用にかかる通信費等はサービスを利用する事業者さまの負担となります。
(受付のお電話はフリーダイヤルをご利用いただけます)。
- ② 本サービスは、カスタマーハラスメントに対する対応方法について弁護士法人マネジメントコンシェルジュから助言をするものであり、対応の代行を請け負うものではありません。
- ③ 本サービスでご相談いただいた内容、ご連絡先等の情報は、弊社に共有されます。
- ④ 本サービスは、弁護士法人マネジメントコンシェルジュにより提供するサービスであり、弊社が提供するものではありません。本サービスのご利用によって発生した損害に関して、弊社は一切責任を負いません。
- ⑤ 本トライアルは、弊社の都合で予告なく延長または中止することがあります。

「弁護士法人マネジメントコンシェルジュ」について

弁護士法人マネジメントコンシェルジュは、企業への不当クレーム対応、カスタマーハラスメント対応、労働紛争対応を主として扱う法律事務所です。

クレーム、カスタマーハラスメント対応の実績としては、上場メーカー企業をはじめとして、電化製品小売販売店、医療機関、飲食店、美容室、建設会社その他多種多様な業種における数多くのクレームやカスタマーハラスメント案件の解決にあたっています。

弁護士法人マネジメントコンシェルジュ

ホームページURL: <https://www.mc-lawyer.jp/>



お問い合わせ先

クレーム相談サービスについてご質問等ございましたら、下記メールアドレスまでお問い合わせください。

東京海上日動クレーム相談サービスモニター調査事務局

メールアドレス: claim-service@tmnf.jp

HMネットに参加して地域医療連携を広げよう!!

ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)は、診療情報や処方情報、健診情報などを共有し、円滑な地域医療連携を実現することを目標としております。HMネットに参加して地域医療に貢献しましょう。

参加書類のダウンロード

<https://www.hm-net.or.jp/koubo/koubo.zip>

参加医療機関の導入事例紹介

<https://www.hm-net.or.jp/interview>



イメージキャラクター
ぱぱじろー

【★要注意★】

2023年4月1日に施行される広島県自転車条例^{*1}で 賠償責任保険の加入が義務化^{*2}されます!!

*1 広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例

*2 対象：自転車を使用する個人および事業者

条例

第4章 自転車損害賠償保険等への加入等 (自転車損害賠償保険等への加入等)

第13条 2項 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではない。

自転車事故を起こしてしまうと
多額の賠償金が必要になることも…



自転車での加害事故例（日本損害保険協会調べ）

判決認容額	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）。
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した（東京地方裁判所、平成15年9月30日判決）。

広島県医師会団体医師医療施設賠償責任保険の加入がオススメ！

特徴1

医師賠償責任保険で補償されない、

施設の所有・使用・管理や、業務に基づく賠償責任の補償！

- ・ケース1：往診中に自転車に乗っていて人にぶつかりケガをさせた
- ・ケース2：提供した病院給食で食中毒が発生した
- ・ケース3：MRI室に患者が入る際に金属等のチェックを怠り、患者の補聴器が壊れた

特徴2

管理者・使用者のほか、スタッフ個人が訴えられた場合も補償！

*令和5年5月1日付改訂後の内容。改定前は、管理者・使用者の責任のみ補償。

*本保険は業務中の事故による賠償責任を補償する保険です。

スタッフ個人の日常生活での自転車運転中の事故による賠償責任は、別途次の【お問い合わせ先】にご相談ください。

【補償プラン】

(1) 診療所契約(病床数19床以下)

タイプ	医療施設賠償責任保険 (免責金額なし)						1施設あたり年間保険料(円)					
	対人事故		対物事故		人格権侵害		一般 病床	療養 病床	精神病床	結核・感染症 病床		
	1名につき	1事故につき	1事故につき	1名につき	1回の不当行為	保険期間中						
J	1億円	2億円	1,000万円	1,000万円	1億円	1億円	880					
K	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	1,210					
L	1.5億円	15億円	3,000万円	1,000万円	1億円	1億円	1,410					

(2) 病院契約(病床数20床以上)

タイプ	医療施設賠償責任保険 (免責金額なし)						1床あたり年間保険料(円)			
	対人事故		対物事故		人格権侵害		一般 病床	療養 病床	精神病床	結核・感染症 病床
	1名につき	1事故につき	1事故につき	1名につき	1回の不当行為	保険期間中				
G	1億円	6億円	1,000万円	1,000万円	1億円	1億円	384	384	558	123
H	1億円	20億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	504	504	736	162
I	1.5億円	30億円	3,000万円	1,000万円	1億円	1億円	561	561	819	180

保険相談申込書

【お問い合わせ先】

広医株式会社(担当:山中、土田、大知、世良)

FAX: 082-262-1688、TEL: 082-568-6330、E-mail: hiroi@hmca.or.jp

会員氏名		担当者氏名	
医療機関名	法人立・個人立・その他()		
所在地	〒 -		
連絡先 お電話		連絡先 F A X	
E-mail	@		
希望連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール		
相談内容	<input type="checkbox"/> 加入希望タイプ		
	<input type="checkbox"/> (1) 診療所契約(19床以下) <input type="checkbox"/> Jタイプ <input type="checkbox"/> Kタイプ <input type="checkbox"/> Lタイプ		
	<input type="checkbox"/> (2) 病院契約(20床以上) <input type="checkbox"/> Gタイプ <input type="checkbox"/> Hタイプ <input type="checkbox"/> Iタイプ		
	<input type="checkbox"/> 資料請求 <input type="checkbox"/> 加入状況の照会 <input type="checkbox"/> 補償内容 <input type="checkbox"/> その他		
※具体的な相談内容がありましたら、ご記入ください。			

電子処方箋の運用には医師資格証が必要です

『電子処方箋』の仕組みは、令和5年1月から運用を開始する予定です。この電子処方箋の仕組みを利用するためには、オンライン資格確認のシステムの導入のほか、医師の『HPKIカード』の取得が必要になります。HPKIカードは複数の機関が発行していますが、日本医師会が発行する「医師資格証」であれば、日本医師会会員は無料で取得・利用できます。まだ未取得の場合は、ぜひ申請をしてください。



医師資格証の利用シーン



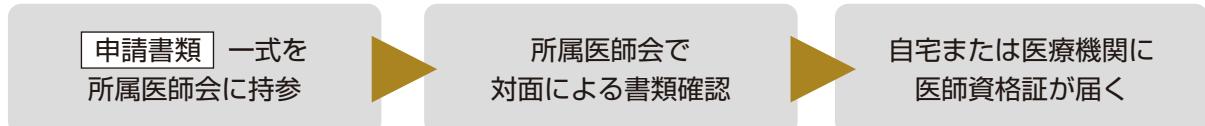
費用

日本医師会会員は初回発行手数料、5年ごとのカード更新費用も全て**無料**。

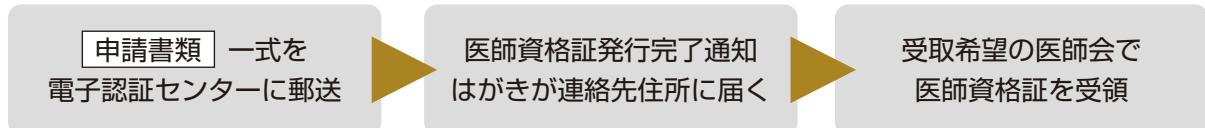
日本医師会非会員は、初回発行時および5年ごとのカード更新時に**5,500円**かかります。

医師資格証の申請方法

(1) 申請書類を所属医師会に【持参】した場合



(2) 申請書類を日本医師会電子認証センターに【郵送】した場合



申 請 書 類

- ①医師資格証発行申請書 ③住民票（発行から6ヶ月以内、コピー不可）
②医師免許証のコピー ④身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）

お問い合わせ先

広島県医師会 広報情報課 TEL: 082-568-1511

日本医師会電子認証センター <https://www.jmaca.med.or.jp>
広島県医師会 医師資格証ページ <https://www.hiroshima-med.or.jp/ishi/shikaku.html>

社 保の栄



のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載しております。



e-資料 通達文書(社保関係)掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について 日本医師会 令和5年2月7日(第2091号・保険)

令和5年1月31日付け保医発0131第3号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第9号)の一部が改正され、令和5年2月1日から適用された。

▼一部改正内容

1 I の3の130(2)を次に改める。

(2) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル・再狭窄抑制型は、冠動脈ステント内再狭窄病変又は新規冠動脈病変に対して使用された場合に算定できる。ただし、対照血管径が3.0mm以上の新規冠動脈病変に対しては関連学会が定めるステートメントに沿って使用した場合に限り算定できる。



医療機器の保険適用について 日本医師会 令和5年2月7日(第2092号・保険)

令和5年2月1日から新たに保険適用となった医療機器(製品名: CASE V7.0 MDD等)が示された。



検査料の点数の取扱いについて 日本医師会 令和5年2月7日(第2093号・保険)

新たな臨床検査3件(E2(既存項目・変更あり):1件、E3(新項目):2件)が保険適用されたことに伴い、厚生労働省より関連通知が示され、令和5年2月1日から適用となった。

▼改正点

2 別添1第2章第3部第1節D012に次を加える。

(58) 単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)は、単純ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者に対し、イムノクロマト法により実施した場合に本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回目以降行う場合には、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。ただし、本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性及び「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は併せて算定できない。他



「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

日本医師会 令和5年2月8日(第2120号・保険)

令和5年1月31日付け保医発0131第2号(日医発第2092号(保険))で示された医療機器の保険適用について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡が示された。

この度お知らせする内容はあくまでも概要です。
必ず通知の全文をご確認ください。





令和5年4月から12月における診療報酬上の臨時的な取扱いについて ～医療情報・システム基盤整備体制充実加算および 医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算～

一般社団法人広島県医師会 社保担当常任理事 落久保 裕之

令和5年4月から12月における「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」および「医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算」の取扱いが見直されましたのでお知らせ致します。

なお、今回お知らせする当該加算の見直しの内容はあくまでも概要ですので、必ず通知の全文をご確認ください。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

【見直しの内容（概要）】

1. 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に適合する保険医療機関を受診した患者に対し、初診を行った場合における評価を見直す。
2. 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に適合する保険医療機関を受診した患者に対し、再診を行った場合における評価を新設する。
3. オンライン資格確認等システムを導入した保険医療機関が、オンライン請求を行っていない場合において、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨を地方厚生局長等に届け出た場合には、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定可能とする。

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

- 医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について、（1）初診時・調剤時の評価を見直すとともに、（2）再診時についても新たに評価を行う特例措置を講ずる。
- また、あわせてオンライン請求を更に普及する観点から、（3）当該加算の算定要件を見直す特例措置を講ずることとする。
- これらの特例措置を令和5年4月から12月まで（9か月間）時限的に適用する。

医療情報・システム基盤整備体制加算

※ 本加算で、医療機関・薬局に求められる取組・体制は、次ページ

（1）初診時・調剤時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関・保険薬局において、初診又は調剤を行った場合における評価の特例

・初診料（医科・歯科）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（マイナンバーカードの利用なし） 4点 → 6点

・調剤管理料（調剤）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（マイナンバーカードの利用なし） 3点（6月に1回）→ 4点

（2）再診時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対し、再診を行った場合における評価を設ける

・再診料

（新） 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（マイナンバーカードの利用なし） 2点（1月に1回）

（3）加算要件の特例（オンライン請求の要件）

現行の加算は、オンライン請求を行っていることが要件となっているが、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行っている保険医療機関・保険薬局は、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなす。

		現行の加算	特例措置(令和5年4~12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	4点	6点
	〃 利用する	2点	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	-	2点
	〃 利用する場合	-	-
調剤	マイナンバーカードを利用しない	3点	4点
	〃 利用する場合	1点	1点

(続き) **【医療機関・薬局に求められること】 今般の特例で新たに設定**

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実 **再診時における診療情報取得・活用体制の充実**

【施設基準】 (初診時・再診時共通)

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
 - ① オンライン請求を行っていること。
 - ② オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - ③ ②の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと(※)について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

(*) ①は今回の特例措置で、R5.12.31までにオンライン請求を開始することを地方厚生局長等に届け出た場合には要件を満たしたものとみなす。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。(通知)

(※)具体的な対応として問診票の標準的項目を規定 (通知)

診療情報を取得・活用する効果 (初診・調剤)

医療機関	問診票の標準的項目を新たに記載して示している	薬局
✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。	問診票(初診時) ● 今日の症状 ● 既往の病歴 ● 他の医療機関の受診歴 ● 薬方箋されている薬 ● 特定健診の受診歴 ● アルギーの有無 ● 妊娠・授乳の有無 ※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。	✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。 ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

(※)再診時の具体的な対応として、薬剤情報の確認や、その他必要に応じて健診情報等の確認を行う旨を規定予定 (通知)

診療情報を取得・活用する効果 (再診)

医療機関	再診時の問診票について記載して示す予定	再診時の確認事項
✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。	・ 薬剤情報 ・ その他、必要に応じて健診情報等	

13

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置

【見直しの内容(概要)】

1. 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方を推進することにより、保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤できることで、患者に適切に医薬品を提供する観点から、一般名処方加算の評価を見直す。
2. 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、後発医薬品使用体制加算について、後発医薬品の推進を図りながら、医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の評価を見直す。
3. 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、外来後発医薬品使用体制加算について、後発医薬品の使用促進を図りながら、医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の評価を見直す。
4. 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、地域医療への貢献の観点から、地域支援体制加算について、後発医薬品の使用促進を図りながら、保険薬局が地域において協力しつつ医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の要件及び評価を見直す。

事業主は、労働者が労働災害にあって休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。

労働災害の受診は労災保険で！！

労災保険の請求手続きについては、まず最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

広島労働局・労働基準監督署

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置（①）

①一般名処方加算

一般名処方加算について、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者に安定的に薬物治療を提供する観点から、一般名処方加算の評価の特例措置を講ずる。（令和5年4～12月）

・処方箋料

一般名処方加算1 7点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 9点 (+2点)
 一般名処方加算2 5点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 7点 (+2点)

【算定要件】

交付した処方箋に1品目でも一般名処方が含まれている場合に一般名処方加算2を、後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合には一般名処方加算1を算定する。

【追加の施設基準】

薬剤の一般的な名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

一般名処方のイメージ

銘柄名処方	一般名処方
原則、当該銘柄を用いて調剤 ○○○錠 20mg 2錠 (銘柄名 + 効能 + 含量) 1日2回 朝食後・就寝前 ○日分	有効成分が同一であれば、どの後発医薬品も調剤可能 【般】 フアモチジン錠 20mg 2錠 (一般的な名称 + 効能 + 含量) 1日2回 朝食後・就寝前 ○日分

16

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置（②）

②後発医薬品使用体制加算

後発医薬品使用体制加算について、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、後発医薬品の推進を図りながら、医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の評価の特例措置を講ずる（令和5年4月～12月）。

・後発医薬品使用体制加算（入院初日）

後発医薬品使用体制加算1 (90%以上) 47点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 67点 (+20点)
 後発医薬品使用体制加算2 (85%以上) 42点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 62点 (+20点)
 後発医薬品使用体制加算3 (75%以上) 37点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 57点 (+20点)

【既存の施設基準】

- ① 薬剤部門等が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、後発医薬品の使用を決定する体制が整備された病院又は有床診療所であること。
- ② 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量が、後発医薬品使用体制加算1にあっては90%以上、後発医薬品使用体制加算2にあっては85%以上、後発医薬品使用体制加算3にあっては75%以上であること。
- ③ 当該医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること。
- ④ 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受付及び支払窓口等の見やすい場所に掲示していること。

【追加の施設基準】

- (1) 後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 医薬品の供給が不足等した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直しを行う等適切に対応する体制を有していること。
- (3) (1) 及び (2) の体制に関する事項及び医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

17

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置(③)

③外来後発医薬品使用体制加算

外来後発医薬品使用体制加算について、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、後発医薬品の推進を図りながら、医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の評価の特例措置を講ずる(令和5年4月~12月)。

・処方料

外来後発医薬品使用体制加算1(90%以上) 5点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 7点(+2点)
 外来後発医薬品使用体制加算2(85%以上) 4点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 6点(+2点)
 外来後発医薬品使用体制加算3(75%以上) 2点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 4点(+2点)

【既存の施設基準】

- ① 薬剤部門等が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、後発医薬品の使用を決定する体制が整備された病院又は有床診療所であること。
- ② 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量が、外来後発医薬品使用体制加算1にあっては90%以上、外来後発医薬品使用体制加算2にあっては85%以上、外来後発医薬品使用体制加算3にあっては75%以上であること。
- ③ 当該医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること。
- ④ 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受付及び支払窓口等の見やすい場所に掲示していること。

【追加の施設基準】

- (1) 外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して十分な対応ができる体制が整備されていること。
- (3) (1)及び(2)の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

18

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置(④)

④地域支援体制加算

医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、地域医療への貢献の観点から、地域支援体制加算について、後発医薬品の使用促進を図りながら、保険薬局が地域において協力しつつ医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の評価の特例措置を講ずる。(令和5年4月~12月)

調剤基本料1を算定している保険薬局 調剤基本料1以外を算定している保険薬局

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・地域支援体制加算1 39点 | ・地域支援体制加算3 17点* |
| ・地域支援体制加算2 47点 | ・地域支援体制加算4 39点* |

(1) 後発医薬品調剤体制加算1又は2を算定する場合 → 下記の「追加の施設基準」を満たす場合(+1点)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・地域支援体制加算1 40点 | ・地域支援体制加算3 18点* |
| ・地域支援体制加算2 48点 | ・地域支援体制加算4 40点* |

(2) 後発医薬品調剤体制加算3を算定する場合 → 下記の「追加の施設基準」を満たす場合(+3点)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・地域支援体制加算1 42点 | ・地域支援体制加算3 20点* |
| ・地域支援体制加算2 50点 | ・地域支援体制加算4 42点* |

(※特別調剤基本料を算定している場合は増点後の80/100に相当する点数)

【追加の施設基準】

- (1) 地域支援体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。
- (2) 後発医薬品調剤体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。
- (3) 地域の保険医療機関・同一グループではない保険薬局に対する在庫状況の共有、医薬品融通などを実行していること。
- (4) (3)*に係る取組を実施していることについて当該薬局の見やすい場所に掲示していること。

※取組の例

- ・地域の薬局間での医薬品備蓄状況の共有と医薬品の融通
- ・医療機関への情報提供(医薬品供給の状況、自局の在庫状況)、処方内容の調整
- ・医薬品の供給情報等に関する行政機関(都道府県、保健所等)との連携

(参考) 後発医薬品調剤体制加算1(後発医薬品の調剤数量割合80%以上) 21点
 後発医薬品調剤体制加算2(後発医薬品の調剤数量割合85%以上) 28点
 後発医薬品調剤体制加算3(後発医薬品の調剤数量割合90%以上) 30点

19

【参考：医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置の全体像】

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置（全体像）

- 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者への適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、保険医療機関・保険薬局に対する加算について、特例措置を講ずる。
- この特例措置は、令和5年4月から12月まで（9か月間）時限的に適用する。

特例措置の全体像

	現行の加算	特例措置
診療報酬	処方箋料の関係 一般名処方加算1 7点 一般名処方加算2 5点	+2点
	入院基本料等の関係（※入院初日） 後発医薬品使用体制加算1 (90%以上) 47点 後発医薬品使用体制加算2 (85%以上) 42点 後発医薬品使用体制加算3 (75%以上) 37点	+20点
	処方料の関係 外来後発医薬品使用体制加算1 (90%以上) 5点 外来後発医薬品使用体制加算2 (85%以上) 4点 外来後発医薬品使用体制加算3 (75%以上) 2点	+2点
調剤報酬	調剤基本料の関係（特別調剤基本料を算定している場合は80/100に相当する点数） 地域支援体制加算1 39点 地域支援体制加算2 47点 地域支援体制加算3 17点 地域支援体制加算4 39点	+1点 又は +3点

※特例措置は、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、適切な提供に資する取組を実施した場合が対象（要件を追加）。

15



オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の猶予届出方法について



ご自身の医療機関・薬局が経過措置のどの事情に該当するか確認し、それぞれの猶予届出に必要となる事項について確認してください。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、原則、医療機関等向けポータルサイトを経由して、支払基金に猶予届出を遅くとも令和5年3月31日までに提出してください。

詳細については、オンライン資格確認ポータルサイト

(<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/post-21.html#yuuyotodokede>) をご確認ください。

なお、経過措置の該当性等に関する照会は中国四国厚生局指導監査課（082-223-8209）へ直接お問い合わせください。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算のオンライン請求要件に係る特例措置の届出方法等について

原則エクセルファイルを下記メールアドレスに送付することにより届出してください。このとき、エクセルファイルはPDF化を行わず、エクセルファイルのままお送りください。

なお、やむを得ず紙媒体にて届出を行う場合は、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に郵送により送付いただくようお願いします。

また、エクセルファイルで提出する場合は、ファイル名の最初に「保険医療機関コード（7桁の数字）」をご記入ください。

●メールアドレス：online-seikyu@mhlw.go.jp

●地方厚生局住所（紙媒体）：〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階

【留意事項等】

- ①届出書の提出方法は、原則mail又は郵送のみ (FAXでの受付は行っておりません)。
- ②届出様式は、厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00044.html) に掲載されています。
- ③令和5年4月診療分の届出期限は、令和5年3月1日から令和5年4月10日までです。ただし、地方厚生(支)局等の窓口は4月1日以降に届出が集中し、混雑が予想されることから、原則令和5年3月31日までに届出いただくようお願いします。(令和5年5月診療分～令和5年12月診療分については、算定を行う月の前月最初の開庁日の翌日から当月最初の開庁日まで)

【中国四国厚生局指導監査課への疑義照会の方法等について】**①郵便による場合**

「質問票(広島県)」に必要事項を記入し、郵便により指導監査課宛(住所は上記のとおり)に送付してください。

②質問送信フォームによる場合

中国四国厚生局ホームページ上に各県ごとに設けた「質問送信フォーム」に必要事項を入力し、送信してください。

【URL(中国四国厚生局ホームページ)】

中国四国厚生局>知りたい分野から探す>保険医療機関、保険医等>保険医療機関・保険薬局の方へ>診療報酬に関する質問票について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/shitsumonhyou.html

新型コロナウイルス感染症陽性患者の診療に対する 公費請求の取扱いについて

～検査当日に陽性が判明した場合でも、初診料などは患者さんから

自己負担分を徴収いただきますようお願い致します。～

例えば、新型コロナウイルス感染症への感染を疑い、抗原検査を実施し、同日に検査結果が陽性(確定診断)となった患者に処方箋を交付した場合は、次のとおり三者併用レセプトで請求することとなります。

①通常の保険診療(患者から自己負担分を徴収)

…初診料などの基本診療料+院内トリアージ実施料+二類感染症患者入院診療加算など

②検査の公費 …SARS-COV-2 抗原検出(検査料)及び免疫学的検査判断料**③治療の公費(自宅・宿泊療養時)**

…陽性確定後の新型コロナウイルス感染症に関する処方(処方箋料)+
救急医療管理加算1など



☆検査後(陽性確定後)の新型コロナウイルス感染症に関する診療については、
全て③治療の公費(自宅・宿泊療養時)に請求することとなります。ご留意ください。

令和5年度における診療報酬等の支払日について

(社会保険診療報酬支払基金
 中四国審査事務センター
 事業管理課事業管理第2係 (牧野・多賀)
 TEL(直通) 082-576-7679・082-576-7680)

さて、令和5年度における診療報酬等の支払日については、別紙のとおり予定していますので連絡いたします。

なお、貴会傘下の保険医療機関には、令和5年3月（1月診療分）の返戻レセプト等に併せて送付する「支払基金からのご案内」3月号によりお知らせいたしますので、特段のご配意を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度診療報酬等の支払予定日

納入月 ・ 支払月	出産育児一時金等（正常分娩10日提出分）		診療報酬等※	
	保険者から基金への 納入期日	基金から医療機関への 支払日	保険者から基金への 納入期日	基金から医療機関への 支払日
令和5年 4月			4月20日(木)	4月21日(金)
5月	5月2日(火)	5月8日(月)	5月19日(金)	5月22日(月)
6月	6月5日(月)	6月6日(火)	6月20日(火)	6月21日(水)
7月	7月4日(火)	7月5日(水)	7月20日(木)	7月21日(金)
8月	8月3日(木)	8月4日(金)	8月21日(月)	8月22日(火)
9月	9月4日(月)	9月5日(火)	9月20日(水)	9月21日(木)
10月	10月4日(水)	10月5日(木)	10月19日(木)	10月20日(金)
11月	11月2日(木)	11月6日(月)	11月20日(月)	11月21日(火)
12月	12月4日(月)	12月5日(火)	12月20日(水)	12月21日(木)
令和6年 1月	1月5日(金)	1月9日(火)	1月19日(金)	1月22日(月)
2月	2月5日(月)	2月6日(火)	2月20日(火)	2月21日(水)
3月	3月4日(月)	3月5日(火)	3月19日(火)	3月21日(木)
4月	4月4日(木)	4月5日(金)		

※診療報酬等には、調剤報酬、訪問看護療養費、特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等（正常分娩25日提出分、異常分娩分）が含まれます。

令和5年度

診療報酬改定関連書籍の販売について(案内)

ご購入を希望される場合は、注文用紙(本紙)を、広島県医師会保険医事課宛てにFAX(082-568-2112)送信してください。

なお、次の書籍のうち、医学通信社が発刊しているものについては、お申込期限を4月10日(月)までとさせていただきますので予めご了承ください。

※発刊時期は予定です。また、斡旋価格のため書店などの発売日より遅れる可能性もございますので、ご了承のうえお申込をお願い致します。

注文用紙

広島県医師会保険医事課行き(FAX: 082-568-2112)

書籍名	出版社	定価	配布価格	注文冊数	備考(発刊予定時期)
			(送料・税込)		
1 薬価基準点数早見表 令和5年4月版	社会保険研究所	4,180	2,810		3月中旬
2 保険薬事典Plus+【適応・用法付】 令和5年4月版		5,280	5,280		3月中旬
3 レセプト事務のための薬効・薬価リスト 令和5年度版		7,370	6,490		4月初旬
4 レセプト作成テキストブック 令和5年4月版		4,070	3,900		4月下旬
5 医科点数表Q&A集 令和5年4月版		8,800	7,540		4月末
6 【医療DXの今後に向けて】電子処方箋・オンライン資格確認Q&A 令和5年4月版		3,850	3,580		5月
7 治療薬ハンドブック2023【スマホ版アプリ付】	じほう	4,840	4,420		1月発刊済
8 保険薬事典Plus+ 令和5年4月版【適応・用法付】		5,280	5,280		告示後約10日
9 レセプト事務のための薬効・薬価リスト 令和5年版		7,370	6,490		4月
10 診療点数早見表 2023年4月増補版	医学通信社	4,950	4,208 +送料※		4月
11 最新 検査・画像診断事典 2023年4月増補版		3,080	2,618 +送料※		4月
12 薬価・効能早見表 2023年4月版		6,160	5,236 +送料※		4月
13 DPC点数早見表 2023年4月増補版		4,950	4,208 +送料※		4月
14 診療報酬・完全攻略マニュアル2023年4月補訂版		3,080	2,618 +送料※		4月

※送料は注文冊数×110円(税込)、10冊以上は1,100円固定(税込)となります。

医療機関番号	
医療機関名	
電話番号	
住所	〒
支払方法	引去・振込

☆全書籍出版社より直送となりますのでご了承ください。なお、請求書は後日送付致します。



e-資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載しております。



e-資料 通達文書（介護保険関係）掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → e-資料 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。



介護現場における感染対策の手引き（第2版）の一部改訂について 日本医師会 令和5年2月9日（日医2126）

厚生労働省は、『介護現場における感染対策の手引き（第2版）』の一部改訂を行い、ホームページに掲載した。主な改訂点は、①COCOAアプリ停止を受けて記載を削除、②巻末の参考資料中の「参考ウェブサイト」として引用転載している「厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」が一部改訂されたことを受けた反映（p. 212の亜塩素酸水の使用方法）の2点。



令和4年度地域づくり加速化事業全国研修の実施について 日本医師会 令和5年2月9日（日医2127）

厚生労働省は、地域づくり加速化事業の一環として、地域包括ケアに携わる都道府県・市区町村職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等関係機関の職員、その他関係者等を対象に全国研修（オンデマンド研修）を実施する。視聴可能期間は2023年3月31日まで。日本能率協会総合研究所のホームページから申し込む。無料。
<https://jmar-form.jp/localaccelod.html>

コロナ禍でも必要な受診は確実に！ポスターについて

広島県健康福祉局より、コロナ禍でも必要な受診は確実に！としたポスター（A4サイズ）・マグネットなどの提供がありました。

このポスターの裏面には、発熱等の症状のある方の相談・受診の流れや新型コロナウイルス感染症の陽性者の症例などについても記載されており、軽症でも、速やかに「かかりつけ医」か「積極ガードダイヤル」へご相談くださいとの内容になっております。

医療機関の受付等でご入り用の場合には、広島県医師会広報情報課（電話：082-568-1511、E-mail：kouhou@hiroshima.med.or.jp）まで必要部数をご連絡ください。なお、在庫がなくなりしだい、配布終了とさせていただきます。



広島県地域医療支援センターだより

最近の主な活動

医師・研修医・医学生の皆様に広島県の医療をPRするための広報冊子「ETTO」18号が完成しました。今回は中山間地域の中小病院である神石高原町立病院、公立世羅中央病院及び安芸太田病院の3病院を紹介し、院長先生と当該病院で働く自治医科大学卒業医師・広島大学ふるさと枠医師に登場してもらっています。いきいきと働いておられる雰囲気が感じられる記事となっていますので、是非ご一読ください。また、この冊子の最後の頁には、ふるさとドクターネット広島のPRと登録依頼が載っています。このような広報は、医師会速報や広島大学医学部の同窓会報などにも掲載してもらっていますので、様々な情報提供やサポートを希望される方にご紹介いただけると幸いです。

●オールひろしま 臨床研修病院オンライン合同説明会を開催します！

広島県内の臨床研修病院が一体となって、今年度もオンライン合同説明会を開催します。県内全24病院の臨床研修医と指導医から、病院の魅力や研修プログラムの特徴等の話を聞くことが出来ます。詳細は、「ふるさとドクターネット広島」をご覧ください（ホームページアドレスは、このページの最下段にあります）。

医師会員の皆様におかれましては、医学部に進学しておられるご子息・ご息女やお知り合いの方々にも、ぜひご案内ください。多くの医学生の皆様のご参加をお待ちしております！

日 時：令和5年3月4日(土)、5日(日) 9:00～18:30

場 所：オンライン（Zoomミーティング）

参加病院：県内の全24臨床研修病院

内 容：病院の説明、臨床研修プログラムの概要、研修医・指導医との座談会、質疑応答等（各病院40分）

申込方法：下記リンク先の申込みフォームからお申し込みください。

（<https://career.m3.com/kenshunavi/know-how/activities/hiroshima>）

特 典：2月26日(日)までに申し込まれた方には、ご希望に応じて臨床研修、専門研修のガイドブックを送付します。また、参加者には府中味噌の味噌汁詰め合わせのプチプレゼント、3病院以上視聴された方には、Amazonギフト券1,000円分を進呈します。

主 催：広島県地域医療支援センター・広島県



●ふるさとドクターネット広島

医師ネットワークを広げるために、ホームページ「ふるさとドクターネット広島」を運営しています。

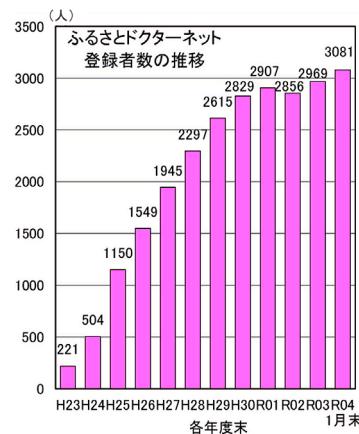
県内外の医師・研修医・医学生の方々に向けて、県内の医療情報や研修情報、医療機関の求人情報、現場で活躍されている医師のインタビューなどを掲載していますので、ぜひご覧ください。

登録者にはメールマガジンにより定期的に医療情報をお届けするほか、仕事や生活などについて匿名で気軽に相談できる「相談コーナー」もあります。費用は一切かかりません。

広島の医療の充実に貢献する医師ネットワークとして、より一層発展させていきたいと思いますので、医師会員の皆様のご登録をお願いいたします。

事務局（公財）広島県地域保健医療推進機構 地域医療支援センター

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-3-4F TEL: 082-569-6491 FAX: 082-569-6492
E-mail: iryou@hiroshima-hm.or.jp



ふるさとドクターネット広島
<https://www.dn-hiroshima.jp>



ドクターネット広島登録者数

3,081名 (R5.1.31現在)

(男性 2,055名、女性 1,026名)



オールひろしま 臨床研修病院オンライン合同説明会

2023年

3/4 土曜日

日曜日 3/5

参加無料・zoom 開催
詳細・お申込みは右のQRコードのページから



	入室	入室
広島県地域医療支援センター あいさつ	8:55	広島県地域医療支援センター あいさつ
事前説明	9:00	事前説明
公立みづぎ総合病院	9:05	広島市立北部医療センター 安佐市民病院
マツダ（株）マツダ病院	9:15	中国中央病院
福山市民病院	9:55	広島市立広島市民病院
日本鋼管福山病院	10:00	興生総合病院
尾道市立市民病院	10:40	国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター
中国労災病院	10:45	国立病院機構 広島西医療センター
国立病院機構 東広島医療センター	11:25	JR広島病院
国立病院機構 福山医療センター	11:30	J A尾道総合病院
J A広島総合病院	12:10	広島赤十字・原爆病院
福島生協病院	12:15	吳共済病院
県立広島病院	12:55	市立三次中央病院
広島共立病院	13:00	広島大学病院
翌日のご案内・アンケート	13:40	アンケート

Zoom を使用した広島県の臨床研修病院オンライン合同説明会です。ビデオ・音声 OFF での参加OK！チャットから自由に質問可能。
希望者には「臨床研修病院ガイドブック」および「専門研修プログラム案内」をご自宅へお届けします。
参加特典として「府中味噌」のちょっと贅沢なお味噌汁のプレゼント！更に3病院以上の視聴+アンケート回答でAmazonギフト券1000円分を進呈！



IPPNW(核戦争防止国際医師会議)コーナー

第23回IPPNW(核戦争防止国際医師会議) 世界大会のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で2020年から延期となっていた「第23回IPPNW世界大会」が令和5年4月26日(水)から30日(日)の会期でケニアのモンバサでハイブリッド開催されることが決まりました。

会議名：第23回IPPNW(核戦争防止国際医師会議)世界大会

日 時：2023年(令和5年)4月26日(水)～30日(日)

場 所：トラベラーズ・ビーチ・ホテル&クラブ(ケニア、モンバサ)・Web(ハイブリッド開催)

テー マ：“Disarmament, Development and Health”「軍縮、開発、そして健康」

プログラム(仮)：

4月 26日 (水)	9:00-12:00	理事会(旧理事)	学生会議
	14:00-17:00	国際評議員会	
	18:00-20:00	歓迎レセプション	
27日 (木)	9:00-17:30	開会式 全体会議1：軍縮、気候危機、健康に関連したテーマ 全体会議1に関連したワークショップ／セッション 全体会議2：核兵器と健康 *朝長万左男先生ご講演 全体会議2に関連したワークショップ *日本支部ワークショップ	
28日 (金)	9:00-17:30	全体会議3：紛争、気候変動と健康 全体会議3に関連したワークショップ／セッション 全体会議4：ユース・フォーラム：気候変動、核戦争、経済・社会正義そして健康 ユースによるセッション 19:00-23:00 祝賀ディナー	
29日 (土)	9:00-17:00	全体会議5：エネルギー選択：化石燃料、原子力／ウラン採掘そして健康 全体会議6：核兵器禁止条約(TPNW)とその普遍化 全体会議5および6に関連したワークショップ／セッション 最終全体会議(閉会)	
30日 (日)	9:00-12:00	国際評議員会	
	13:30-16:00	理事会(新理事)	

(最新プログラムについては大会HPをご覧ください)

大会HP：<https://ippnwafricaregion.org/ippnw-world-congress-2/>

登録料(本会議3日間)：現地参加 医師300ドル(USD)、学生80ドル(USD)

Web参加 125ドル(USD)

問合先：IPPNW日本支部事務局(電話：082-568-1511、FAX：082-568-2112、
メール：ippnw-japan@hiroshima.med.or.jp)



勤務医のセカンドキャリア～私の場合～

広島赤十字・原爆病院 緩和ケア科 藤本 真弓

緩和ケア科の立ち上げのため、広島赤十字・原爆病院に赴任して5年が経とうとしている。着任して1年半後に緩和ケア病棟が開設され、昨年からは加算の取れる緩和ケアチームが発足した。手前みそだが、当院の緩和ケアサポートはとても充実していると自負している。

ここ3年はコロナに振り回されて緩和ケア病棟の閉鎖が続いた。そんな中、ふと気づけば定年が視野に入る年代に踏み込んでしまった。

当欄令和4年12月25日（第2537）号掲載に板本敏行先生が書かれたように、私も他の多くの先生方と同じく引退は考えていない。卒業後、産休以外は職場を離れず、ずっと常勤で仕事を続けてきた。定年を迎えた後ももちろん続けたい。日々小さなことでブツブツ文句は言うけど、基本的にこの仕事が好きなのだと思う。

卒業後、すぐに麻酔科に入局した。今のような臨床研修制度はなく、昔の丁稚奉公もどきの働き方だった。手術麻酔、ペインクリニック、緩和ケアに携わり、さまざまな経験をさせてもらった。どれ一つとっても完璧には程遠いが、最低の合格ラインはクリアできているのではないか、と勝手に考えている（そう思わなければやっていけない）。また、勤務医だけでなく開業医も経験し、経営や人事など、医療の別の側面も見ることができた。多くの経験が今の私を作ってくれた。

定年後を考えるにあたり、私のidentityはどう、と自問してみた。三つ子の魂百まで、というけど、医師としての出発点は間違いなく麻酔科医だった。そういえば、オーストラリアのフリンダース大学で緩和ケアの研修を受けた

とき、「お前のバックグラウンドは何だ？」と聞かれ、「Anesthesiology（麻酔科）」と返答したことがあった。私の中には麻酔科医としての血が流れている。手術麻酔は私の原点だ。

板本先生の記事によると、知人や縁故を利用して再就職するケースが多いとのこと。実際に、再就職された先生方のお話を伺っても、××先生の紹介で、などという声が多いようだ。縁故を頼るというのはその人となりを把握したうえでのマッチングだから、失敗が少ないのでないかと思ったりする。

また、再就職でも常勤を希望される先生が70%というのは納得できる。今や65歳は若者の部類に入る（言い過ぎか？）。しかし、常勤の麻酔科医は務まるだろうか。手術麻酔は病棟業務に比べてはるかに体力気力を消耗すると感じている。私自身はフルタイムで麻酔をする自信は、ちょっとないかも。現時点では、麻酔と緩和ケアを半分ずつ続けたいなあ・・と漠然と自分勝手な希望を抱いている。そんな虫の良い働き方があるんだろうか。結局何のまつまいもない話になってしまったが、まあ、もう少し時間があるのでゆっくり考えよう。

最後に、板本先生が紹介されていたドクターバンク、ドクターネット広島のホームページを掲示しておく。

●広島県医師協同組合 ドクターバンク

<http://www.hmca.or.jp/>

●広島県地域医療支援センター（ふるさとドクターネット広島）

<https://www.dn-hiroshima.jp/www/index.html>



禁煙外来15年目

さくらい内科アレルギー科クリニック 櫻井 穂司

私が禁煙外来を最初に始めたのは38歳の時、平成19年です。当時呼吸器内科の科長ということで院内の禁煙委員会の委員長に任命され、施設内禁煙をどう進めるか話し合っていたのですが当然進むわけもなく、取りあえず喫煙所をどうするか延々話し合っていました。ある日当時の院長に呼び出され、「施設内禁煙にしようと思う。そうなると君は禁煙外来をする意志はあるか?」と聞かれたので二つ返事に「やります!」と答えたところ約1カ月後には施設内禁煙となりました。委員会で延々話し合っていたのがばからしく、こういうことはトップダウンでしかできないんだなと思い知らされました。当時在籍していた病院には保健師さんもいたので、禁煙相談をしたい人は500円で保健師さんと面接、禁煙治療希望の人は私にと役割分担をして禁煙治療を始め、手探り状態でしたが初めから手応えを感じました。

次の病院でも呼吸器内科の主任部長ということで喫煙対策委員会の委員に任命され、当時の院長に呼び出され、「委員会で禁煙反対派を説得し、施設内禁煙にできないか?」と相談されたので「トップダウンじゃないと絶対無理です」とお答えしました。その後1年くらい施設内禁煙にはならなかったのですが、再度ある日院長に呼び出され、「2週間後に施設内禁煙にするから禁煙外来よろしく」と言われ「2週間じゃ職員にも患者さんにも周知が間に合わないんじゃないですかね…」とお答えしたのですが、きっちり2週間後には施設内禁煙になり、驚いた覚えがあります。やっぱり施設内禁煙は話し合いで決まるわけがなく、権力というか発言力を持った方によるトップダウンしかないのかなと思いました。

さて10年前、クリニック開業と同時に禁煙外来も始めました。現在バレニクリンが出荷停止で使えなくなり、さらに新型コロナウイルス感染症流行でクリニック受診が減ったことにより禁煙希望の方が減りここ2~3年はまともに行えていませんが、今までに85例成功、80%以上の達成率でした。以前、禁煙外来を行った方についてカルテを調べたことがあるのですが、当時開業5

年で禁煙成功が55例、平均年齢48.8歳。このデータについては一度講演したのですが若い方の来院が当院は多く、会場から禁煙が難しいのは高齢者ですよねと指摘された覚えがあります。禁煙動機は病気のためが一番多く、家族のため、健康のため、環境(職場で喫煙不可等)のためと続き、お金のための方は数人しかおられず意外だった覚えがあります。やはり皆さん一番、病気や健康が禁煙動機となることが分かりました。細かい内容では、やはり自分の病気(COPDや心疾患、がん等)が分かったタイミングでの来院が多いですが、子供の病気のためにやめたいとか、社長になって吸いにくくなったなどがあり、なかにはデイケアのトイレで隠れて吸って怒られ禁煙できないならもう二度と来るなと言われてしまったのでと来院された方もいました。

よく禁煙成功率を上げるコツを聞かれるのですが私が禁煙外来で意識しているのは、

- ① 3ヵ月間、途中喫煙してしまっても絶対に最後まで来院するよう約束させる。
- ② 煙草、灰皿、ライター等禁煙開始前に全部目に入るところから無くさせる。
- ③ 優しく、明るく接する。途中喫煙してしまっても怒らない。
- ④ 肺気腫、皮膚の劣化、海外の煙草の警告表示(がんや足の壊疽等の写真)の画像をPower Pointのスライドショーにして見せる。どの患者さんに聞いても、これが一番威力がある。
- ⑤ 薬の作用や副作用、禁煙のメリット(健康面、金銭面)も図を使って丁寧に優しく説明する。
- ⑥ 看護師さんにも明るく優しく15~20分程度面談してもらう。やはり看護師さんが禁煙希望者のバックグラウンドや本人の不安等を聞き出すのがうまい。などです。当たり前のことばかりですが、これらをしっかりとやることによって禁煙成功率は上がると思っています。これからも世の中の喫煙率低下のため、微力ながらお手伝いできたらなと思います。



新興感染症に想う

安芸市民病院 吉川 一紀
(安芸地区医師会月報 2022.12 第588号より転載)

突如として中華人民共和国の武漢に新型コロナウイルス感染症が発生して3年が経とうとしています。新興感染症は、人類が遭遇したがないがゆえに免疫を持たず、よって容易に感染し、重症となる、という事実でもって、実に短期間で世界中に伝播し、多数の人々を死に至らしめました。一部始終を見聞きしてきた我々は、自分たちもその中に在って揉まれながら、パンデミックという壮大なパノラマを克明に体験してきました。1感染症が、人体の疾病にとどまらず、人間社会の病巣としてその破壊を働いてきた経緯をつぶさに見てきました。

思えば人類の歴史の中で、伝染病の流行は数多くあったでしょうが、これほど明瞭に科学的に観察した事はなかったでしょう。医学の発達は、科学の粹を集めて、病原体の同定と感染様式、臓器障害を客観的に解明し、その対策と治療を編み出していました。高度に発達した情報伝達手段により、疾病の様相と疫学が、短時間のうちに世界中の人々に共有され、それに基づいて対策を立てることができました。

食料生産の工夫と改良により爆発的に増えてきたホモ・サピエンスは、知能の昇華によるところの科学の発展でもって容易に地球上を移動できるようになりましたが、その事は今回のパンデミックの凄まじさの温床となっていると言

えます。なぜなら、人の密度と移動は新型コロナウイルスのみならず伝染病の流行にとって好条件であるからです。科学の発展はパンデミックを助長もしたが、撲滅へと立ち向かう道具にもなりました。否、我々ホモ・サピエンスは歴史上かつてなく上手に立派にこの新興感染症に對して行動した、と誰もが感想する日が近いうちに訪れると想像することができます。

宇宙に始まりがあって終わりはあるかも無いかもしれない。太陽に始まりと終わりがあって、地球に始まりと終わりがある。生命・人類に始まりがあって、太陽系に居る以上は終わりがある。すべては無限大の時間と空間の中の出来事であり、その中では時間も空間も意義が無くなる。つまり、人間の考えるところの概念は、無価値・価値と共に素粒子へと帰します。

私達生命体はかくの如く生活してきており、新興感染症とこのように対峙してきています。安芸市民病院では、発熱外来はもとより、コロナ外来、コロナ病床、新型コロナウイルスワクチン接種、オンライン診療に、求められる程に可能な限りの診療を実践してきました。社会を支える組織の一つとして、医療介護分野での活動を熱心に行っているつもりです。2年半後の病棟・外来の改築完成を踏まえて未来へと展望しているところです。

専門医共通講習の受講に 日医e-ラーニングを活用いただけます



専門医の更新申請に必要な共通講習受講単位数は、5年間で必修講習（医療倫理・医療安全・感染対策）を各1単位以上、全ての共通講習受講単位を合わせて3単位以上10単位以内です。日医e-ラーニングには、専門医共通講習単位を取得できる講座が10件（2021年9月現在）ありますので、ご活用ください。

ホームページアドレス

日医HP > メンバーズルーム > 医学図書館・生涯教育 >
日医e-ラーニング

廣島医学コーナー

「廣島医学」76巻2号(2月28日発行)は広島医学会総会特集を掲載予定です。
ぜひ、ご精読ください。

	論文名	著者	所属
実地医家のための教育講座	当院における家族性高コレステロール血症早期発見のための取り組みについて	山路 貴之	総合病院庄原赤十字病院 循環器内科
ランチョンセミナー	カオスな患者を紐解くイロハ：複雑困難患者に対する1st STEP	吉田 秀平	広島大学病院 総合内科・総合診療科
ランチョンセミナー	現場で役立つ画像診断豆知識 -早期診断につなげるために-	秋山 直子	済生会広島病院 放射線科
ビデオ演題最優秀賞	CT colonographyと戦略的マーキングで責任病変を同定したS状結腸憩室出血の1例	青山 大輝	広島市立北部医療センター安佐市民病院 消化器内科
ポスター演題最優秀賞	広島県肺癌早期診断プロジェクト発足にむけて -二次医療圏と地域中核病院との連携体制の役割-	池本 珠莉 他	広島大学病院 消化器内科
臨床外科学会賞授賞論文要旨	Concentration of Lp(a) (lipoprotein[a]) in aneurysm sac is associated with wall enhancement of unruptured intracranial aneurysm	石井 大造	広島大学大学院医系科学研究科 脳神経外科学
臨床外科学会賞授賞論文要旨	Identification of aggravation-predicting gene polymorphisms in coronavirus disease 2019 patients using a candidate gene approach associated with multiple phase pathogenesis: A study in a Japanese city of 1 million people	谷峰 直樹	広島大学大学院医系科学研究科 消化器・移植外科学
編集後記		田邊 和照	

※ 広島医学会が発行する学術雑誌「廣島医学」は、昭和23年創刊以来、若い医師会員の医学研究成果を発表する登竜門でもあり、実地医家のためには医学医術の新しい知見を修得する場として、毎月1回発行しております。

廣島医学へ積極的に論文等をご投稿くださるようお願いし、学術雑誌としてより評価の高いものを目指したいと思います。

廣島医学編集委員会

委員長 田中 信治

委員一同

「よろず相談室」のご案内

本会の福祉活動の一環として、顧問公認会計士・税理士・行政書士による「よろず相談室」を開設いたします。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、当面の間は原則オンライン対応のみとします。

会員の先生方からご連絡をいただいたのち、日程を調整させていただきます。

医業経営に関するお悩みや医院開業・医業継承に関するアドバイス、資産運用のご相談など、お気軽にご相談ください。

担当者 中村 政英(中村公認会計士事務所 公認会計士・税理士・行政書士)
則武 伯孝(則武伯孝税理士事務所 税理士)

申込方法 主な相談内容、日程、希望の実施方法(Zoom/LINE等)を記入し、E-mail: keiri@hiroshima.med.or.jpもしくはFAX: 082-568-2112にて広島県医師会経理課までご連絡ください。

※自施設等でのオンライン対応が難しい場合には、広島県医師会館にてZoomが使用できるよう準備いたしますので、その旨併せてご連絡ください。

(広島県医師会経理課)



空気清浄機 Airdog エアドッグ

Airdog
X8Pro



組合員価格は
お問い合わせください

返品不可

新機種 取り扱い
開始!!

3/17(金)発注分までの
特別キャンペーン

今なら X8Pro 1台
ご購入につき
高性能サーキュレーター扇風機
Airdog The Fan 1台
もれなくプレゼント！

NEW

Airdog
X5D

NEW

Airdog
X3D

※期間中でも在庫がなくなり次第終了となります。
※X8Pro以外の機種のご購入はキャンペーンの対象となりません。

エアドッグ注文 広島県医師協同組合宛 FAX 082-261-6110

貴施設名

電話番号

ご担当者

注文内容

X8Pro

台

X5D

台

X3D

台

広島県医師協同組合 TEL 082-568-4511

ドクターバンク情報

求人登録

職種	診療科	件数
医師	内科	9件
	循環器内科	1件
	整形外科	2件
	外科	1件
	脳神経外科	1件
	形成外科	1件
	皮膚科	1件
	耳鼻科	1件
	精神科	1件

令和5年2月25日現在

求職登録

職種	診療科	件数
医師	内科	4件
	外科(パート)	1件
	泌尿器科	1件
	産業医(パート)	2件

求人・求職のお申し込み、お問い合わせは事務局へ
ドクターバンク事務局 TEL: 082-261-6115
広島市東区二葉の里三丁目2番3号 県医師会館5階

Web申込可

募集コーナー

Web申込可 マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます

ハイブリッド開催!

第50回 社会保険医療費請求事務員養成講座

全3回ともに保険診療・保険請求に関する基本的な事項を中心とする講義ですが、独立したテーマを取扱っていますので1回限りの参加でも構いません。是非、ご参加ください。

記

1. 講座概要

- (1) 開催日時 第1回：令和5年2月20日(月) 19時～20時15分(予定) (参加申込を締め切りました)
 第2回：令和5年3月2日(木) 15時～17時(予定) (参加申込を締め切りました)
 第3回：令和5年3月9日(木) 19時～20時(予定)
- (2) 対象 診療所に勤務する初心者の事務職員など
- (3) 参加費 無料
- (4) 定員 各回とも 会場100名程度・Web(Zoom)300名程度
- (5) 参加方法 会場(広島県医師会ホール)若しくはWeb(Zoom)

【第1回】(参加申込を締め切りました)

19時	開会
19時	オープニングセッション ～本講座の歴史と医療事務員の皆さんに期待すること～ 説明者：広島県医師会常任理事 落久保 裕之
19時15分	講義 保険診療の理解のために 講 師：中国四国厚生局指導監査課
20時15分	閉会

【第2回】(参加申込を締め切りました)

15時	開会・注意事項案内
15時	講義(1) よくある誤算定事例と正しい算定・請求方法 ～実際の事例を交えて(初診料・再診料・医学管理料)～(仮題) 講 師：社会保険診療報酬支払基金 広島審査委員会事務局
16時	講義(2) 医療事務員に求められるスキル ～診療報酬明細書の記入法について等～(仮題) 講 師：広島県医療介護保険課
17時	閉会

【第3回】

19時	開会・注意事項案内
19時	講義 審査支払機関の役割とレセプト請求時の留意点 ～広島県国民健康保険団体連合会の立場から～(仮題) 講 師：広島県国民健康保険団体連合会
19時45分	情報提供 広島県医師会が実施する事業について 説明者：広島県医師会
20時	閉会

2. 参加申込方法<申込期限 第3回：2月28日(火)まで>

FAXもしくはWeb申込み（下記又はQRコードからお申し込みください）

広島県医師会ホームページ > 医師の皆様へ > 参加お申し込み

URL : https://www.hiroshima.med.or.jp/ssl/form/20230220_hoken/index.html



3. 問い合わせ先

広島県医師会保険医事課

(〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3 TEL : 082-568-1511)

⇒FAX送付先【082-568-2112】 広島県医師会事務局 保険医事課（橋垣）行き

Web申込可 第50回社会保険医療費請求事務員養成講座 参加申込書

医療機関名			
所 在 地			
氏名・参加方法等 (欄が不足する場合は別の用紙に記載し添付してください)	参加方法 ※いずれかに☑	氏 名 (ふりがな)	
	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> Web	()	
	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> Web	()	
	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> Web	()	
E-mailアドレス (Web参加の場合のみご記入ください)			
備 考 (事前質問や配慮を 要することがあればご記入ください)			

◎申込期限 2月28日(火)まで

※ ご記入いただいた内容は関係者間で共有させていただきます。

県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護人材の育成・確保対策ワーキンググループ

Web申込可 第4回在宅ノウハウ連携研修「在宅医療はワンチームで～認知症～」

広島県医師会・広島県歯科医師会・広島県薬剤師会・広島県看護協会で組織する「県民が安心して暮らせるための四師会協議会」では、県民が生涯にわたって健康で過ごすための予防体制構築に向けた取り組みを行っており、令和元年度より在宅医療を実践しておられる方、在宅医療を始めてみようと思われている方、また、在宅医療に関わられている方々の実践に即した研修会を企画・開催しております、今回で4回目の開催となります。

第4回研修会は認知症をテーマとし、事前学習動画の視聴、研修参加の2段階形式で開催させていただきます。ご参加を希望される方は下記URLから参加申込いただき、事前に各講師の講演動画を必ずご視聴のうえ、3月12日(日)に開催いたします研修へご参加いただきますようお願いいたします。

また、研修当日は認知症をテーマにした講師ディスカッションを予定しており、参加者の皆さまからの質問も回答させていただく予定です。質問がありましたら、質問フォームから事前に提出いただきたいと存じます。

なお、研修当日も質問をチャットでも受け付けする予定としております。皆さまのご参加をお待ちしております。

日 時 令和5年3月12日(日) 13:00~14:30

開催方法 Zoom(ウェビナー) ★事前学習動画を必ずご視聴のうえ、ご参加ください
受講対象 在宅医療を実施しておられる医師または、これから始めようとされている医師をはじめとした医療・介護関係者

申込締切 令和5年3月6日(月)

申込方法 広島県医師会ホームページまたはQRコード

【URL: <https://www.hiroshima.med.or.jp/ssl/form/zaitaku2023/index.html>】

一般社団法人広島県医師会>医師のみなさまへ>

参加お申し込み>研修へ参加する からお申し込みください



[参加方法]

- ① **事前学習動画視聴方法**: 動画視聴のために必要な視聴IDとパスワードは研修申込の申請後、登録いただきましたアドレスへ自動配信されます。届いたIDとパスワードを入力しご視聴ください。
- ② **3/12開催研修参加方法**: 開催2日前頃までにお申し込みいただいたアドレスへZoomの招待メールをお送りいたしますので、パソコン等からご参加ください。

[質問について] 質問がありましたら、動画掲載ページの「質問フォーム」から質問をご提出ください。

問合先 広島県医師会 地域医療課 秀島 (TEL: 082-568-1511)

【事前学習動画について】

事前学習動画視聴期間: 令和5年2月15日(木)～3月12日(日)

※研修開催後、当日の様子と併せてオンデマンド配信させていただく予定としております。

【認知症について】(43:49)

医師: 井門 ゆかり (井門ゆかり脳神経内科クリニック)

【第4回在宅ノウハウ連携研修「認知症」】(13:23)

歯科医師: 半澤 泰紀 (広島県歯科医師会)

【認知症と薬剤師の関わり】(20:52)

薬剤師: 中島 啓介 (広島県薬剤師会)

【認知症の人の在宅療養における訪問看護の役割～家族支援・多職種連携を中心に～】(31:37)

看護師: 遠藤 泰子 (広島県看護協会訪問看護ステーション「ひろしま」)

【認知症になつても在宅で～地域で支える～介護支援専門員の立場から】(18:13)

介護支援専門員: 岡崎 美保 (広島県介護支援専門員協会)

Web申込可

第28回 広島県医師クラブ対抗 テニス大会 参加チーム募集

(経理課)

とき 2023年4月29日(土・祝) 9時集合(雨天の場合は中止です)
ところ 広島広域公園 テニスコート

広島市安佐南区大塚西5丁目2-1 TEL: 082-848-9540
 (山陽自動車道 五日市インターから約10分)

試合形式

団体ダブルス対抗戦
 1団体3ダブルス編成(6~8人登録)
 A・Bクラス別で行う場合もあります

参加資格

医師および配偶者
 一人3,000円(弁当、参加賞を含む)

表彰

優勝チームに賞品授与

備考

懇親会はございません

申込

下記の申込書に必要事項を記載の上、広島県医師会経理課宛に3月31日(金)までにFAX
 もしくはWebにてお申し込みください。
 ※広島県医師会ホームページ「医師のみなさまへ」から申し込みいただけます。
 〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3
 TEL: 082-568-1511/FAX: 082-568-2112 E-mail: keiri@hiroshima.med.or.jp
 ドロー表は後日各チーム代表者にお知らせします。

経理課 行き FAX: 082-568-2112

第28回広島県医師クラブ対抗テニス大会 参加申込書

〈チーム名〉 _____

〈責任者〉 _____

〈連絡先〉 医療機関名 _____

住 所 _____

TEL _____ FAX _____

E-mailアドレス _____ @ _____

当日連絡用携帯番号 _____

〈メンバー表〉

No	氏名(漢字)	氏名(ふりがな)	医療機関名	診療科	※要記入	性別
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

日本医師会 令和5年度学校保健講習会

1. 趣 旨

生涯保健と地域保健の基盤である学校保健に係わる活動が地域で円滑に行われることを旨として、学校医をはじめとする医師が学校保健に従事する上で必要な最近の学校健康教育行政事情や重要課題に係わる知識を習得する。

2. 主催・後援 (主催) 日本医師会、(後援) 日本学校保健会

3. 開催日 令和5年4月2日(日) 10時~15時30分

4. 開催形式 オンライン開催 (Zoomウェビナー) ※会場参加者なし

5. 参加者 日本医師会会員で学校保健に関わる医師など

6. 視聴定員 900名

7. 申込方法 下記URLの申込専用サイトより、必要事項を入力しお申ください。

(講習会プログラムも下記URLよりご確認いただけます)

URL : https://niccs.nishitetsutavel.jp/ntc_evt_reception/app/QG23040201

*仮登録に続いて本登録の手続きまで完了してください。

*令和5年3月29日(水)までに、ご登録いただいたメールアドレスに株式会社フェム(配信会社)より招待メールを配信します。

*当日の講習会開始前に一度テスト配信します。招待メールに記載しているURLにアクセスしてください。

*講習会当日に「招待メールが届いていない」というご連絡には対応いたしかねます。

*動画配信は、原則1参加者1接続までですのでご注意ください。

8. 申込締切 令和5年3月17日(金) 17時30分

9. 参加費 無料

10. その他の
●ご希望の方には後日、「学校保健の動向(令和4年度版)」(日本学校保健会発行)を郵送いたします。ご希望の方は、申込専用サイトにご住所を入力してください。
●今年度は講習会用の抄録は郵送いたしません。ご自身で、HPに掲載されるPDFをダウンロードしていただく形となります。
●オンライン配信形式とし、出席管理は行いません。また日本医師会生涯教育制度の単位の付与はありません。

11. お問い合わせ先 日本医師会 健康医療第一課(担当:高野・高久)
TEL: 03-3942-6138、FAX: 03-3946-5786、E-mail: k1@po.med.or.jp

【お申込方法及び視聴に関するお問い合わせ先】

学校保健講習会専用ヘルプデスク(令和5年2月13日より期間限定設置)

業務委託先 西鉄旅行株式会社

電話: 03-6742-0320、E-mail: seminar_ntc@travel.nnr.co.jp

対応時間: 平日9:30~18:00(土日祝休業)

「健康スポーツ医学実践ガイド：多職種連携のすゝめ」刊行記念 健康スポーツ医と運動指導者の多職種連携推進講演会の開催について

目 的 令和4年6月に日本医師会から刊行した「健康スポーツ医学実践ガイド：多職種連携のすゝめ」刊行を記念し、多職種連携を推進する取組として、同講演会を開催します。

と き 令和5年4月16日(日) 10:00~13:20

と こ ろ 日本医師会館大講堂（東京都文京区本駒込2-28-16）※Web配信なし

主 催 公益社団法人日本医師会、公益社団法人健康体力づくり事業財団、NPO法人日本健康運動指導士会、（後援：厚生労働省（予定））

受講資格 日本医師会認定健康スポーツ医、医師。（健康運動指導士、健康運動実践指導者等も可能。
「日本健康運動指導士会」ホームページ参照のこと）

受講人数 100人（日本医師会枠）

受講料 4,500円（税込）会員・非会員問わず。資料代含む。

申込方法

- 日本医師会ホームページ（<https://www.med.or.jp/doctor/ssi/>）
- 申込受付期間 令和5年3月1日(水)9:30~令和5年3月31日(金)23:59
定員に達し次第受付終了。その場合は日本医師会のホームページで通知。

※後日、メールにて受講票および体調チェック票のダウンロードを案内。いずれも当日持参すること。
なお受講票は医師資格証での代替可能。

※入金後キャンセルの場合、3月31日(金)18時以降は返金対応不可。

修了証 再研修会（最大3単位）の修了証を令和5年5月8日頃発送予定。

問い合わせ 専用ヘルプデスク（プログラムを参照のこと）

広島県最低賃金が変わりました

（令和4年10月1日から）

☆ 時間額 930円

特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い
産業別最低賃金が適用される場合があります。

お問い合わせ先

広島労働局労働基準部賃金室（TEL：082-221-9244）または最寄りの労働基準監督署へ
広島労働局HP：<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>

健康スポーツ医と運動指導者の多職種連携推進講演会プログラム

日 時 令和5年4月16日(日) 10時～13時20分

(受付開始 9時～)

場 所 日本医師会館大講堂(東京都文京区本駒込2-28-16)

時 間	講 演 内 容	講 師
10:00～10:10	開会挨拶	日本医師会 会長 松本 吉郎 (他 調整中)
10:10～11:10	健康スポーツに関わる日本医師会の取組 ～健康スポーツ医を中心～	日本医師会 常任理事 長島 公之
11:10～11:15	休 憩	
11:15～12:15	健康運動指導士・健康運動実践指導者の制度 と役割	健康・体力づくり事業財団 理事長 下光 輝一
12:15～12:20	休 憩	
12:20～13:20	健康スポーツ医学実践ガイドの目的：多職種 連携の意義	日本医師会運動・健康スポーツ医学委員会 委員長 津下 一代

※講演タイトルは当日までに変更される場合があります。

注意事項 ○会場ではマスクの着用をお願いいたします。

○当日は体調チェック票※に必要事項を記入し、ご持参ください。

(※体調チェック票は、受講票と同じメールからダウンロードできるようになります)

問合せ先 ①申込方法・入金確認等に関する問合せ

業務委託先：西鉄旅行株式会社 講演会申込みヘルプデスク

TEL：03-6742-0320 MAIL：seminar_ntc@travel.nnr.co.jp

(受付時間：令和5年3月1日以降の平日9時30分～18時)

②認定健康スポーツ医制度に関する問合せ

日本医師会健康医療第一課 TEL：03-3942-6138 MAIL：ksss@po.med.or.jp

(受付時間：平日9時30分～17時30分)

オンライン資格確認の導入に伴うお困り事は、日本医師会が設置する窓口に何でもお寄せください！

オンライン資格確認の導入についてお困りのことがございましたら、日本医師会が設置する次の相談窓口に、情報をお寄せください。情報は厚生労働省やオンライン資格確認推進協議会（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会にて設立）と共有され、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援に活用されます。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>



【相談の一例】

地域に業者が見つからない、見積額が補助金上限額より高い、

保守料が高い、導入に時間がかかる、適切なネットワーク回線が見つからないなど

※見積額が高額な場合には業者名等の詳細をお伝えいただければ幸いです。

2023年度 日本医師会「医療安全推進者養成講座」 －受講者募集のご案内－

この度、日本医師会では、2023年度 医療安全推進者養成講座（2023年4月～2024年3月）の受講者を募集することといたしました。講座の目的、対象者等は次のとおりです。応募方法に沿ってお申し込みください。

講座の目的

医療機関において、合理的かつ適切な安全管理を実施するためには、安全管理に対する知識と技術を身につけた人材の確保が必要です。本講座は、医療事故や紛争の背後にある本質的な問題にアプローチできる人材を育成・養成することによって、組織的な安全管理体制の推進確立を図ることを目的とします。

受講対象者

医療、福祉の現場で医療の安全推進に取り組んでいる方を重視することとし、現在、医療機関、福祉関連施設の職員および都道府県医師会、郡市区医師会の事務局等で、医療の安全管理に対する強い意欲と高い関心を有する方を対象とします。

定員等

受講定員	修業年限	教育方法
1,000名	1年	月1回のペースで受講者専用のホームページに掲載するテキストと演習問題を中心としたe-learning形式の通信制講座（年1回の講習会開催）

※本講座はe-learning形式につき、インターネットを使用できる環境（ホームページの閲覧、E-mailの使用、動画の視聴等）にあることが必須要件になります。

教育カリキュラム

（2023年1月時点予定。カリキュラムは一部変更になる場合がありますことをご了承ください）

講座内容	<ul style="list-style-type: none">① 医療安全対策概論② Fitness to Practice論③ 事故防止職場環境論④ 医療事故事例の活用と無過失補償制度⑤ 医療事故の分析手法論⑥ 医療施設整備管理論⑦ 医薬品安全管理論⑧ 医事法学概論⑨ 医療現場におけるコーチング術
	<p>講習会は2023年10月8日(日)に東京（日本医師会館）にて開催予定。 (プログラム詳細については決まり次第ご案内)</p> <p>講習会に参加できない場合は、後日配信される動画を視聴しレポート提出。</p> <p>※感染症拡大の状況に鑑み、開催方法をインターネットでの動画配信及びレポート提出の形式に変更する場合あり。</p>

修了要件・修了証の発行

下記の要件を満たした受講者に対し、日本医師会長名で「医療安全推進者養成講座修了証」を発行する。

- ・全教科の演習問題に締め切り期限内に回答し、いずれも回答が6割以上正解すること。
- かつ
- ・10月8日(日)開催の講習会に出席すること。もしくは後日配信される動画を視聴し期限内にレポートを提出すること。

受講料

日本医師会会員：年間33,000円（税込）

非会員：年間55,000円（税込）

*日本医師会会員価格とは、日本医師会会員本人のほか、会員が管理者・開設者を務める医療機関の職員、都道府県医師会ならびに郡市区医師会職員に適用される価格です。それ以外の方は、非会員価格となります。詳細は募集要項をご覧ください。

応募方法

1. 申し込み方法

- ・日本医師会ホームページ内「医療安全推進者養成講座案内」

<http://www.med.or.jp/anzen/kz/23entry/index.html>に掲載している「募集要項」を参照し、申込フォームに必要事項を入力して申込んでください。ホームページ上からのお申込みとなります。

- ・申込フォームに入力いただいたメールアドレスへ、仮受付けのご連絡（仮受付け番号記載）をし、その後、受講料のお支払方法等をメール送信いたします。受講料の入金確認をもって正式な受付けとなります。

※受講要件として、インターネットを使用できる環境にあること（ホームページの閲覧、E-mailの使用、動画の視聴等）が必須になります。

2. 締切り

- ・2023年3月12日(日)

「麻しんと風しん 大人も注意！」リーフレットのご案内

広島県地域保健対策協議会
予防接種・感染症危機管理対策専門委員会

本リーフレットでは、麻しん・風しんの症状や治療、予防、届出、疑われる場合の対応等についてまとめております。

2019年4月から、風しんの追加的対策がはじまっており、対象者への受検勧奨などにぜひリーフレットをご活用ください。

また、発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、海外渡航歴や国内旅行歴を聴取し、罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しん・風しんを意識した診療をお願いいたします。

ご希望がございましたら、隨時お送りいたしますので下記事務局までお問合せください。

なお、広島県地域保健対策協議会ホームページへも掲載しておりますのでご活用ください。

■広島県地域保健対策協議会ホームページ (<https://citaikyo.jp/>)

トップページ>公開資料>感染症関連

【問合先】 広島県地域保健対策協議会事務局（広島県医師会地域医療課）

TEL：082-568-1511 E-mail：citaikyo@hiroshima.med.or.jp



外来感染対策向上加算の施設基準要件を満たす カンファレンス等の予定について (案内)

感染対策向上加算1の施設基準を届出ている医療機関が主催するカンファレンスの開催予定の一部を次のとおりお知らせ致します。

申込みにあたっては、注意事項等を確認いただいたうえで安芸地区医師会事務局宛にお申込みください。

【開催予定 (感染対策向上加算1の施設基準を届出している医療機関等が主催するもの)】

医療圏	主催者・日時	内容等	開催形式	参加費
広島	済生会広島病院 安芸地区医師会 令和5年3月2日(木) 19時～20時	【令和5年度済生会広島病院・安芸地区医師会合同カンファレンス】 1. クラスターで行った感染防止対策について 済生会広島病院 看護師長 庭尾晃治 2. 新型コロナウイルス感染者に対する治療について 済生会広島病院 内科医長 梅村隆史 3. 意見交換	Web (Zoom)	無料

【注意事項等】

- ・外来感染対策向上加算の施設基準である「新興感染症の発生等を想定した訓練」に参加できない医療機関が対象です。
- ・合同カンファレンスのため、最後に意見交換の時間を設けています。予めご承知おきください。
- ・令和5年2月末を目途に主催者(安芸地区医師会)より案内メールを送信致します。

【締切：令和5年2月27日(月) 必着】

安芸地区医師会事務局 行き (FAX: 082-823-7143)

参加申込書 (令和5年度 済生会広島病院・安芸地区医師会 合同 感染対策向上カンファレンス)

医療機関名			
医療機関 所在地など	〒 TEL () - FAX () -		
受講者職種 ・ 氏 名 (不足する場合は別紙添付 ください)	職 種	氏 名 (ふりがな)	
		()	
		()	
		()	
E-mailアドレス (必ずご記入ください)			

※参加申込書に記載いただいた情報は主催者間で共有させていただきます。予めご了承ください。

令和5年度 産業保健実践講習会開催

産業医学振興財団では、時代の変化に応じた課題に即応できる実践的な知識・技術を修得できるよう、実地研修を含めた産業保健実践講習会を開催しております。

令和5年度も産業現場で役立つ知識・技術を提供する同講習会を次のとおり開催します。

- 1. 対象者** 産業医、保健師、看護師、衛生管理者、衛生推進者等
- 2. 取得単位** 日本医師会認定産業医制度産業医学研修の単位（生涯研修6単位）
 - ※新たに認定産業医資格を取得するために必要な基礎研修の単位取得はできません。
 - ※横浜会場のみ実地研修はありません。
- 3. 主催** 産業医学振興財団、愛知県医師会、福岡県医師会、東京都医師会、神奈川県医師会、岡山県医師会、大阪府医師会
- 4. カリキュラム**

研修科目(テーマ)	※会場により多少変更になる可能性があります	認定産業医単位
		生涯(6単位)
最近の労働安全衛生法令の動向		更新1単位
治療と仕事の両立支援		専門1単位
コロナ禍における産業医の役割		専門1単位
産業医活動の実務		専門1.5単位
メンタルヘルス事例研究～職場復帰事例～(横浜会場以外)		実地1.5単位
職場における腰痛対策の進め方(横浜会場のみ)		専門1.5単位

5. 開催日程

	名古屋会場	福岡会場	東京会場	横浜会場	岡山会場	大阪会場
日 時	4月9日(日) 9:00~16:30	5月14日(日) 9:00~16:30	6月11日(日) 9:00~16:30	6月25日(日) 9:00~16:30	7月16日(日) 9:00~16:30	7月30日(日) 9:00~16:30
会 場	名古屋国際会議場 名古屋市熱田区 熱田西町1-1	福岡国際会議場 福岡市博多区 石城町2-1	ベルサール神田 東京都千代田区 神田美士代町7	神奈川県総合医療会館 横浜市中区 富士見町3-1	岡山コンベンションセンター 岡山市北区 駅元町14-1	大阪府立国際会議場 大阪市北区 中之島5-3-51
定 員	200名	196名	200名	150名	168名	156名
受 講 料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
受付開始	1月30日(月)	3月13日(月)	4月10日(月)	4月17日(月)	4月24日(月)	6月5日(月)

※1 天災等の事情により開催を中止させていただく場合があります。

※2 講義中のPC、スマホ、タブレットで他の受講者の迷惑となるような使用は控えてください。

※3 昼食の用意はしておりませんので、持参していただくか、会場近隣の飲食店等をご利用願います。

6. 申込方法・支払方法

当財団のホームページ (<https://www.zsisz.or.jp/>)よりお申し込みください。

受講料振込書を申込期間終了日以降に送付いたします。

(各会場共、定員になり次第締切させていただきます。なお、定員に満たない場合は隨時再募集をいたします)

7. お申し込み・お問い合わせ先

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-2-11 新倉ビル3階
公益財団法人産業医学振興財団 企画課
TEL: 03-3525-8293 (直通) FAX: 03-5209-1020
E-mail: jissen@zsisz.or.jp URL: <https://www.zsisz.or.jp/>

令和5年度精神保健に関する技術研修について

令和5年1月31日
広島県健康福祉局長

本県の精神保健施策の推進については、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおいて、精神保健技術者の資質の向上を図ることを目的として、精神保健に関する技術研修が開催されます。研修課程・日程及び申込み期限は次の通りです。

詳細は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターのホームページ【https://www.ncnp.go.jp/info/2023/seiken-kensyu_R5.html】にてご確認ください。

なお、自治体推薦が必要な研修は、期限までに下記の提出先へ必要書類を提出してください（必着）。他の研修は、直接、同センターへWeb申込みしてください。

【お問合せ及び受講申込み書類の提出先】

受講希望者の所属する医療機関等の所在地が

広島市以外の場合は 広島県健康福祉局疾病対策課

<〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL: 082-513-3069>

広島市の場合

広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課

<〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34 TEL: 082-504-2228>

※自治体推薦の必要な研修

課程名	願書申込期間	研修期間
(第4回) 発達障害者支援研修 指導者養成研修パートⅠ	4月7日(金)～4月27日(木)	6月28日(水)～29日(木)
(第4回) 発達障害者支援研修 指導者養成研修パートⅡ	7月4日(火)～7月24日(月)	9月27日(水)～28日(木)
(第4回) 発達障害者支援研修 指導者養成研修パートⅢ	8月22日(火)～9月11日(月)	11月15日(水)～16日(木)
(第4回) 発達障害者支援研修 行政実務研修	10月24日(火)～11月13日(月)	令和6年 1月17日(水)～18日(木)

※Web受付の研修

課程名	願書申込期間	研修期間
(第6回) 摂食障害治療研修 ～初心者が知っておくべき外来治療～	2月16日(木)～3月9日(木)	オンデマンド配信 4月20日(木)～5月12日(金)
(第11回) 災害時PFAと心理対応研修		ライブ配信：5月13日(土)
(第2回) 医療機関における注意欠如・多動症(ADHD)児の親へのペアレント・トレーニング 実施者養成研修	3月27日(月)～4月17日(月)	6月8日(木)～9日(金)
(第20回) 摂食障害治療研修	4月14日(金)～5月11日(木)	オンライン開催 7月4日(火)
(第2回) 統合失調症の標準治療研修	5月1日(月)～5月22日(月)	オンライン開催 7月12日(水)～14日(金)
	6月16日(金)～7月6日(木)	8月27日(日)

課程名	願書申込期間	研修期間
(第4回) PTSD持続エクスポージャー療法研修	6月19日(月)～7月10日(月)	オンライン開催 8月31日(木)～9月1日(金)
		対面開催 9月20日(水)～22日(金)
(第36回) 薬物依存臨床医師研修 (第24回) 薬物依存臨床看護等研修	6月16日(金)～7月6日(木)	オンライン開催 9月6日(水)～8日(金)
(第2回) うつ病の標準治療研修	6月23日(金)～7月13日(木)	9月10日(日)
(第1回) 精神保健医療福祉データ行政活用研修	8月25日(金)～9月15日(金)	オンライン開催 11月6日(月)
(第15回) 認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修	8月25日(金)～9月15日(金)	11月6日(月)～8日(水)
(第7回) 摂食障害治療研修 ～初心者が知っておくべき外来治療～	9月5日(火)～9月26日(火)	オンライン配信 11月10日(金)～12月2日(土)
		ライブ配信：12月3日(日)
(第12回) 災害時PFAと心理対応研修	9月26日(火)～10月17日(火)	12月7日(木)～8日(金)
(第3回) 精神科救急医療体制整備研修	11月24日(金)～12月14日(木)	オンライン開催 令和6年2月3日(土)

(第2回) 強迫症対策医療研修基本コース	日程等詳細は、4月以降に国立精神・神経医療研究センターホームページにてご確認ください。	令和5年【調整中】
令和5年度PTSD対策専門研修 A. 通常コース(1日間)		オンライン開催 10月～11月頃2回開催
令和5年度PTSD対策専門研修 B. 専門コース(2日間)	日程等詳細は、8月以降に国立精神・神経医療研究センターホームページにてご確認ください。	オンライン開催 12月～1月頃2回開催
令和5年度PTSD対策専門研修 C. 犯罪・性犯罪被害者コース(2日間)		オンライン開催 令和6年 1月～2月頃



新型コロナウイルスにより中止となる可能性があります。詳細は主催者にご確認ください。

学術講演会・学会ガイド

注) 申込受付を過ぎたものも予定に掲載しております

※日医生涯教育講座承認待ちのものを含む

2月の予定

25	土	●令和4年度広島県児童思春期精神保健事例検討ワークショップ ●第20回広島生殖医療研究会
26	日	
27	月	① オンライン学術講演会 三次地区医師会学術講演会
28	火	

3月の予定

1	水	① 呉共済病院オープンカンファレンス
2	木	●外来感染対策向上加算の施設基準要件を満たすカンファレンス →P76 ●第50回 社会保険医療費請求事務員養成講座 →P67
3	金	① 第41回広島臨床認知症研究会 ② 三原市医師会学術講演会 -かかりつけ医での運動指導を考える- ③ 第396回呉循環器病研究会学術講演会 ④ 広島北部COPD講演会
4	土	●令和4年度 広島県医師会勤務医部会 総会・講演会 →P87
5	日	
6	月	
7	火	① GLP-1 広島サミット
8	水	
9	木	① 福山小児科医会学術講演会 ●第300回広島眼科症例検討会 ●第356回公立みつぎ総合病院オープンカンファレンス ●第50回 社会保険医療費請求事務員養成講座 →P67

3月の予定

10	金	
11	土	
12	日	●第4回在宅ノウハウ連携研修「在宅医療はワンチームで～認知症～」 →P69
13	月	
14	火	① 三次地区医師会学術講演会 ② 呉内科会学術講演会 ③ 安芸高田市医師会学術講演会 ●第212回小児科研修会 ●第81回広島北キャンサーネット研修会
15	水	① 広島西部CKD講演会
16	木	① 2022年度第102回医療者がん研修会 -大腸がん最前線- ② 東広島地区医師会学術講演会 ③ 第299回広島市臨床産婦人科医会研修会 ④ 第15回北部医療センター安佐市民病院Web講演会
17	金	
18	土	●第6回広島医史学研究会・岡山医学史研究会 合同学術集会 ●広島がん高精度放射線治療センター(HIPRAC) 県民セミナー →P88
19	日	
20	月	① 第147回賀茂東広島精神科医会学術講演会
21	火	
22	水	① 広島県中部地区産婦人科医会学術講演会
23	木	① 安芸学術講演会 ② 第71回広島血液浄化カンファレンス
24	金	① 令和4年度府中地区医師会学術講演会

※ ①は日医生涯教育講座として県医師会が認定したものです。

※ 単位の配分につきましては、主催者にお問い合わせください。

※ 広島県医師会館駐車場減免区分 ①: 減免対象 ②: 要医師資格証 ③: 減免なし

学術講演会

※演題に対する単位の配分は、主催者にお問い合わせください。

令和4年度広島県児童思春期精神保健事例検討ワークショップ とき 2月25日(土) 午後1時

ところ Web配信 (Zoom)

演題と講師

被虐待児/発達障害の支援と機関連携の在り方について
臨床心理士 教育学博士
日本精神分析学会 認定心理士スーパーバイザー
大阪経済大学 客員教授
日本臨床心理士会 理事
児童福祉・子育て支援委員会 委員長
精神分析的サイコセラピーインスティチュート大阪 会長
認定NPO法人子どもの心理療法支援会 理事長
平井 正三

※要申込

会 費 3,500円 (会員)
5,000円 (非会員)
主 催 広島県精神保健福祉協会
連絡先 濑野川病院 082-893-6242

第20回広島生殖医療研究会

とき 2月25日(土) 午後6時30分

ところ 広島ガーデンパレス 錦

特別講演

統計・疫学的手法を用いたARTの有効性評価
埼玉医科大学病院 産婦人科
准教授 左 勝 則
会 費 1,000円
主 催 広島生殖医療研究会
連絡先 県立広島病院生殖医療科 (原)
082-256-3559

① オンライン学術講演会 三次地区医師会学術講演会 とき 2月27日(月) 午後6時55分

ところ Web配信 (Zoom)

演題と講師

CGRP関連製剤による片頭痛治療のパラダイムシフト
-抗CGRP製剤導入からさらなる利便性の提案-
品川ストリングスクリニック
院長 山 王 直 子
主 催 三次地区医師会
連絡先 同上 0824-62-1108
単 位 0.5 コード 69

② 呉共済病院オープンカンファレンス

とき 3月1日(水) 午後6時

ところ 呉共済病院 東館 多目的ホール Web配信

演題と講師

漢方薬の構成生薬を考えた臨床推論による漢方治療
広島国際大学薬学部 生薬漢方診療講座
教授 中 島 正 光
主 催 呉共済病院
連絡先 同上 0823-22-2111
単 位 1 コード 83

③ 第41回広島臨床認知症研究会

とき 3月3日(金) 午後6時35分

ところ Web配信 (Zoom)

演題と講師

三次市における児童生徒を対象とした認知症啓発
一般社団法人地域包括支援センターみよし
主任 松 家 夕 歌
3流医師からみた嬉しさ悲しさ認知症診療
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科
医療科学専攻保健科学分野 (神経内科学専攻)
教授 佐 藤 克 也
主 催 三次地区医師会
連絡先 同上 0824-62-1108
単 位 2 コード 4, 29

④ 三原市医師会学術講演会

-かかりつけ医での運動指導を考える-

とき 3月3日(金) 午後7時

ところ 三原シティホテル Web配信

演題と講師

心不全を考慮した高血圧治療
-ARNI200例処方から見えてきたこと-
玉島中央病院 循環器内科
部長 三 好 章 仁
主 催 三原市医師会
連絡先 同上 0848-62-2283
単 位 1 コード 19

⑤ 第396回呉循環器病研究会学術講演会

とき 3月3日(金) 午後7時

ところ 呉森沢ホテル あき東 Web配信

特別講演

脳梗塞-当院のデータからみる呉地区の特徴など-
中国労災病院 脳神経内科
医長 松 島 勇 人
超高齢化社会にむけた心房細動とのつきあい方
呉共済病院 不整脈科 部長
循環器内科 医長 平 位 有 恒
主 催 呉循環器病研究会
連絡先 呉市医師会 0823-22-2326
単 位 1.5 コード 43, 78

⑥ 広島北部COPD講演会

とき 3月3日(金) 午後7時

ところ 三次グランドホテル Web配信 (Zoom)

演題と講師

COPDの早期診断と治療のポイント
マツダ病院 呼吸器内科 主任部長 大 成 洋二郎
主 催 三次地区医師会
連絡先 同上 0824-62-1108
単 位 1 コード 79

⑦ GLP-1 広島サミット

とき 3月7日(火) 午後6時55分

ところ 十日市きんさいセンター Web配信

演題と講師

2型糖尿病治療におけるリベルサスの位置付け
市立三次中央病院 糖尿病・代謝内分泌内科
医長 堀 江 正 和
心血管イベント抑制に向けた糖尿病治療
-循環器内科医の視点から-
徳島大学大学院医歯薬学研究部 循環器内科学分野
教授 佐 田 政 隆
主 催 三次地区医師会
連絡先 同上 0824-62-1108
単 位 1 コード 11

⑧ 福山小児科医会学術講演会

とき 3月9日(木) 午後7時

ところ 福山ニューキャッスルホテル ばら

演題と講師

外用療法をベースとした全身治療のグッドチョイス;アトピー性皮膚炎
岡山赤十字病院 皮膚科 部長 馬屋原 孝 恒
主 催 福山小児科医会
連絡先 福山市医師会
084-922-0243
単 位 1 コード 26

第300回広島眼科症例検討会**とき 3月9日(木) 午後7時**ところ 広島大学霞キャンパス内 凌雲棟 講義室
特別講演

診断エラー症例に学ぶ眼炎症性疾患

-結膜炎から眼内炎、視神経炎まで-

高知大学医学部眼科学講座

准教授

福田 憲

会費 3,500円

主催 広島大学大学院医系科学研究科視覚病態学教室

教授 木内 良明

連絡先 広島大学(眼科秘書:宗重)

TEL 082-257-5247

第356回公立みづき総合病院オープンカンファレンス**とき 3月9日(木) 午後6時30分**ところ 公立みづき総合病院 講義室
演題

脳卒中と地域連携

主催 公立みづき総合病院

連絡先 同上 TEL 0846-76-1111

④ 三次地区医師会学術講演会**とき 3月14日(火) 午後6時50分**

ところ 三次グランドホテル Web配信(Zoom)

演題と講師

骨破壊の進展阻止を意識した関節リウマチの薬物療法

広島大学病院 リウマチ・膠原病科

教授

平田 信太郎

主催 三次地区医師会

連絡先 同上 TEL 0824-62-1108

単位 1 コード 77

⑤ 岩内会学術講演会**とき 3月14日(火) 午後7時**

ところ 岩内会 皇城

演題と講師

高尿酸血症と低尿酸血症をめぐる話題

-二つのガイドラインから考える-

国立病院機構 米子医療センター 院長

鳥取大学医学部ゲノム再生医学講座 再生医療学分野

特任教授

久留 一郎

主催 岩内会

連絡先 岩内会 TEL 0823-22-2326

単位 1 コード 11

⑥ 安芸高田市医師会学術講演会**とき 3月14日(火) 午後7時**

ところ Web配信(Microsoft Teams)

演題と講師

NASH/NAFLDを意識した糖尿病診療

愛媛大学 消化器・内分泌・代謝内科

講師

三宅 映己

主催 安芸高田市医師会

連絡先 同上 TEL 0826-42-4155

単位 1 コード 75

第212回小児科研修会**とき 3月14日(火) 午後7時**

ところ 広島市立舟入市民病院 会議室

演題と講師

当院における血液培養汚染率の検討

舟入市民病院 小児科

村上 智

当院で行っている食物アレルギー診療

よしのこどもアレルギークリニック

吉野 修司

主催 知愛会

連絡先 広島市立舟入市民病院(小児科:岡野)

TEL 082-232-6195

第81回広島北キャンサーネット研修会**とき 3月14日(火) 午後7時**

ところ Web開催

演題と講師

当院の緩和ケア提供体制

広島市立北部医療センター安佐市民病院

緩和ケア認定看護師 矢田 和美

当院におけるがんゲノム医療

広島市立北部医療センター安佐市民病院

がんゲノム診療科 部長 山北 伊知子

主催 広島市立北部医療センター安佐市民病院

連絡先 同上(がん相談支援センター)

TEL 082-815-5533

⑦ 広島西部CKD講演会**とき 3月15日(水) 午後7時**

ところ TKPガーデンシティ PREMIUM広島北口

Web配信

演題と講師

地域のCKD患者さんを獲るために必要なこと

聖マリアンナ医科大学 腎高血圧科

主任教授 柴垣 有吾

主催 大竹市医師会

連絡先 同上 TEL 0827-52-3893

単位 1 コード 73

⑧ 2022年度第102回医療者がん研修会**一大腸がん最前線****とき 3月16日(木) 午後6時**

ところ Web配信

演題と講師

大腸がんに対する内視鏡診療の最前線

広島市立広島市民病院 内科

副部長 二宮 悠樹

大腸がんに対する手術治療の最前線

広島市立広島市民病院 外科

部長 譚田 純幸

大腸がんに対する集学的治療の最前線

広島市立広島市民病院 CEセンター

主任部長 吉満 政義

※要申込

主催 広島市民病院

連絡先 同上(新久・丸川・谷口)

TEL 082-221-2291

単位 1.5 コード 1, 10, 54

⑨ 東広島地区医師会学術講演会**とき 3月16日(木) 午後7時**

ところ 東広島地区医師会 大会議室 Web配信

演題と講師

日常診療で遭遇する不整脈:治療を必要とするもの、しないもの

東京慈恵会医科大学 臨床薬理学

教授 志賀 剛

主催 東広島地区医師会

連絡先 同上 TEL 082-422-3810

単位 1.5 コード 43

⑩ 第299回広島市臨床産婦人科医会研修会**とき 3月16日(木) 午後7時**

ところ 広島県医師会館 301会議室(広島市東区二葉の里)

演題と講師

良性子宮疾患に対する新たな治療戦略

帝京大学医学部 産婦人科学講座

主任教授 長阪 一憲

主催 広島市臨床産婦人科医会

連絡先 土谷総合病院(産婦人科:金子)

TEL 082-243-9191

単位 1 コード 0

④ 第15回北部医療センター安佐市民病院Web講演会
とき 3月16日(木) 午後7時

ところ Web配信

演題と講師

肺癌集学的治療時代における外科治療

広島市立北部医療センター安佐市民病院

肝胆膵外科 部長

中川直哉

主催 広島市立北部医療センター安佐市民病院

連絡先 同上(医療支援センター)

TEL 082-815-5211

単位 0.5 コード 1

第6回広島医史学研究会・岡山医学史研究会
合同学術集会

とき 3月18日(土) 午後2時

ところ 広島大学医学部 基礎講義棟 第1講義室

演題と講師

日清戦争期の広島におけるコレラを中心とする伝染病の流行とその対策

広島国際大学 客員教授

千田武志

奥州市立後藤新平記念館

学芸調査員

佐々木菖子

広島大学原爆放射線医科学研究所

客員教授

中川利國

※要申込

会費 1,000円(学生無料)

主催 広島医史学研究会 岡山医学史研究会

連絡先 広島医史学研究会 TEL 082-257-5099

④ 第147回賀茂東広島精神科医会学術講演会
とき 3月20日(月) 午後7時

ところ 東広島地区医師会 大会議室 Web配信

演題と講師

てんかんの精神・心理・社会面と支援

国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター 精神科

医長 西田拓司

主催 賀茂東広島精神科医会

連絡先 東広島地区医師会

TEL 082-422-3810

単位 1.5 コード 5

④ 広島県中部地区産婦人科医会学術講演会
とき 3月22日(水) 午後7時

ところ 東広島芸術文化ホールくらら 研修室

演題と講師

切迫早産の病態と管理のエビデンス

-歯周病と早産の新知見と当院の早産症例の実際-

県立広島病院 成育医療センター長

産婦人科 主任部長

三好博史

主催 広島県中部地区産婦人科医会学術講演会

連絡先 東広島地区医師会

TEL 082-422-3810

単位 1 コード 71

④ 安芸学術講演会

とき 3月23日(木) 午後7時

ところ 安芸地区医師会館 大会議室 Web配信

演題と講師

CKD診療における早期診断・治療の重要性

香川大学医学部 循環器・腎臓・脳卒中内科学

講師 祖父江理

主催 安芸地区医師会

連絡先 同上 TEL 082-823-4931

単位 1 コード 19

④ 第71回広島血液浄化カンファレンス
とき 3月23日(木) 午後6時30分

ところ 広島コンベンションホール Web開催

特別講演

高齢透析患者の人生選択と在宅治療

東北医科薬科大学医学部 腎臓内分泌内科

教授 森建文

主催 広島血液浄化カンファレンス

連絡先 土谷総合病院(川西)

TEL 082-243-9191

単位 1.5 コード 73.80

④ 令和4年度府中地区医師会学術講演会
とき 3月24日(金) 午後7時

ところ 府中地区医師会館 講堂 Web配信

演題と講師

2型糖尿病治療のNext Stage

-経口GLP-1受容体作動薬による新展開-

医療法人社団 啓卯会 村上記念病院

副院長 山辺瑞穂

主催 府中地区医師会

連絡先 同上 TEL 0847-45-3505

単位 1 コード 82

**G7広島サミットを
応援する取組と協賛を募集!**

広島サミット県民会議では、G7広島サミットを応援する取組や、県民会議事業などへの協賛を募集しています。

応募方法など、詳しくは「広島サミット県民会議」のホームページをご覧ください。



応募期限 令和5年3月31日(金)

広島サミット県民会議事務局
事業推進課



TEL 082-225-8189

E-mail jigyo@hiroshima-summit2023.jp

新型コロナウイルスにより中止となる可能性があります。詳細は主催者にご確認ください。



Web申込可 マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます。

【今号の学会案内】

- 令和4年度 広島県医師会勤務医部会 総会・講演会
- 広島がん高精度放射線治療センター(HIPRAC) 県民公開セミナー
- 第31回 日本医学会総会 2023東京

令和4年度 広島県医師会勤務医部会 総会・講演会

Web申込可

令和4年度広島県医師会勤務医部会総会を下記の要領で開催する運びとなりました。

令和4年度活動報告に加えて、日本医師会の松本吉郎会長より医師会の組織力強化に向けてご講演いただくとともに、京都で若手医師教育システム（臨床研修屋根瓦塾KYOTO）の立ち上げに関わられた堀田祐馬京都府医師会理事にご講演いただきます。勤務医、研修医の先生方はもちろん、開業医の先生にも是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

とき	令和5年3月4日(土) 16:00~18:00
ところ	ホテルグランヴィア広島 4階 悠久・Web (Zoomウェビナー)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度広島県医師会勤務医部会活動中間報告 講演会 <ul style="list-style-type: none"> ① 若手医師は医師会を必要としているか？～臨床研修屋根瓦塾KYOTOの取り組み～ 講師：堀田 祐馬（京都府医師会 理事） ② 医師会組織率の強化について（仮） 講師：松本 吉郎（日本医師会 会長）
申込方法	下記申込書をFAX（082-568-2112）でお送りいただくか、申込書の内容をE-mail（gaku@hiroshima.med.or.jp）でお送りください。広島県医師会HP（下記QRコード）からもお申し込みできます。
申込先	学術課（上河内）行 FAX：082-568-2112、E-mail：gaku@hiroshima.med.or.jp <div style="float: right; margin-top: -20px;"> </div>

令和4年度広島県医師会勤務医部会総会・講演会（3/4土）参加申込書

申込〆切3月1日(水)

参加方法	<input type="checkbox"/> 会場参加 <input type="checkbox"/> Web参加 (Zoomウェビナー) *どちらかに✓をご記入ください。
ふりがな ご 氏 名	
医療機関名	
医療機関住所	〒 住所：
連絡用電話番号	
メールアドレス (必須)	

※Web参加の場合はZoom配信に関するご案内を開催日数日前にメールにてお送りしますので、メールアドレスを必ずご記入ください。

広島がん高精度放射線治療センター(HIPRAC) 県民公開セミナー

発見しよう! 自分に適した「がん治療」

がん治療には「手術」「放射線治療」「薬物療法」などの様々な治療方法がありますが、それぞれの特徴を最大限に活かし、時には組み合わせて治療を行うことが重要です。

今回のセミナーでは、4人の専門医が「肝臓がん・肺がん・血液がん・緩和医療」に焦点を当て、それぞれの治療方法の違いや最新の情報等を分かりやすく解説します。

ご自身やあなたの大切な方のために、「がん治療」への理解を更に深めましょう!!

※このセミナーは、高齢者いきいき活動ポイントの対象です。

日時

2023年 3月18日 土

14時00分～17時00分

会場

広島県医師会館1階ホール

広島市東区二葉の里3-2-3(HIPRAC隣)

Web

Zoomウェビナー

参加無料(事前申込要)

- ・消毒液の設置や席の配置など
感染対策を徹底します。
- ・マスク着用にご協力を
お願いいたします。



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場とWebのハイブリッド開催といたします。

※新型コロナウイルス感染症の

感染拡大状況により、会場での参加を中止とする場合がございますので、予めご了承ください。



定員

会場

100名

Web

500名

会場参加は定員に達しました
14:10～14:20

広島県のがん対策 10分

広島県健康づくり推進課 がん対策担当監 石村 泰宏氏

14:20～14:50

肝臓がん 30分



■内容: 放射線治療 手術・薬物療法

広島がん高精度放射線治療センター 土井 欽子先生

14:50～15:20

肺がん 30分



■内容: 放射線治療 手術・薬物療法

広島大学病院 今野 伸樹先生

休憩 (15分)



広島県医師会常任理事

藤川 光一先生



広島がん高精度放射線治療センター長

永田 靖先生

15:35～16:05

血液がん 30分



■内容: 放射線治療 手術・薬物療法

広島赤十字・原爆病院 高橋 一平先生

16:05～16:35

緩和医療 30分



■内容: 放射線治療 手術・薬物療法

呉医療センター 幸 慎太郎先生

事前質問回答コーナー (20分)

共催 広島県、広島市、広島県医師会、広島大学病院、県立広島病院、広島市立広島市民病院、広島赤十字・原爆病院

■参加を希望される方は、必要事項を下記の方法でお申し込みください。

【申込期限: 2023年2月28日(火)必着】

●H P <https://www.hiroshima.med.or.jp/kenmin/>

※ホームページからのお申し込みが便利です。

●郵 便 〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2-2 広島がん高精度放射線治療センター

●FAX 082-263-1331

※ホールへのご案内は当日の受付順となります。



お申し込みは[こちらから](https://www.hiroshima.med.or.jp/kenmin/)



※駐車場台数には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
※駐車場料金 200円／30分(上限なし)

お問い合わせ 広島がん高精度放射線治療センター TEL 082-263-1330

FAX番号 082-263-1331**広島がん高精度放射線治療センター事務 行****2023年3月18日(土) 広島がん高精度放射線治療センター(HIPRAC)****県民公開セミナー 参加申込書(FAX)****2023年2月28日(火) 必着**

- 会場参加にお申込いただいた方には、後日聴講券(葉書)を送付いたしますので、当日ご持参ください。
人数超過等により、会場参加ができない場合は、その旨葉書又はメールでお知らせします。
- 3月10日(金)までに聴講券又はご案内メールが届かない場合は、HIPRAC事務までお問い合わせください。
- 定員数は、当日の欠席者を考慮して、多めに受付を行う予定ですので、予めご了承ください。
- Web参加の方にはご案内をメールでお送りしますので、必ずメールアドレスを記入してください。HIPRAC事務にて申込確認後、記載していただいたメールアドレスへ事前に参加方法等をメールにて送信いたします。
- 会場・Web両方に○をしていただいた場合、原則会場参加優先で受付を行います。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によりWebのみの開催となった場合は、記載していただいたメールアドレスに参加のご案内をお送りいたします。

医療機関・会社・団体名		※個人で申込の場合は記入不要です。				
参加者1	氏名	ふりがな ()				※参加希望の項目全てに ○をしてください。  会場 会場参加は定員に達しました
	ご職業	1 医師	2 医療関係者	3 一般	4 学生	
	ご住所 ご連絡先	〒 一				
		TEL				
	メール				 Web	
希望事項 (2/17(金)締切)		※車いす使用など				
参加者2	氏名	ふりがな ()				
	ご職業	1 医師	2 医療関係者	3 一般		4 学生
	ご住所 ご連絡先	〒 一				
		TEL				
	メール					
希望事項 (2/17(金)締切)		※車いす使用など				

(注) ご記入いただきました情報は、当セミナーの受付及び運営のほか、今後のセミナー等のご案内に利用させていただきます。

■講師への質問

講師への質問がある場合には、がんの種別をお選びの上、質問内容を記入してください。全ての質問への回答はできませんので、ご了承ください。なお、時間の関係上、当日のご質問はお受けできません。

がんの種別	肝臓がん・肺がん・血液がん・緩和医療・その他
質問	

問い合わせ先 広島がん高精度放射線治療センター事務 TEL 082-263-1330



第31回 日本医学会総会 2023東京

ビッグデータが拓く未来の医学と医療
～豊かな人生100年時代を求めて～

事前参加登録者特典

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1. 産業医セッション事前申込 | (受付中: 3月31日正午まで) |
| 2. 共通講習事前申込 | (受付中: 3月31日正午まで) |
| 3. ランチョンセミナー事前申込 | (3月1日より受付開始) |
| 4. 4月20日開催 開会記念 特別講演会 事前申込 | (3月1日より受付開始) |

申込は先着順となります。定員に達し次第、受付終了となりますので、予めご了承ください。詳細はWEBサイトよりご覧ください。

会期

(学術集会) 2023年4月21日(金)~23日(日)

(学術展示) 2023年4月20日(木)~23日(日)

(博覧会) 2023年4月15日(土)~23日(日)

会場

東京国際フォーラム
および 丸の内・有楽町エリア

会頭

春日 雅人 朝日生命成人病研究所 所長
国立国際医療研究センター 名誉理事長

開催形式

現地開催+WEB開催
(LIVE配信およびオンデマンド配信)

開催形式について

第31回日本医学会総会は、現地開催に加え、WEB開催(LIVE配信およびオンデマンド配信)を組み合わせたハイブリッド開催で準備を進めております。

■参加方法および参加登録費について

- 現地参加の場合は、WEB参加も可能です。
また、現地参加が叶わぬ場合には、WEBのみでもご参加いただけます。
- 大学院生およびメディカルスタッフでWEB参加のみにてご登録いただいた場合は、現地参加いただけません。

■視聴可能プログラムについて

- LIVE配信:現地開催と同時刻に、現地で開催中のプログラムを生中継します。
オンデマンド配信:現地開催終了後に、現地で収録したプログラムを録画放送します。
オンデマンド配信は、好きな時間に、何度でも視聴可能です。
(オンデマンド配信期間は2023年5月~7月頃を予定しています)
LIVE配信およびオンデマンド配信については、WEBサイトにてご案内いたします。

事前参加登録は
こちらから

<https://isoukai2023.jp/>

医総会2023



【事務局】〒113-8655東京都文京区本郷7-3-1
東京大学医学部附属病院中央診療棟2(8F)
TEL | 03-5800-8971 FAX | 03-5800-6412
E-mail | office@isoukai2023.jp

編集室

地元紙朝刊「縦書きコラム」に思う

全国紙地方紙を問わず、それぞれ第一面に「縦書きコラム」の欄を設けています。朝日新聞の「天声人語」、読売新聞の「編集手帳」、毎日新聞の「余録」、産経新聞の「産経抄」、日経新聞の「春秋」などです。ご当地の地方紙には「天風録」があります。内外の重大ニュースから身近な暮らしの話題まで、多彩な話題を巧みな筆致で400～500字で活写しています。これこそ縦書きコラムの必要条件です。時に「ウーン」と感心したり、また時には「クスッ」と心中でほほ笑んでしまったりする、毎朝の楽しみでもあります。大学入学試験の出題問題に取り上げられたり、小論文試験の参考にされたりもします。受験者の読解力や書く力をはかる格好の試金石となるからでしょう。

この一週間の間に、地元地方紙の「天風録」が、地元出身の岸田首相について繰り返し取り上げているのが目につきました。以下に抜粋します。

●(2023.1.19) ▲…今の首相はさながら「拝借の名人」といえよう▲地元広島の先達に倣った令和版の「所得倍増計画」はどうなったのだろうか。デジタル化推進にも、「田園都市国家構想」という受け売りの言葉を継いだ▲新味を欠くと言えば、今年の年頭会見で掲げたキャッチフレーズもしかりだ。「異次元の少子化対策」に挑戦すると意気込んだ。…。

●(2023.1.21) 宰相には、平時タイプと、有事でこそ力を発揮する人がいるそうだ。▲…気になるのは麻生氏が3年前、有事に向かないと評価していたことだ。嘆かわしきは、乱世に対応できる人材を欠く政治状況かもしれない。

●(2023.1.22) 〈日本の新聞には。がっかり〉。ニュージーランドに住む友人からの穏やかならぬ返信である。ニュージーランドのアーダン首相の突然の辞意を「政権投げ出し」とした見方に対して、友人の言葉「アーダン首相は、やれることは全部やった末、自分と家族を守るために退いたー」を紹介したうえで、最後に、それに比べ…とは言わないでおく。

●(2023.1.24) その2文字が、首相の国会演説に現れたのは13年前、…誰も置き去りにしないー。そんな社会を示すキーワードが「包摶」である▲…。…▲…昨日の施政方針演説でも例の2文字が聞こえて来た。「おっ」と身を乗り出して間もなくずっこけた▲…なぜか経済の2文字を足し、…。元々は貧困対策と重なる言葉ではなかつたか。原稿を淡々と読み上げていく姿が、何やら空恐ろしかった▲…。こんな調子では、国民が置き去りになる。

時の権力に対して忌憚なく物申すことはジャーナリストの重要な責務です。今の首相について同様な意見を持つ人が多いことは、就任当初には66%であった岸田内閣支持率が、昨年末には30%を割り込んだとする調査結果にも表れています。

上記の縦書きコラムの必要条件は満たしていると思います。もう一つの特徴である軽妙なテンポは政権批判にも向いています。しかし、こうも繰り返しダメ出しされると、縦書きコラムに欠かせない、読後の清涼感は失われてしまうのではないかでしょうか。全国紙各紙に比べ…とは言わないであります。

(白川 敏夫)

広島県医師会速報 2023年(令和5年)2月25日

- 発行所／一般社団法人 広島県医師会 〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番3号 TEL:082-568-1511 FAX:082-568-2112
広島県医師会HP <https://www.hiroshima.med.or.jp/> E-mail: kouhou@hiroshima.med.or.jp
- 編集者／広島県医師会会長 松村 誠
(広報委員) 豊田 紳敬、上野 宏泰、加藤 誉、河村りゅう、児玉 篤、先本 秀人、住居晃太郎、
田中 民江、谷 充理、西江 学、原田和歌子、岩崎 泰政、平尾 健、正岡 良之
- 印刷所／レタープレス株式会社 〒739-1752 広島市安佐北区上深川町809番地の5 TEL:082-844-7500 FAX:082-844-7800